第4章 方法書についての意見と事業者の見解

4-1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

4-1-1 方法書の公告及び縦覧等

「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価調査計画書(方法書)(以下、「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和2年1月7日(火)

(2) 公告の方法

以下の「お知らせ」を実施した。

・事業者ウェブサイトに、令和2年1月7日(火)より掲示(図 4-1-1-1)。

(3) 縦覧場所

縦覧は、表 4-1-1-1 に示す自治体庁舎等の 6 箇所にて実施した。

公 1 1 1 1 阿豆田口目以来完多加		
縦覧場所 所在地		
埼玉県東松山環境管理事務所	埼玉県東松山市六軒町5-1	
埼玉県北部環境管理事務所	埼玉県熊谷市末広3-9-1	
小川町環境農林課	埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地	
ときがわ町建設環境課	埼玉県比企郡ときがわ町大字桃木32	
東秩父村産業建設課	埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634	
寄居町生活環境エコタウン課	埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1	

表 4-1-1-1 調査計画書の縦覧場所

(4) 縦覧期間

令和2年1月7日(火)~令和2年2月7日(金)

(5) 縦覧者数

縦覧者数については、カウントを行っていない。

(6) インターネット利用による公表

事業者ウェブサイトに調査計画書及び概要版を掲載し、公表した(図 4-1-1-1)。公表期間は、縦覧期間と同じ令和 2 年 1 月 7 日(火)~令和 2 年 2 月 7 日(金)とし、その期間は常時アクセス可能な状態とした。縦覧図書へのアクセス数は、カウントを行っていない。

また、埼玉県ウェブサイトと事業者ウェブサイトをリンクすることにより、自治体のウェブサイトから調査計画書及び概要版を参照可能とした。

2020年1月7日

「さいたま小川町メガソーラー 環境影響評価調査計画書」の縦覧及び説明会について

弊社では、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「さいたま小川町メガソーラー環境影響評価調査計画書」を令和元年12月20 日付で埼玉県知事へ送付しました。

環境影響評価調査計画書について、下記のとおり織覧及び説明会を実施します。

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	エトリオン・エネルギー3合同会社	
代表者の氏名	株式会社サンシャインエナジー 職務執行者 加藤 隆洋	
主たる事務所の所在地	均至県大里郡寄居町未派2079番1	

対象事業の名称、種類及び規模

対象等級	島の名称	さいたま小川町メガソーラー
対象事業	きの種類	工場の設置及びその施設の変更
淮模	面積	約 86ha
	竞電設備容量	39,600kW

对象事業実施区域

埼玉県比企都小川町木部、笠原、飯田 及び 原川

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域

小川町、ときがわ町、東秩父村 及び 寄居町の 1 町村の一部

図 4-1-1-1(1) 事業者ウェブサイトによる掲載

環境影響評価調査計画書等の縦覧の場所、期間及び時間

報覧場所

均玉県東松山環境管理事務所

東松山市六軒町5-1

埼玉県北部環境管理事務所

MA お来広さーター1

小川町環境農林課

比企郡小川町大字大塚55番地

ときがわ町建設環境課

比企都ときがわ町大字桃木32

東秩父村産業建設課

秩父郡東秩父村大字御堂634

寄居町生活環境エコタウン課

大里郡寄居町大字寄居1180-1

権覧期間及び時間

令和2年1月7日(火)~2年2月7日(金)

開館日、開館時間については各機関までお問い合わせください。

県立図書館各館(熊谷・久喜)、県政情報センター、小川町立図書館でも御覧いただけます。

インターネットによる縦覧

評価書及び要約書は、Windows10、Internet Explorer11及び Adobe Acrobat 製品(正規品)で、且つ弊社ウェブサイト、及び埼玉県環境部環境政策課ウェブサイト上で閲覧可能となっておりますので、ご注意願います。

■さいたま小川町メガソーラー環境影響評価調査計画書

表紙及び目次(PDF:165KB)

第1章 業者の名称及び住所 第2章 対象事業の目的及び概要(PDF: 4,784KB)

第3章 調查項目(PDF:508KB)

第4章 調査、予測及び評価の方法

大気質(PDF:1,994KB)

騒音·低周波音(PDF:1,577KB)

振動(PDF:1,570KB)

水質(PDF:1,626KB)

水象(PDF:1,001KB)

地象(PDF:952KB)

動物(PDF: 1,700KB)

図 4-1-1-1(2) 事業者ウェブサイトによる掲載

植物(PDF:1,059KB)

生態系 .景観(PDF:1,044KB)

自然とのふれあいの場(PDF:1,082KB)

光書 .廃棄物等 .温室効果ガス等(PDF:460KB)

第5章 地域の概況

社会的状況(PDF:6,916KB) 自然的状況(PDF:10,207KB)

第6章 環境の保全についての配慮事項(PDF:522KB)

■環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類(PDF:1,429KB)

■概要版

表紙及び目次(PDF:103KB)

第1章 業者の名称及び住所 第2章 対象事業の目的及び概要(PDF:4,784KB)

第3章 調查項目(PDF:504KB)

第4章 調査、予測及び評価の方法(PDF: 6,616KB)

第5章 地域の概況(PDF:1,085KB)

第6章 環境の保全についての配慮事項(PDF:522KB)

調査計画書説明会について

環境影響評価調査計画書の説明会を以下の通り開催します。〈事前申し込みは不要です。当日、会場にお越しください。〉

小川町	リリックおがわ 会議室1-2	
	(埼玉県比企都小川町大塚 55 番地)	
	令和 2 年 1 月 18 日 (土) 18:00~19:30	
ときがわ町	ときがわ町活き生き活動センター 会議署1	
	(ときがわ町大学玉川 2515 番地)	
	令和 2 年 1 月 24 日(金) 9:30~11:00	
東秩父村	東秋交村高齢者生きがいセンター	
	(東秩父村安戸 432-1)	
	令和 2 年 1 月 24 日(金) 18:00~19:30	
寄居町	寄居町勤労福祉センター(よりい会館)大会議室	
	(寄居町大字寄居 941-1)	
	令和 2 年 1 月 24 日(金) 14:00~15:30	

図 4-1-1-1 (3) 事業者ウェブサイトによる掲載

意見書の提出について 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、以下の受付締切までに、意見書を事業者宛に提出することができます。緩難 場所に備付けの意見書用紙に(用紙を使用しない場合、住所・氏名・対象事業の名称・意見の内容及びその理由を記載)の上、 下記のお問い合わせ先の事業者まで郵送、FAX又は電子メールにてお送りください。また、ご不明な点は事業者までお問い合 わせください。 受付締切:令和2年2月21日(金)必着 お問合せ先 〒369-1211 埼玉県大里郡寄居町 赤浜2078番1 エトリオン・エネルギー3合同会社 問い合わせ先: info@http://etrion-energy3.com FAX 00-000-000 (土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

図 4-1-1-1 (4) 事業者ウェブサイトによる掲載

4-1-2 方法書説明会の開催

「埼玉県環境影響評価条例」第6条の2の規定に基づき、調査計画書の記載事項を周知させるため調査計画書説明会(以下、「説明会」という。)を開催した。

説明会の開催の公告は、事業者ウェブサイトに調査計画書の縦覧等に関する公告と同時に行う(図 4-1-1-1)とともに、環境に影響をおよぼす地域に回覧及び直接投函による配布、庁舎掲示板等への掲示を行い(図 4-1-2-1)周知した。

(1) 開催場所

開催場所は、表 4-1-2-1 に示す 4 箇所にて実施した。

表 4-1-2-1 説明会の開催場所

開催場所	所在地	
リリックおがわ 会議室1・2	埼玉県比企郡小川町大塚 55 番地	
ときがわ町活き生き活動センター 会議室1	埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川 2515 番地	
東秩父村高齢者生きがいセンター	埼玉県比企郡東秩父村安戸 432-1	
寄居町勤労福祉センター(よりい会館)大会議室	埼玉県比企郡寄居町大字寄居 941-1	

(2) 開催日及び時間

- ・令和2年1月18日(土) 18:00~19:30 (リリックおがわ 会議室1・2)
- ・令和2年1月24日(金)9:30~11:00(ときがわ町活き生き活動センター会議室1)
- ・令和2年1月24日(金)18:00~19:30 (東秩父村高齢者生きがいセンター)
- ・令和2年1月24日(金)14:00~15:30 (寄居町勤労福祉センター(よりい会館)大会議室)

(3) 来場者数

4回の開催により、計72名の来場者があった。

[内訳] · 令和 2 年 1 月 18 日 (土) : 52 名

· 令和 2 年 1 月 24 日 (金):7 名

· 令和 2 年 1 月 24 日 (金): 6 名

• 令和 2 年 1 月 24 日 (金):7 名

回覧

さいたま小川町メガソーラー事業 環境影響評価調査計画書の概要、縦覧及び説明会開催のお知らせ

Oはじめに

エトリオン・エネルギー3合同会社では、埼玉県比企郡小川町木部、笠原、飯田及び原川地区において「さいたま小川町メガソーラー」事業を計画しています。本事業は「埼玉県環境影響評価条例」にもとづく環境影響評価の対象事業となることから、同条例に基づき「さいたま小川町メガソーラー 環境影響評価調査計画書」を作成し、令和2年1月に埼玉県知事に提出します。

この印刷物は、計画区域周辺に住所を有する皆様、勤務する皆様、事業所を有する皆様、農業等に従事する皆様に、調査計画書の要旨、対象事業の概要、説明会の開催日時、場所等についてお知らせするものです。

エトリオン・エネルギー3合同会社より配布するものであり、小川町の事業を説明するものではありません

○事業者の氏名及び所在地

名 称:エトリオン・エネルギー3合同会社

代表者:株式会社サンシャインエナジー

職務執行者 加藤 隆洋 所在地:埼玉県大里郡寄居町赤浜 2078 番 1

○対象事業の名称及び種類

名 称:さいたま小川町メガソーラー

種 類:太陽光発電施設

〇対象事業が実施されるべき区域(右図)

計画区域 :面積 約86ha

図中の凡例: 計画区域及び関連施設

計画区域外周より半径3.0km

※埼玉県環境影響評価条例に基づき、計画区域から3.0km以内の範囲が関係地域とされます。対象事業に関しては、小川町、東秩父村、寄居町、ときがわ町に関係地域の範囲が

かかります。



この地図は、国土地理院発行の電子地図 25000 を掲載したものである。

1 事業の目的

私たちの暮らす現代社会においては、欠かすことのできないエネルギーの安定供給、及び温室効果ガス排出量の低減が、喫緊の課題となっています。「埼玉県 5 か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-」においても、太陽光など再生エネルギーの利用が宣言されており、埼玉県でのメガソーラー事業の需要は高まっています。

このような背景を踏まえ、本事業は、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーとして太陽光発電を採用し、 低炭素・循環型社会への転換やエネルギーの安定供給への貢献を目的として、発電事業をおこなうものです。

図 4-1-2-1(1) 説明会の開催の公告(表面:小川町)

2 調査計画書の説明会の場所と日時

調査計画書の説明会を以下のとおり開催します。(事前申込は不要です。当日、直接会場にお越しください。)

開催場所	開催日時
リリックおがわ 会議室1・2 (埼玉県比企郡小川町大塚55番地)	令和2年1月18日(土)18:00~19:30



3 調査計画書の縦覧について

調査計画書は縦覧期間中、以下の場所でご覧いただけます。

※縦覧期間:令和2年1月7日(火)~令和2年2月7日(金)ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます

縦覧場所	所在地	電話番号
埼玉県東松山環境管理事務所	東松山市六軒町5-1	0493-23-4050
埼玉県北部環境管理事務所	熊谷市末広3-9-1	048-523-2800
小川町環境農林課	比企都小川町大字大塚55番地	0493-72-1221
ときがわ町建設環境課	比企郡ときがわ町大字桃木 32	0493-65-1521
東秩父村産業建設課	秩父郡東秩父村大字御堂634	0493-82-1221
寄居町生活環境エコタウン課	大里郡等居町大字等居1180-1	048-581-2121

※調査計画書の全文は、上記縦覧期間中に以下のURLにてご覧いただけます。

http://etrion-energy3,com

4 調査計画書についての意見書の提出について

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、以下の受付締切までに、意見書を事業者宛に提出するこ とができます。縦覧場所に備付けの意見書用紙に(用紙を使用しない場合、住所・氏名・対象事業の名称・ 意見の内容及びその理由を記載)の上、5のお問い合わせ先の事業者まで郵送、FAX 又は電子メール(た だし、添付ファイルでの提出はできません)にてお送りください。また、ご不明な点は事業者までお問い合 わせください。

受付締切:令和2年2月21日(金)必着

5 本事業に関するお問い合わせ先

エトリオン・エネルギー3合同会社

〒369-1221 埼玉県大里郡寄居町赤浜2078番1

電話: 048-577-0510 FAX: 048-577-0511 電子メール: info@etrion-energy3.com

図 4-1-2-1 (2) 説明会の開催の公告(裏面:小川町)

回覧

さいたま小川町メガソーラー事業 環境影響評価調査計画書の概要、縦覧及び説明会開催のお知らせ

Oはじめに

エトリオン・エネルギー3合同会社では、埼玉県比企郡小川町木部、笠原、飯田及び原川地区において「さいたま小川町メガソーラー」事業を計画しています。本事業は「埼玉県環境影響評価条例」にもとづく環境影響評価の対象事業となることから、同条例に基づき「さいたま小川町メガソーラー 環境影響評価調査計画書」を作成し、令和2年1月に埼玉県知事に提出します。

この印刷物は、計画区域周辺に住所を有する皆様、勤務する皆様、事業所を有する皆様、農業等に従事する皆様に、調査計画書の要旨、対象事業の概要、説明会の開催日時、場所等についてお知らせするものです。

エトリオン・エネルギー3合同会社より配布するものであり、東狭父村の事業を説明するものではありません。

○事業者の氏名及び所在地

名 称:エトリオン・エネルギー3合同会社

代表者:株式会社サンシャインエナジー

職務執行者 加藤 隆洋 所在地:埼玉県大里郡寄居町赤浜 2078 番 1

○対象事業の名称及び種類

名 称:さいたま小川町メガソーラー

種 類:太陽光発電施設

〇対象事業が実施されるべき区域(右図)

計画区域 : 面積 約86ha

図中の凡例: 計画区域及び間道施設

町村界 計画区域外周より半径3.0km

※埼玉県環境影響評価条例に基づき、計画区域から3.0km以内の範囲が関係地域とされます。対象事業に関しては、小川町、東秩父村、寄居町、ときがわ町に関係地域の範囲が

かかります。



この地図は、国土地理院発行の電子地図 25000 を掲載したものである。

1 事業の目的

私たちの暮らす現代社会においては、欠かすことのできないエネルギーの安定供給、及び温室効果ガス排出量の低減が、喫緊の課題となっています。「埼玉県 5 か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-」においても、太陽光など再生エネルギーの利用が宣言されており、埼玉県でのメガソーラー事業の需要は高まっています。

このような背景を踏まえ、本事業は、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーとして太陽光発電を採用し、 低炭素・循環型社会への転換やエネルギーの安定供給への貢献を目的として、発電事業をおこなうものです。

図 4-1-2-1 (3) 説明会の開催の公告(表面:東秩父村)

2 調査計画書の説明会の場所と日時

調査計画書の説明会を以下のとおり開催します。(事前申込は不要です。当日、直接会場にお越しください。)

開催場所	開催日時	
東秩父村高齢者生きがいセンター (東秩父村安戸 432-1)	令和2年1月24日(金)18:00~19:30	



3 調査計画書の縦覧について

調査計画書は縦覧期間中、以下の場所でご覧いただけます。

※縦覧期間:令和2年1月7日(火)~令和2年2月7日(金)ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます

縦覧場所	所在地	電話番号
埼玉県東松山環境管理事務所	東松山市六軒町5-1	0493-23-4050
埼玉県北部環境管理事務所	熊谷市未広3-9-1	048-523-2800
小川町環境農林課	比企都小川町大字大塚55番地	0493-72-1221
ときがわ町建設環境課	比企都ときがわ町大字桃木 32	0493-65-1521
東秩父村産業建設課	秩父郡東秩父村大字御堂634	0493-82-1221
奇居町生活環境エコタウン課	大里都寄居町大字寄居1180-1	048-581-2121

※調査計画書の全文は、上記縦覧期間中に以下の URL にてご覧いただけます。

http://etrion-energy3.com

4 調査計画書についての意見書の提出について

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、以下の受付締切までに、意見書を事業者宛に提出することができます。縦覧場所に備付けの意見書用紙に(用紙を使用しない場合、住所・氏名・対象事業の名称・意見の内容及びその理由を記載)の上、5のお問い合わせ先の事業者まで郵送、FAX 又は電子メール(ただし、添付ファイルでの提出はできません)にてお送りください。また、ご不明な点は事業者までお問い合わせください。

受付締切:令和2年2月21日(金)必着

5 本事業に関するお問い合わせ先

エトリオン・エネルギー3合同会社

〒369-1221 埼玉県大里郡寄居町赤浜 2078 番 1

電話: 048-577-0510 FAX: 048-577-0511 電子メール: Info@etrion-energy3.com

回覧

さいたま小川町メガソーラー事業 環境影響評価調査計画書の概要、縦覧及び説明会開催のお知らせ

Oはじめに

エトリオン・エネルギー3合同会社では、埼玉県比企郡小川町木部、笠原、飯田及び原川地区において「さいたま小川町メガソーラー」事業を計画しています。本事業は「埼玉県環境影響評価条例」にもとづく環境影響評価の対象事業となることから、同条例に基づき「さいたま小川町メガソーラー 環境影響評価調査計画書」を作成し、令和2年1月に埼玉県知事に提出します。

この印刷物は、計画区域周辺に住所を有する皆様、勤務する皆様、事業所を有する皆様、農業等に従事する皆様に、調査計画書の要旨、対象事業の概要、説明会の開催日時、場所等についてお知らせするものです。

エトリオン・エネルギー3合同会社より配布するものであり、寄居町の事業を説明するものではありません

○事業者の氏名及び所在地

名 称:エトリオン・エネルギー3合同会社

代表者:株式会社サンシャインエナジー

職務執行者 加藤 隆洋

所在地:埼玉県大里郡寄居町赤浜 2078 番 1

○対象事業の名称及び種類

名 称:さいたま小川町メガソーラー

種 類:太陽光発電施設

〇対象事業が実施されるべき区域(右図)

計画区域 :面積 約86ha

図中の凡例: 計画区域及び関連施設

町村界

計画区域外周より半径3.0km

※埼玉県環境影響評価条例に基づき、計画区域から 3.0km 以内の範囲が関係地域とされます。対象事業に関しては、小川町、東秩父村、寄居町、ときがわ町に関係地域の範囲がかかります。



この地図は、国土地理院発行の電子地図 25000 を掲載したものである。

1 事業の目的

私たちの暮らす現代社会においては、欠かすことのできないエネルギーの安定供給、及び温室効果ガス排出量の低減が、喫緊の課題となっています。「埼玉県 5 か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-」においても、太陽光など再生エネルギーの利用が宣言されており、埼玉県でのメガソーラー事業の需要は高まっています。

このような背景を踏まえ、本事業は、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーとして太陽光発電を採用し、 低炭素・循環型社会への転換やエネルギーの安定供給への貢献を目的として、発電事業をおこなうものです。

図 4-1-2-1 (5) 説明会の開催の公告 (表面:寄居町)

2 調査計画書の説明会の場所と日時

調査計画書の説明会を以下のとおり開催します。(事前申込は不要です。当日、直接会場にお越しください。)

開催場所	開催日時
寄居町勤労福祉センター(よりい会館)大会議室 (寄居町大字寄居941-1)	令和2年1月24日(金)14:00~15:30



3 調査計画書の縦覧について

調査計画書は縦覧期間中、以下の場所でご覧いただけます。

※縦覧期間:令和2年1月7日(火)~令和2年2月7日(金)ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます

縦覧場所	所在地	電話番号
埼玉県東松山環境管理事務所	東松山市六軒町5-1	0493-23-4050
埼玉県北部環境管理事務所	熊谷市末広3-9-1	048-523-2800
小川町環境農林課	比企都小川町大字大塚55番地	0493-72-1221
ときがわ町建設環境課	比企都ときがわ町大字桃木 32	0493-65-1521
東秩父村産業建設課	秩父郡東秩父村大字御堂634	0493-82-1221
寄居町生活環境エコタウン課	大里郡与居町大字与居1180-1	048-581-2121

※調査計画書の全文は、上記縦覧期間中に以下の URL にてご覧いただけます。

http://etrion-energy3,com

4 調査計画書についての意見書の提出について

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、以下の受付締切までに、意見書を事業者宛に提出することができます。縦覧場所に備付けの意見書用紙に(用紙を使用しない場合、住所・氏名・対象事業の名称・意見の内容及びその理由を記載)の上、5のお問い合わせ先の事業者まで郵送、FAX 又は電子メール(ただし、添付ファイルでの提出はできません)にてお送りください。また、ご不明な点は事業者までお問い合わせください。

受付締切:令和2年2月21日(金)必着

5 本事業に関するお問い合わせ先

エトリオン・エネルギー3合同会社

〒369-1221 埼玉県大里郡寄居町赤浜2078番1

電話: 048-577-0510 FAX: 048-577-0511 電子メール: info@etrion-energy3.com

図 4-1-2-1 (6) 説明会の開催の公告(裏面:寄居町)

回覧

さいたま小川町メガソーラー事業 環境影響評価調査計画書の概要、縦覧及び説明会開催のお知らせ

Oはじめに

エトリオン・エネルギー3合同会社では、埼玉県比企郡小川町木部、笠原、飯田及び原川地区において「さいたま小川町メガソーラー」事業を計画しています。本事業は「埼玉県環境影響評価条例」にもとづく環境影響評価の対象事業となることから、同条例に基づき「さいたま小川町メガソーラー 環境影響評価調査計画書」を作成し、令和2年1月に埼玉県知事に提出します。

この印刷物は、計画区域周辺に住所を有する皆様、勤務する皆様、事業所を有する皆様、農業等に従事する皆様に、調査計画書の要旨、対象事業の概要、説明会の開催日時、場所等についてお知らせするものです。

エトリオン・エネルギー3合同会社より配布するものであり、ときがわ町の事業を説明するものではありません。

○事業者の氏名及び所在地

名 称:エトリオン・エネルギー3合同会社

代表者:株式会社サンシャインエナジー

職務執行者 加藤 隆洋

所在地:埼玉県大里郡寄居町赤浜 2078 番 1

○対象事業の名称及び種類

名 称:さいたま小川町メガソーラー

種 類:太陽光発電施設

〇対象事業が実施されるべき区域(右図)

計画区域 : 面積 約86ha

図中の凡例: 計画区域及び間道施設

町村界

計画区域外周より半径3.0km

※埼玉県環境影響評価条例に基づき、計画区域から 3.0km 以内の範囲が関係地域とされます。対象事業に関しては、小川町、東秩父村、寄居町、ときがわ町に関係地域の範囲がかかります。



この地図は、国土地理院発行の電子地図 25000 を掲載したものである。

1 事業の目的

私たちの暮らす現代社会においては、欠かすことのできないエネルギーの安定供給、及び温室効果ガス排出量の低減が、喫緊の課題となっています。「埼玉県 5 か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-」においても、太陽光など再生エネルギーの利用が宣言されており、埼玉県でのメガソーラー事業の需要は高まっています。

このような背景を踏まえ、本事業は、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーとして太陽光発電を採用し、 低炭素・循環型社会への転換やエネルギーの安定供給への貢献を目的として、発電事業をおこなうものです。

図 4-1-2-1 (7) 説明会の開催の公告 (表面:ときがわ町)

2 調査計画書の説明会の場所と日時

調査計画書の説明会を以下のとおり開催します。(事前申込は不要です。当日、直接会場にお越しください。)

開催場所	開催日時	
ときがわ町活き生き活動センター 会議室1 (ときがわ町大字玉川 2515 番地)	令和2年1月24日(金)9:30~11:00	



3 調査計画書の縦覧について

調査計画書は縦覧期間中、以下の場所でご覧いただけます。

※縦覧期間:令和2年1月7日(火)~令和2年2月7日(金)ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます

縦覧場所	所在地	電話番号
埼玉県東松山環境管理事務所	東松山市六軒町5-1	0493-23-4050
埼玉県北部環境管理事務所	熊谷市末広3-9-1	048-523-2800
小川町環境農林課	比企都小川町大字大塚55番地	0493-72-1221
ときがわ町建設環境課	比企都ときがわ町大字桃木 32	0493-65-1521
東秩父村産業建設課	秩父郡東秩父村大字御堂634	0493-82-1221
寄居町生活環境エコタウン課	大里郡等居町大字等居1180-1	048-581-2121

※調査計画書の全文は、上記縦覧期間中に以下の URL にてご覧いただけます。

http://etrion-energy3,com

4 調査計画書についての意見書の提出について

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、以下の受付締切までに、意見書を事業者宛に提出することができます。縦覧場所に備付けの意見書用紙に(用紙を使用しない場合、住所・氏名・対象事業の名称・意見の内容及びその理由を記載)の上、5のお問い合わせ先の事業者まで郵送、FAX 又は電子メール(ただし、添付ファイルでの提出はできません)にてお送りください。また、ご不明な点は事業者までお問い合わせください。

受付締切:令和2年2月21日(金)必着

5 本事業に関するお問い合わせ先

エトリオン・エネルギー3合同会社

〒369-1221 埼玉県大里郡寄居町赤浜2078番1

電話: 048-577-0510 FAX: 048-577-0511 電子メール: info@etrion-energy3.com

図 4-1-2-1 (8) 説明会の開催の公告(裏面:ときがわ町)

4-1-3 方法書についての意見の把握

「埼玉県環境影響評価条例」第7条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの 意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年1月7日(火)~令和2年2月21日(金)まで(郵送の受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

郵送、FAX、電子メールにより意見を受け付けた(図 4-1-3-1)。

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は16通であった。

環境影響評価調査計画書に対する意見書

年 月 日

事業者

エトリオン・エネルギー3合同会社 株式会社サンシャインエナジー 職務執行者 加藤 隆洋 様

> ₹ 住所 氏名

埼玉県環境影響評価条例第7条第1項の規定により、下記事業に係る環境影響評価調 査計画書に関し意見書を提出します。

記

対象事業の名称 さいたま小川町メガソーラー

環境影響評価調査計画書に対する意見

【注意事項】

- 1 意見の内容は、環境影響評価調査計画書について環境の保全の見地からのもの を日本語で簡潔に記述してください。
- 2 意見書を提出できる期間は、令和2年1月7日(火)から令和2年2月 21日(金)(必着)までです。

【提出先】

エトリオン・エネルギー3合同会社

〒369-1221 埼玉県大里郡寄居町赤浜2078番1

ファックス : 048-577-0511 電子メール : t.kato0917@gmail.com

図 4-1-3-1(1) 意見書提出様式

	環境影響評価調査計画書に対する意見 (つづき)

図 4-1-3-1 (2) 意見書提出様式

4-1-4 方法書に対する環境の保全の見地からの住民等の意見の概要と事業者の見解

「埼玉県環境影響評価条例」第7条の規定に基づく、環境の保全の見地から提出された意見は16件であった。方法書についての意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、事業者の見解欄のうち、ゴシック書体で記載した部分は、「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6の規定に基づく方法書についての意見の概要の送付及び意見の概要等の届出の以降に見直し又は追加を行った事項を示す。

方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

意見書①

意見概要	事業者見解
I 森林破壊をともなった開発は反対である。 Ⅲ地域と共存共栄できる開発をお願いする。 1)環境アセスによる生態系への影響を最小限に抑えた 計画をお願いする。	
2) 百年に一度起こりえる自然災害を想定した設計と施	

- 工をお願いしする。 3)周辺環境保護のための基金協定の提案をする。
- I 森林破壊をともなった開発について反対意見を述べる。 国の施策の大義名分があろうとも、犠牲を伴う開発は、 そこで暮らす住民の生活環境を脅かし、人権を踏みにじる 行為にほかならない。それは、昭和30年代・40年代の公 害訴訟にみる、住民の生活環境を悪化させ、人権をないが しろにした経済優先の施策が物語っている通りである。

当時からのつけであり、いまだ処理できずにいる PCB 廃棄物は各公的機関で保管し処分待ちである。解体工事で発生するアスベスト(石綿)も、いまだ存在している。

資源エネルギー庁の FIT 法によるクリーンエネルギー施策も、太陽光パネルの廃棄物処理問題や森林破壊、地域の生活環境などへの悪影響など充分な論議も対策もないまま施行し、クリーンイメージを国民に広げ、その陰で経済的競争を優先させたことにより、住民の生活環境の破壊・国土の森林破壊をもたらす悪法となっている。今ようやく表面化してきた廃棄物処理費用や森林破壊、生活環境の悪化にどう対応するのか、資源エネルギー庁は昨年の廃棄物処理費用の積み立ての義務化をはじめ、今後の方向性を法の改正も含め進めているところと思っている。

大切なことは、このような法の抜け道を目先の利益のみで、すり抜けるのではなく、近江商人のように、共存共栄の精神を持って、三方得(売り手よし、買い手よし、世間よし)の価値基準で商売していくことが犠牲者を作らない、言い換えれば「誰も置き去りにしない社会」へと進められる行為であり、いみじくも循環型社会を目指し行く貴合同会社ならば、なくてはならない行動基準と考えている。

その意味でも、貴合同会社の理念と行動が伴わない開発計画には反対を表明する。この開発計画は、クリーンの名のもとに里山で暮らす私たちの人権を踏みにじる行為であり、環境破壊の何物でもない。

そのうえで開発を進めると言うなら、地域住民の理解を 得るために必要なことを真摯に受け止め、誠実に履行して いただきたい。

- II 地域と共存共栄できる開発をお願いする
- 1)環境アセスメント評価により里山の風物を守り、生態系への影響を最小限に抑えた計画をお願いする。

森林につきましては、計画地約86haのうち、残置林として約43haの区域について、伐採を行わない計画です。また、それ以外に、急傾斜地などパネルを設置しない場所についても、現在の植生を残す、若しくは早期緑化を行っていく計画となっております。

生態系に関する調査に基づく予測・評価結果は「8-1調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-6生態系 (1)地域を特徴づける生態系 2)予測及び評価の結果 ①工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用の影響 (a)工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在及び太陽光パネル等の撤去・廃棄 b)予測 (エ)予測結果」及び「同(オ)評価の結果」に記載しました。

森林を大切にする地域住民の方々の思いを、真摯 に受け止め、上記内容を誠実に履行して参ります。

森林につきましては、計画地約86haのうち、残置林として約43haの区域について、伐採を行わない計

雑木林の破壊により、ふる里の景観や動植物の生活環境が破壊されるため、環境アセスメント評価を行っていただけることは、飯田地区を中心にした里山の自然環境を理解することにつながる。サシバやノスリなどの猛禽類や動植物、四季折々の鳥の声、ほたる舞う水環境などに見る里山の風物詩、このような里山の風景と風物を守るために、生物の多様性を守り尊重し、生態系への影響を最小限に抑えるための資料とすることをお願いする。私としては、敷地面積の60%から80%の雑木林を保護し、幹回り20cm以上の木々は伐採せず残していただきたい。

また、埋め立ては極力さけ、残土を検査し土壌汚染を阻止すること。そして、水環境(河川及び地下水)を守るため水質の定点観測を20年間行い、検査データは公表し、水の町小川の里山の水質を守ること

2) 百年に一度起こり得る災害を想定した設計と施工をお願いする。

計画書には、想定外の気象についての見解がないため、 気象庁の記録(寄居町・ときがわ町)を基準に起こりえる 降水量・風速の想定をすること。

寄居の気象データでは降水量は10分間に31.5mm、1時間103mm、ときがわ町の気象データでは1日に572mmが記録されている。

個人的な意見として、危険予測率 10%増として、降水量は 10 分間に 35mm、1 時間に 115mm、1 日に 630mm の雨量に対応できる設計・施工を行うこと。風量は 40m/s と考えている。

・災害発生時の対応についてお願いする。

火災については、落雷と機器類の不具合から生じることが多くみられるため、避雷針を設置し、機器類の延焼を防ぐため、連携する機器間を遮断できる最新機能を持つパネルを設置していただきたい。また、火災や土砂災害が発生した場合の対応マニュアルなど作成し消防署と連携し、消火方法など、安心できる対応をお願いするとともに、発生した際の情報開示と公開お願いする。

事業者見解

画です。また、それ以外に、急傾斜地などパネルを設置しない場所についても、現在の植生を残す、若しくは早期緑化を行っていく計画となっております。

生態系に関する予測・評価の結果は「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-6 生態系 (1)地域を特徴づける生態系 2)予測及び評価の結果 ①工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用の影響 (a) 工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在及び太陽光パネル等の撤去・廃棄 b)予測(I)予測結果」及び「同(オ)評価の結果」に記載しました。

森林を大切にする地域住民の方々の思いを、真摯

に受け止め、上記内容を誠実に履行してまいります。 また、造成に関する計画を検討し、計画地に受け 入れる土の量を極力低減させるほか、土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR利用調 整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認 された土を取り扱うUCR(株式会社建設資源広域利用 センター)のみを利用し、搬入土の安全性を確保します。

また、環境監視計画を策定し、搬入土による汚染が生じていないことを確認するため、水質・土壌汚染の調査を実施します。「8-2 環境保全のための措置8-2-3 環境監視計画」に記載しました。

太陽電池発電による過去の事故事例を基に、風による被害、豪雨により法面が崩壊する事例、濁水が発生する事例を確認しました。

風による被害を防ぐために、太陽電池発電設備の支持物の強度を高めた基準である JIS C 8955 に基づいた設計を行い、風速 40m/秒までの風に対応できる設計としました(「2-2対象事業の内容 2-2-9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項(3)太陽光パネルの設置計画」参照)。

豪雨による法面崩壊に関しては、台風による崩壊 箇所の現地調査を行いました。その結果を踏まえ、 盛土部分の排水を適切に行うこととしました(「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-3 その他の環境(1)地盤(土地の安定性)」参照)。

濁水については、調整池の容量が不十分であることで発生している事例があることから、事業で使用する調整池について、通常の降雨と過去最大の103mm/時の降雨で影響を評価し、現状の調整池で十分対応できることを確認しました(「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果8-1-2水環境(1)水の濁り2)予測及び評価の結果」参照)。

警備・草刈りなどのメンテナンス担当職員を常時配置し、災害時の対応ができる計画としております。 また、消防署の確認を受け、消火設備を設置するなど、火災時の対応に万全を期すようにいたします。

落雷による異常電流に関しましては、避雷器、アース、ブレーカーなどを設置し、火災などを発生させないよう対策をいたします。さらに、火災等の災害が発生した場合の対応マニュアルを作成し、備えてまいります。

災害等が発生した場合には、関係機関に速やかに 報告を行い、適切に対応するように致します。

意見概要	事業者見解
	「2-2 対象事業の内容 2-2-9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項」に記載しました。
・ソーラーパネルの廃棄についてお願いする。 資源エネルギー庁のFIT 法に基づき、廃棄費用として資 本金の5%の積立が義務化されている。今後、源泉徴収 化もあり得るので、関係者の責任を明確化し国の方針に 則り対応をお願いする。また、想定外の廃棄については、 速やかに対応することお願いする。	廃棄時の処理費用を、「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に基づき、積み 立てする計画です。廃棄時の処理費用の見積もりに ついても、同ガイドラインで示されている「資本費 の5%以上」を目安にします。稼働中の破損など想定 外の廃棄についても、速やかに対応いたします。
・健康被害を引き起こさないための対応について民家は遠いが、射光対策・音源対策など対処していることと思っている。しかし、パネル内の化学物質の濁洩による土壌汚染、破損などによる大気中への飛散など、定期点検をはじめ、早期発見と早期対応をお願いする。	警備・メンテナンス担当職員を配置し、早期の発見、及び早期の対応ができる計画と しました。
3)周辺環境保護のための基金協定の提案・開発後の所有地の保守点検については当然事業主が行うが、影響を与える周辺の環境保全は各町村が行わなければならない。当事者からの原資は固定資産税だけであり、年々減価償却される。そのため埋め立て及び売電の売り上げの5%を按分し、各町村へ環境保全基金として、事業の主体が変わっても売電事業が続く間は、寄付を行うという協定を各町村と結ぶこと。貴社による地域への環境保全の貢献が循環型社会へとつながり、その地域にとっては周辺の環境維持や災害復旧に役立てることができる。以上	ご意見を参考とし、必要に応じて関係機関との協 議を行ってまいります。

A. 対象事業の問題点

1. 事業者 (株式会社サンシャインエナジー) は対象事業を 行う適性に欠けています。

(理由 a) サンシャインエナジーは、地元住民の信頼を失っています。

これまでさくら太陽光センター合同会社とともに、残土搬入の事業を当該地で計画し、2018年12月以来住民との説明会を開催してきました。住民が最も疑惑を持った点は、その事業の内容や規模、会社の責任体制であり、住民や自治体に対して責任を持つに足る会社ではないという点です。社会的信用がないと毎回指摘してきました。しかし、残土事業に対する地元住民の疑念に答えることができずに、飯田・笠原・原川の三地区の反対決議となりました。この経過があるにもかかわらず、突如、事業者は太陽光発電設置事業に切り替えました。2020年1月18日に小川町で行われた環境影響調査計画書の説明会の席上でも、この変更の理由・経過は一切語られていません。事業内容そのものの説明もありません。

なお、これまで行われた残土事業の説明会の際には、入 場者制限や記録の制限などが行われたことを付記してお きます。

(理由 b) 39.6MW にも及ぶ巨大な太陽光発電事業を行える 会社ではないと私は考えます。

この規模の太陽光発電を設置するには、数十億・100億の資金が必要になります。また、様々な管理をするためのきちんとした体制が必要になります。エトリオン・エネルギー3合同会社と名乗っていても、日本各地で巨大事業を行ったA社と事業者とは、1%の資本関係しかないことがわかっています。

2. 対象事業を対象地で行わねばならない理由が、不明確です。

(理由)

太陽光発電は元来、そのエネルギー密度の小ささから小規模なものが適正な発電電源です。もし大規模なものとするならば、平坦地や緩やかな南面斜面の不毛地を適地としています。山地はもともと不適正地です。計画書でも、何箇所かにわたり、その点を認めています。「計画区域は山の一部であるため、起伏のある地形である」(4p)計画区域は、急斜面・谷底平野に位置している(152p)。「計画区域及びその周辺の地形は起伏が激しくその間をいくつもの河川が流れ、ため池も多く見られる」。(186p)

なぜそこで太陽光発電の事業を行はねばならないのか の、説明が不足しています。

事業が回避困難な理由として、「電力会社との接続協際が進んでいるとこと」、「広大な土地が確保されること」を挙げていますが、それはたまたまここで土地を手に入れたから、ここで事業を行うと言っているだけのことでしかありません。自然との共生の観点から、自然エネルギー利用の観点からも、太陽光発電事業を当該地で、これだけ大規模で行わねばならない納得できる理由は述べられていません。もし「低炭素・循環型社会への転換やエネルギーの安定供給への貢献」(1/18 の配布資料より)が目的であるならば、木を植えてバイオマス燃料の供給地にする方が、はるかに理にかなっています。

3. 残土搬入事業が行われることに、変わりはありません。

事業者の見解

事業を実施するにあたっては、事業採算性、資金 調達面等を十分検討し、計画を策定しております。

今後も、地域の皆様により信頼していただけるよう、説明会開催・準備書縦覧等の機会を通じて、事業の内容についてご説明に努めてまいります。

埼玉県では「大規模太陽光発電施設(メガソーラー等)についても、県の率先導入の取り組みを実施しており、小川町による「小川町地球温暖化対策実行計画」でも、再生可能エネルギー転換対策が喫緊の課題と位置付けられております。埼玉県でのメガソーラー事業は、これらの流れに沿うものと考えております。

また、太陽光発電には、太陽の日照条件の他、発電 事業の観点から送電の現実性・容易性を備えた立地 条件、発電規模を確保するための一定の広がりを有 する敷地の存在も重要であるところ、対象事業実施 区域が条件を整えていることを確認しているため、 適地として選定しております。

土地利用計画では、架台に載せるソーラーパネル

なぜ残土を持ち込まねばならないのか、どのように持ち 込むのか、事業計画が曖昧のままです。

(理由)

計画書によれば、97万㎡の盛土、1.65万㎡の切土を基本として、当該地の改変が行われます(5p)。95万㎡の膨大な残土が持ち込まれることになります。この数値は、これまで住民に残土事業として説明してきた150万㎡の2/3の量に相当します。残土搬入の事業が、当該太陽光発電事業の骨格になっています。にもかかわらず、環境影響評価調査を行う上で最も基本となるべきこの点が、計画書には触れられていません。

B. 環境影響評価調査計画書の問題点

1. 交通量調査・予測・評価が欠落しています。 (理中)

残土事業の説明会で住民が強く不安視していたことは、搬入トラックに伴う交通問題・道路の強度などでした。上記の量の土を10トンダンプで運ぶとしたら、15万台はゆうに超えると予測されます。往復ではこの倍になります。造成期間は3年間ですから10万台/年、1日あたりにすれば、数百台のダンプが行き来します。地域の暮らし・生活環境がどうなるのか、誰もが不安になります。この一年間の説明会でも、住民は繰り返し、数字まで上げながら、この不安を訴えてきました。

しかし、この環境影響調査項目では、大気汚染や騒音・低周波音の絡みとしての自動車交通量が、年一回の測定となっています。これでは調査になりません。起こるであろう交通渋滞や道路の被害の予測、そしてその評価を、全町さらには関係する道路すべてにわたって、行ってください。

2. 搬入土の汚染の調査、予測、評価の項目が欠落しています。

(理由)

小川町は農業の盛んな地域です。特に全国でも有名な有機農業の地です。もし搬入土が汚染されていたならば、産業への影響は計り知れないものがあります。絶対に持ち込ませないための予測と評価は、不可欠です。事業者にはその責任が生じます。農薬は使用しないとして、水質の評価項目から除いていますが、設備の供用期間中も計測を続けなければならないはずです。

さらに、2011 年の福島原発の事故以来、福島県に限らず、関東・東北の各地の土壌は、放射能で汚染されています。全く管理されず放置された数万 Bq の土地もざらにあります。事業者自身も意図せず、わからずに搬入してしまうことも、容易に想像できます。

計画地域周辺での放射性物質の測定結果が、198ページ

事業者の見解

の枚数を変える、架台の角度を変えるなどの対策を行い、地形に沿ったソーラーパネルの設置を行い、地形改変量を低減するように努め、盛土 970,000m³、切土 16,500m³ としておりました。

ご指摘を受け、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変えるなどの検討を行い、盛土720,000m³、切土365,000m³として計画を再検討しました。

造成計画の検討結果は、「2-2 対象事業の内容 2-2-7 土地の造成に関する事項」に記載しました。

国道 254 号線の交通量調査結果では、7 時~19 時で 5,176 台の一般車両の走行が確認されました。

渋滞や交通の支障を避けることを目的の一つとして造成計画の見直しを行い、盛土量・切土量のバランスをとる計画に変更した結果、工事関係車両は、建設工事時において、往復で314台/日(大型車244台/日、小型車70台/日)に低減しました。工事関係車両の割合は、国道254号の4.5%と現状を大きく変えるものではありません。加えて搬出入の車両を分散させることで、渋滞を生じさせる可能性は低いものと考えております。

予測・評価の項目については、「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき、選定をしております。そのため交通量については、交通量を予測・評価するのではなく、交通量の増加に伴う影響として大気質、騒音・振動、動物、生態系、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガスの項目について、予測・評価を行い事業計画に環境保全措置を盛り込むなどして、環境に及ぼす影響を低減しました。

自動車交通量の調査については、1年を通して平均 的な台数と想定される1日に調査を行います。その 結果を一般車両の交通量とし、そこに、工事中の車 両の増加量を加算して予測します。大気質、騒音・振 動、温室効果ガスについては、定量的な予測を行う ため車両の増加分による影響を予測します。

予測は、車両が集中して影響が最大である地点として、国道 254 号及び計画地と国道 254 号を結ぶ区間を予測します。その他の道路の影響については、国道 254 号及び計画地と国道 254 号を結ぶ区間より影響は低いと考えております。

予測・評価の項目については、「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき、選定をしております。

搬入土については、これを取り扱う業者を株式会 社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。

UCR によって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入

に記載されていますが、これは空間の線量だと思われます。必要なものは土壌の線量です。207ページには「放射性物質の拡散・流出による影響」は、「計画区域地及びその周辺には、放射性線量の高い地域は分布していない」と状況を述べ、環境影響評価項目から外しています(24p)。問題は、持ち込まれる可能性が非常に強いという点です。造成工事期間中、放射残土が持ち込まれることをどういう手法により止めるのか、事業者はきちんと示す必要がありますので、その調査や予測、評価は不可欠です。

(付記) これまでの残土事業での説明会では、土壌の放射性線量の計測方法についても、事業者は認識していなかったと思われます。2019年に配布された「笠原・飯田残土処分事業について」では、

- 1. 放射能測定器を常備して、営業日は毎日点検を行います
- 2. 原子炉等規制法の基準を適用します。
- 3. 基準値以上の土砂が搬入されたときはただちに除去します。

と書かれています。基準値とはいくらかとの問いに対して、100Bqという返答がなされ、計測方法はガイガーカウンターで計るとの返答でした。

3. 雨による河川への影響の項目が必要です。 (理由)

調査計画書では、雨水は既存の調整池で流出量の調節をすると述べています(14p)。しかし、既存の調整池はゴルフ場を前提にして建設されたものであり、広大なガラス面が雨水の流路となる太陽光発電施設を前提にしたものではありません。この点を考慮した流出雨量の予測をきちんと示すべきです。

2019年の19号台風で、河岸の崩壊、浸水など、小川町はかつてない被害を経験しました。兜川流域の池田地区、兜川と槻川とが合流した先の下里地域も浸水での被害が発生しています。当該地近辺のみではなく、小川町全域での河川への影響を調べる必要があります。

プリム跡地の当該地でも土砂崩れが発生しています。土 砂災害が発生した場合、調整池はその能力を失う可能性も あります。

事業者にこうした予想される災害への対策・対応を行ってもらうためにも、雨による河川への影響調査、予測、評価を行ってください。

4. 環境影響評価調査全体にわたる基本的な視点の確認・要望

計画されている事業は、86.2万m3中、51.9万m3とい

事業者の見解

れることがないよう担保されております。

このため、土壌調査は計画しておりませんでしたが、ご意見を踏まえまして、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査を追加する計画と**しました**。

御意見中の「説明会」は、調査計画書の説明会(令 和2年実施)とは別途開催されたものと存じますが、 上記の、UCR が斡旋する建設発生土の搬出工事は、1) 首都圏において国、自治体(都・県・区市町村及び関 連の公社等)が実施する工事、2)首都圏において(独) 都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道 路(株)、首都高速道路(株)が実施する工事、3)首都 圏において公益企業及び UCR 出資会社等の実施する 工事、の3種類に限られております(UCR Web サイ ト「首都圏事業の概要」より)。一方で、除染に伴っ て発生した土壌は、市町村等において、国が定めた 保管方法に基づき安全に保管されて(環境省 Web サ イト「除染情報サイト」)おり、事前協議を経た UCR の 斡旋する搬入土に混入されることはありません。以 上を踏まえ、UCR の斡旋する搬入土に限定すること で、放射性物質により汚染された土砂を受け入れる ことがないように致します。このため、放射線の量 の項目については非選定としております。

なお、農薬につきましては、今回の事業では、除草剤を使用せず草刈りにより除草を行う計画としております。草刈りによる除草は、すでに事業者を構成する社員(法人)において実績があり、十分実現性がある方法として計画をしておりますが、ご意見をいただき、農薬の影響がないことを確認できるよう、現況の水質を調査し、比較・確認を可能にしたうえで、環境監視計画において事業着手後に実施する調査計画を策定しました。「8-2 環境保全のための措置8-2-3 環境監視計画」に記載しました。

調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要 領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算 が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認 しています。また、排水計画についても、埼玉県林地 開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行います。

また、調整能力維持のためのメンテナンスとして、 貯まった土砂の撤去などが考えられます。現状では、 土砂のたい積の進行は進んでいませんが、対策が必 用な状況となった際には、浚渫用ポンプにて浚渫を 行う計画です。

また、切土・盛土の土工を、森林法 10 条の 2 (隣地開発許可申請)の審査基準、および「道路土工 盛土工指針」(社団法人日本道路境界)に従って設計を行い、斜面の安全性を担保し、調整池の機能が失われないようにいたします。

さらに、土砂崩れについては、現地調査を行い状況を把握した後、雨水排水施設による対策を講じるとともに、太陽光パネル荷重を考慮した土地の安定性の計算も行いました。「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-3 その他の環境 (1)地盤(土地の安定性)」に記載しました。

森林につきましては、計画地約86haのうち、残置林として約43haの区域について、伐採を行わない計画といたしました。また、それ以外に、急傾斜地など

う広大な山林地を改変しようとする事業です。自然・生活環境に多大な被害・影響が生じることは、疑いない事実です。まずはその点を認めた上で、もし調査をするならば、調査を行っていただきたいということです。あたかも影響がないような記述方法は使わないでいただきたい。

例えば、環境の保全に関する配慮方針の中で、「森林伐採量を最小限に抑える」(65p)と記されていますが、全域の 60%から森林がなくなるわけです。まずはどれだけの木を切り倒すことになるのかを、示していただきたい。そしてそれはどのような影響が予想されるのかを、示していただきたい。

また、自然とのふれあいの場の予測・評価の方法として「自然とのふれあいの場への影響が事業者等により実行可能な範囲内で出来る限り回避され、又は提言されているかどうかを評価する。」(88p)とありますが、そもそも全面に太陽電池が敷き詰められてフェンスが取り囲むエリアが、「自然とのふれあいの場」として成り立つものなのでしょうか。もしできるというならば、事業者が改善できるための調査・予測(例えば、この規模に縮小するならば、この程度の影響に抑えることができるといったもの)を行っていただきたい。

最近の資源エネルギー庁の HP には、「再エネの長期安定電源化に欠かせないのは地域との共生」という記事が掲載されています。

(https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/tiikikyousai.html)

そこには、「再エネ発電事業が長期にわたり安定的に実施されるためには、発電施設が設置される地域との信頼関係を築き、地域とともに生きていくよう努めること、つまり「共生」をはかることが必要不可欠です」と書かれています。その通りだと思います。

繰り返しになりますが、事業予定地は巨大な太陽光発電 の適地ではありません。それでも事業者の予定に従い強行 されるのであれば、災害や事故、住民の生活・産業の破壊 にもつながりかねない施設になります。地域とともに生き ていけるような施設ではありません。

再生可能エネルギーの普及という視点からしても、巨大 太陽光発電ではなくて、もっとあの場所にかなった別の事 業の可能性も考えられるはずです。事業者には、地域との 信頼関係を築くという視点から、再考を強く願うもので す。

事業者の見解

パネルを設置しない場所についても、現在の植生を 残す、若しくは早期緑化を行っていく計画となって おります。また、伐採範囲を、「2-2 対象事業の内容 2-2-7 土地の造成に関する事項 (3) 樹木伐採の場所 及び規模」に記載しました。

森林を大切にする地域住民の方々の思いを、真摯に受け止め、上記内容を誠実に履行してまいります。

自然とのふれあいの場の調査及び予測・評価地点 は、不特定多数の利用が想定される代表性・公共性 のある地点として、観光パンフレット等の資料を基 に選定しています。改変区域のうち、ソーラーパネ ルの設置を計画している範囲には自然とのふれあい の場は確認されておりません。このため、同範囲に 調査及び予測・評価地点は設定しておらず、本事業 により自然とのふれあいの場が境界フェンスで取り 囲まれることはないと考えています。一方、調査及 び予測・評価地点のうち、「⑪官ノ倉山ハイキングコ ース | 及び「⑭官ノ倉ハイキングコース | の一部分 は、道路用地の一部と重なる可能性があります。こ のことから、ご意見にありますように具体的な影響 の回避または低減措置を明らかにした上で予測・評 価を行いました。「8-1調査の結果の概要並びに予測 及び評価の結果 8-1-8 人と自然との触れ合いの活動 の場」に記載しております。ハイキングコースの現 状の機能を維持するよう努めてまいります。

地域の皆様のご意見を踏まえながら、計画地に受け入れる土の量を極力低減させる、残置林を増やすための計画の見直しを行いました。

また、環境影響評価調査に基づき、環境の保全に 関する十分な配慮を行ってまいる所存です。

今後も、地域の皆様の信頼を得るため、説明会開催・準備書縦覧等の機会を通じて、これら事業の内容についてご説明に努めてまいります。

<意見>

治水的視点より、世界環境の現在を俯瞰し、当事業計画 に反対します。事業計画の抜本的変更を求めます。

<理由>

昨年の10月の台風による水害を思い起こすべきです。 兜川は辛うじて持ちこたえましたが、兜川が流れ込む槻 川、さらに下り都幾川、そして越辺川の氾濫は記憶に新し いです。これら流域の大規模開発は現に慎まなければな らないです。

私は、30年近く農業を生業としてきたものですが、ここ数年の気象の変調は、生活が懸かるだけに、肌身にしみるものがあります。渇水と大雨の振れ幅は大きく、経験値を更新し続け、予想外は日常のこととなりつつあります。

当計画が実現されれば、保水において裸地に劣る 50ha を用意し、そこへの降雨は兜川に流入することになります。どう計算しても、流入量の減少は起こらないでしょう。事業者は、計画区域内に調整池があると主張するでしょうが、20 年以上前に作られた既存のものは、改修されたとしても、当世には間に合いません。事業者はこれらの調整池の貯水量を弾力的に調整しようと試みるでしょうが、ことはたやすくありません。高度な技術者が常駐する既存のダムでも、計画放流の機を見つけられぬまま、緊急放流に至る事態をだれもが目撃しています。

事業者は、CO2 削減に関して太陽光発電の意義を強調しますが、酸素を生み出し、豊かな生態系を保つ森林の意義にこそ着目すべきです。今日は、世界各地で、大規模森林火災が頻発し、過去 40 年で全脊椎動物の実に 60%が失われたと報じられる時なのです。生命は危機に瀕しています。

ゴルフ場予定地となり、一度損なわれた森林を、再生させ、その恵みを永続的に取り出す(バイオマスエネルギーなど)方法と術を開拓することこそ、時流にかない、計画地周辺住民、小川町民及び埼玉県民、万人が期待し応援する事業であります。

事業者の見解

事業実施に伴う流量増対策としては、現在計画区域 内に既設の調整池が存在し、雨水流出量の調整を行っ ていることから、その既存の調整池を利用する計画と しております。

調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるもの(必要調整容量の基準は700m³/haですが、調整池は1,200m³/haを基準として設計されています)であることを確認しています。

また、事業実施にあたっては、調整池の調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去などの実施を計画しております。現状では、土砂のたい積の進行は進んでいませんが、対策が必用な状況となった際には、浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。

さらに、地域の皆様のご意見を踏まえながら、残置 林を増やし、生態系に配慮するための計画内容の検討 を**行いました**。

今後も、地域の皆様の信頼を得るため、説明会開催・ 準備書縦覧等の機会を通じて、これら事業の内容につ いてご説明に努めてまいります。

1ソーラーパネル設置を理由とする残土の搬入は、事業地内及び搬入路周辺環境を著しく害する。事業地内での切土・盛土による整地を行い、環境に与える影響を最小限度に抑えるべきである。

(理由)

縦覧図書中の図 2.6-1 土地利用計画図の凡例に盛土ケ 所表示がない。意図的に残土搬入には触れたくなかった のか疑われる。

この土地利用計画図は縦覧図書では、説明会資料で配布された資料と同様に盛土か所の凡例がない。しかし、図2.6-3盛土、切土平面図があり、表2.6-2計画区域内盛土970,000m³、切土16,500m³の表示がある。環境への負荷を最小限に抑えるには、当然のことながら事業地内に残土を持ち込まず、切土・盛土を完結すべきである。

2 町道 4386 号線を残土等の資材搬入路として使用すべきではない。

(理由)

町道 4386 号線は、車道幅員 6m、両側側溝の道路で舗装構成は、下層路盤工 20cm、上層路盤工 20cm、基層工 5cm、表層工 5cm (未施工)の大型車輛の進入は概ね想定していない隅切りも無い、非常に脆弱な町道です。

970,000m³もの大量の残土を3年間で搬入するには、 一日当たり300台以上の大型車輛が往復することになる。 道路法、道路構造令、舗装設計施工指針に基づいて道路 環境を整備すべきである。

現状では、舗装が壊れるのは目に見えており、舗装の破壊は表面でなく路床から破壊されるので、補修期間も長期となり、伴う通交止めも長期となることから、当該町道しか出入りできない老人介護施設「さくらぎ苑」への影響は簡単に想像ができる悲惨な状況となります。

町道は、町民・地域住民の貴重な財産です。一企業の利益のために、基準に基づかない不当な利用によって、町民の財産が破壊されることは、当然に許すことはできません。

地区内の工事だけでなく、地区外の進入路は特に住民の安全に配慮した生活環境、道路環境としなければならない事項です。

法を無視し行政が町道の使用を許可した場合、それに 起因する事故等の責任は行政側にあることを行政側職員 はしっかりと自覚すべきである。

3 残士等の資材搬入路は、仮設道路を設けて使用すべきである。

(理由)

上記したように、町道 4386 号線を残土等の資材搬入路 として約3年間もの長きにわたる使用には、法的にも無 理がある。

縦覧図書の関連設備(送電設備)計画図では、新設鉄塔2基を設ける計画がある。

新設する高圧鉄塔の工事には、仮設道路を設けなくて は鉄塔の設置工事ができません。

鉄塔の工事のために設ける仮設道路を残土等の資材搬入路として併用することによって、住民の生活及び道路環境を守ることができます。

970,000m3もの残土を受け入れることによる利益は、十

事業者の見解

縦覧図書(さいたま小川町メガソーラー環境影響評価調査計画書 及び 環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類)に記載した図 2.6-1 は、土地利用を示したものであり、表記が煩雑になるため盛土・切土凡例は記載しておりません。盛土・切土につきましては、重要な情報であると認識しておりますため、その次に記載した図 2.6-3 において、「盛土・切土平面図」として掲載し、その位置・広がりが明確になるよう表示いたしました。

現在、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変えるなどの検討を行っております。造成計画の検討結果は、「2-2 対象事業の内容 2-2-7 土地の造成に関する事項 (2)土地造成計画 (盛土・切土) の複数案検討」に記載しました。

渋滞や交通の支障を避けることを目的の一つとして造成計画の見直しを行い、盛土量・切土量のバランスをとる計画に変更した結果、工事関係車両は、建設工事時において、往復で314台/日(大型車244台/日、小型車70台/日)と、ご指摘の大型車両600台/日以上(往復交通量)と比べ大きく低減させました。資材運搬等の車両の走行の際は、道路構造令など法令を遵守することは当然のこと、規制速度を守り徐行を徹底いたします。

渋滞や交通の支障を避けることを目的の一つとして造成計画の見直しを行い、盛土量・切土量のバランスをとる計画に変更した結果、工事関係車両は、建設工事時において、往復で314台/日(大型車244台/日、小型車70台/日)に低減し、環境に及ぼす影響を低減しました。

資材運搬等の車両の発生する期間と、関連設備の工事期間は、その時期・期間なども異なるため仮設道路による資材運搬等は計画しておりませんが、ご意見を参考にしつつ、上記の予測・評価結果、工事計画の詳細決定などに基づき、環境への影響を回避・低減するための十分な検討を行ってまいります。

意見概要	事業者の見解
数億円が見込まれるものと考えます。 事業者は、仮設道路を設けて住民の生活環境、道路環境 を守ることは至極当然のことであります。	

意見概要事業者の見解

私は、里山に囲まれた環境と有機農業の町に憧れ 1999 年に移住し、有機農業と里山保全活動に取り組んできま した。2002 年「小川町環境基本計画」にも参加し、町づ くりは住民が主人公、環境は共有財産」との思いを深くし てきました。このような考えに基づいて「調査計画書」へ の意見書を提出します。

- ①計画地=官ノ倉山、石尊山は、小川町の象徴・顔であり、町民が日々眺める景観のポイントであり、町外を含めて手軽に登れる登山・自然観察・展望の山として親しまれており、環境的にも多くの恩恵を受けていることが町民の生活感覚に根付いているところです。
- ②当地のゴルフ場開発以来、ゴルフ場開発中止以降の跡地管理の放棄、産廃物の不法投棄(住民運動で撤収)、住民意見無視・杜撰な残土処分計画と無届進入路工事・それによる土砂崩れの発生等々、該当3地区での反対決議に、地域住民の意向が示されました。町民には、実施企業の資金カ・事業経営能力(事故対応・企業モラル)などへの不信感・不安感が強くあります。
- ③第2章対象事業の目的及び概要について
- ア 2.1.2 対象事集の種類;県の山地開発許可要領、環境 評価実施要領での本事業の対象項目では、山林を広域 的に裸地にしてソーラーパネルで覆うメガソーラーの 山林機能に及ぼす問題が十分評価・検討されていない のでないかと懸念されます。既存地域等でのトラブル を考えると、新たな事業項目として許可及び環境評価 等の指針を設けるべきと考えます。
- イ 2.6.1 土地利用計画;表 2.6.2 盛土量 970,000m³ は、認められない。図 2.6-3 盛土平面図に地域が示され、一部 A-A'面の断面図が示されています。盛土地域は前残土計画時との重複が見られます。A-A'断面図で見ても盛土でなく山肌の整地で可能と思われます。これは、「環境対策として最小限に努めた」としていますが、住民の意見は、「残土搬入は認められない」であり見直しが求められます。なお、搬入土砂については放射能不安を払拭することが必須条件です。また、森林地の60%がソーラーパネル化することによる総合的な課題の検討と対策が求められます。
- ウ 2. 6. 3-(4)緑化計画、(5)防災計画、(7)発電事業の運営 体制・維持管理計画、地表面の緑化、遠隔操作草刈りの 詳細が不明、残置森林の保全整備等も未記載で、事業 による森林環境の変化、環境・防災対策評価が不能で、 適切な事業遂行に不安を持たざるを得ません。
- エ 2.6.4 雨水排水及び調整池計画事業の遂行による雨水排水量等の検討評価と調整池の見直しが必要です。現調整池はゴルフ場開発時の雨水排水量による設計であり、既存の調整池を利用する計画となっていますが、前残土計画時の住民意見において、事業変化による雨水流量等変化による見直しを要請していることが計画に反映されていません。少なくとも予想水量等の資料に基づいた判断が必要と思われます。
- オ 2.7.2 資材運搬等の車両の走行経路及び 2.7.3 工事中に おける環境保全対策; 不十分です。

前残土計画時においても住民の意見が運搬車両の多さに対する不安が強かったことを考えれば、「計画的効率的な運行管理」で解消できる範囲を超えています。搬出入路の254号線は市街地を通過して大きな影響を与

森林につきましては、計画地約86haのうち、残置林として約43haの区域について、伐採を行わない計画に再検討いたしました。また、急傾斜地などパネルを設置しない場所についても、現在の植生を残す、若しくは早期緑化を行う計画となっております。

土地利用計画では、架台に載せるソーラーパネルの 枚数を変える、架台の角度を変えるなどの対策を行い、地形に沿ったソーラーパネルの設置を行い、地形 改変量を低減するように努め、盛土 970,000m³、切土 16,500m³としておりました。

ご指摘を受け、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変えるなどの検討を行い、盛土720,000m³、切土365,000m³として計画を再検討しました。

造成計画の検討結果は、「2-2対象事業の内容 2-2-7土地の造成に関する事項」に記載しました。

事業計画については、「2-2 対象事業の内容」に記載しました。緑化計画や発電事業の維持管理計画などを記載しました。準備書では、これらの計画に基づき、予測・評価を行いました。

調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるもの(必要調整容量の基準は700m³/haですが、調整池は1,200m³/haを基準として設計されています)であり、十分余裕を持たせた設計となっております。

調査結果、予測・評価結果を踏まえた環境保全措置 を策定いたしました。環境保全措置については、「8-2環境保全のための措置」に記載しました。

えます。運搬車両の抜本的減少対策が求められます。 継続的調査時点、回数、影響評価が必要です

カ 2.7.3-(5)生物動物、植物、生態系調査;大きな環境変化影響を受け、具体的かつ継続的調査と対応が要と思われます。

(6) 自然との触れ合いの場; 現状のハイキングコースは 長年培われた現状維持が望ましく、図に示されていな いコースとして、腰越城址から東秩父ゴルフ場計画跡 地経由石尊山のルートもあります。なお、切土 B-B'の 帯は官ノ倉登山道と交叉しており、この地点の詳細説 明が必要です。

対象事業は自然とのふれあいとはなじまない、当地に 不釣り合いな施設です。

キ事業実施にあたって重要な判断材料となる、開発業者 の資力・資金計画・施工経費内訳書、設計者、工事施工 業者の資格・調書等が末記載ですから、住民の事業者 に対する不信感は解消されません。

ク以上事業概要が前残土計画を上回る現状変更を伴う事業にもかかわらず、住民の意見に向き合うことなく企画されており、到底地域住民はもとより町民にも容認される事業とは思われません。

④環境影響評価、調査項目について

対象事業について③ア~クの意見は、当地における残 土処理計画地区説明会等における住民意見を踏まえたも のです。環境影響評価調査にあたって配慮して戴くよう お願いします。

ア3.1環境影響要因の把握;前残土計画の経過(住民の意 向等)を踏まえれば、調査項目として、

- 1)事業者の、(本事業を行うに足る資力・能力を想定し)、 適格性を検討・判断すること
- 2)盛土(残土搬入)によらない事業の可能性の検討を加えること
- 3) 本事業実施による当該地における森林機能の変化(低下)を総合的に検討することを取り入れて、環境評価に反映する必要があると考えます。

事業者の見解

動物、植物及び生態系については、四季を基本として各項目・分類群の特性に応じた複数回の現地調査を行いました。また、予測・評価の結果、影響の回避または低減措置の効果に不確実性が生じた項目、例えば、猛禽類の繁殖への影響、オニシバリ及びミゾコウジュの移植後の生育状況については、事後調査を実施する計画とし、継続的な影響の監視に努めてまいります。

自然とのふれあいの場の調査地点は、不特定多数の利用が想定される代表性・公共性のある地点として、観光パンフレット等の資料を基に選定しています。

ご指摘のハイキングコースは確認資料には記載されていませんでしたが、調査地点の選定方針との整合性等を勘案した上で、補足追加いたしました。

また、官ノ倉登山道(「⑪官ノ倉山ハイキングコース」及び「⑭官ノ倉ハイキングコース」の一部分)は、道路用地の一部と重なる可能性があることから、具体的な影響の回避または低減措置を明らかにした上で予測・評価を行いました。「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-8 人と自然との触れ合いの活動の場」に記載しております。ハイキングコースの現状の機能を維持するよう努めてまいります。

調査計画書の対象事業の概要については、「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき、対象事業の名称、種類、実施区域、規模、実施期間、実施方法等で調査計画書作成までに定まっている内容、規模等の設定根拠を記載しており、開発業者の資力などは記載しておりません。環境影響評価手続きを進めるにあたり、記載が必要となった内容につきましては、最新の計画に基づいて新たに記載し、事業概要を更新しました。

上記内容を誠実に履行し、官の倉山、石尊山を大切にする地域住民の方々の思いを、真摯に受け止め、住民の皆様に信頼される事業を実施して参ります。

調査項目としまして、事業者の適格性の検討は選定しておりませんが、ご意見を踏まえまして、現在、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変えるなどの検討を行っております。造成計画の検討結果は、「2-2対象事業の内容 2-2-7土地の造成に関する事項(2)土地造成計画(盛土・切土)の複数案検討」に記載しました。また、林地など土地の改変の影響につきましては、工事の実施、造成地の存在に伴う生態系への影響などの項目で予測・評価をしました。「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-6生態系(1)地域を特徴づける生態系2)予測及び評価の結果 ①工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用の影響(a)工事用資材等の搬

事業者の見解

出入、建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在及び太陽光パネル等の撤去・廃棄 b)予測 (I)予測結果」及び「同(t)評価の結果」に記載しました。

イ表3.2.1 関連表;水象 河川等の流量、流速及び水位に、 工事、存在・供用、終了後の欄に○

事業に伴う雨水排水の増量及び降雨後の出水時間の変化等河川に大きく影響を与えます。昨年の水害を踏まえたさらなる町の河川防災対策立案・町民への周知が必要になります。

ウ3.3-2 選定しなかった評価項目; 農薬(除草剤)使用しないことを前提にしていますが、実現性に疑問があること、および小川町が有機の里を目指していることから選定し実施してください。

○本調査により、本事業による環境への影響を、住民がより具体的、科学的に判断する材料が明らかになり、事業者を含めたより建設的な当該地における事業論議が行われることを期待しています。

⑤調査、予測及び評価の方法について

4-1(1) 現地調査の概要;道路交通は市街地での影響を考慮して、市街地及び254バイバス~274の地点の追加調査必要。水象について前述各河川の流量、水位等を追加。景観については町民の意向調査を入れ、写真撮影地に北東方面(富士山、日赤屋上等)を追加してください。

降雨時の雨水排水は、計画地内にある調整池において、一時的に貯留し排水を行います。調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるもの(必要調整容量の基準は700m³/haですが、調整池は1,200m³/haを基準として設計されています)であることを確認していることから、河川等の流量、流速及び水位について、関連表において「埼玉県環境

影響評価技術指針」に基づき非選定としております。

農薬につきましては、事業地内の除草の際の使用を行う事例もございますが、今回の事業では、除草剤を使用せず草刈りにより除草を行う計画としております。草刈りによる除草は、すでに事業者を構成する社員(法人)において実績があり、十分実現性がある方法として計画をしておりますが、ご意見をいただき、事後調査において農薬の影響がないことを確認できるよう、現況の水質・土壌を調査し、将来の事後調査時に比較・確認を可能にしました。

道路交通の調査については、車両が集中し、影響が 最大と想定される国道254号及び計画地と国道254号 を結ぶ区間を調査地点として設定しております。最大 の影響が想定されるこの区間の現地調査結果に基づ き、予測・評価を行い、環境への影響の回避・低減の ための環境保全措置を検討しました。

また、降雨時の雨水排水は、計画地内にある調整池において、一時的に貯留し排水を行います。調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるもの(必要調整容量の基準は700m³/haですが、調整池は1,200m³/haを基準として設計されています)であることを確認していることから、河川等の流量、流速及び水位について、関連表において「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき非選定としております。

景観の調査地点は、不特定多数の利用が想定される 代表性・公共性のある地点として、観光パンフレット 等の資料を基に選定しています。

意向調査については、景観調査のみを対象としたものは想定していませんが、今回を含む調査計画書及び準備書の各段階でご意見を頂く機会を設けています。また、ご意見にあるように、町民の方が親しんでいる景観は重要であることから、調査計画書で選定した代表性・公共性のある調査地点に加えて、公園や施設、ハイキングコース等の身近な景観(囲繞景観)の眺望点で実施しました。

ご指摘頂いた地点・施設は確認資料には記載されていませんでしたが、ご意見を踏まえて、調査地点の選定方針、身近な景観(囲繞景観)との整合性等を勘案した上で、追加を検討しました。

⑥5.2.5 生物(動物、植物、生態系)の状況は、小川町の

ご意見を踏まえて、「第3章 対象事業実施区域及

意見概要	事業者の見解
自然動物編、植物編、地質編を活用してください。	びその周囲の概況」において活用致しました。
⑦環境の保全についての配慮事項について 比企丘陵を特徴づける里山に囲まれた小川町は、恵まれた地域環境資源を生かして暮らしてきました。四季 折々の里山の景観はこの町に暮らす人々の心をいやして くれます。里山資源を生かした産業や有機農業も広まっ ています。また、先の集中豪雨による河川の氾濫等被害に より、気候温暖化対策も含めて、山林の機能等に対する評価と整備対策が期待されています。小川町の町づくりの 基本・町づくりは住民が主人公、環境は「共有財産」から 見て「6.3 対象事業の立地回避が困難な理由」は事業者の 一方的な言い分であり、地域住民・町民には有害無益な事業でしかありません。 長年放置されてきた当該地域の開発は、一旦、町及び町民 に預け、その意向に沿った開発計画を行うことが、町及 び町民の将来に当該地域(地権者)が生かされる道ではな	地域の方々の里山自然に対する思いを真摯に受け 止め、環境の保全に対する十分な配慮を検討し、ご理 解を賜るよう努めてまいりたいと存じます。

いかと思考されます。

- (1)計画地域の里山から住民が断絶されることなきよう、 住民との間に環境保全協定を結び、且つ住民及び一般 の旅行者が立ち入り、その場の自然と触れ合えるよう に遊歩道等を設けること。
- (2) その土地の自然の生態系を破壊せぬよう、除草剤を含めて一切の農薬を使用せず、またその自然をさらに豊かにするよう、動植物の育成、万全の処置を講じること。
- (3) その太陽光発電所に発電機能を持たせるにとどまらず、地球未来創生のための研究開発&教育機関としての機能を持たせること。

<本意見書の概要>

本書は小川町官の倉山に計画され、破綻したゴルフ場 プリムローズカントリー倶楽部跡地を対象とした、エト リオン・エネルギー3合同会社による「さいたま小川町メ ガソーラー環境影響評価調査計画書」に対する小川町飯 田住民長倉正昭の意見書です。山口敏夫・元厚生労働大臣 の実弟根本勝人之の経営するプリムローズカントリーク ラブ倶楽部の建設問題が最初に住民に提示されたのは私 の記憶では 1985 年頃で、その後 1988 年に環境影響評価 準備書が提出され、1995年に破綻しました。この破綻に は山口敏夫氏が旧東京協和信用組合、安全信用組合の不 正融資を受けた事による逮捕、懲役3年6か月の実刑判 決を受け、更に根本勝人氏が逮捕された事件が関連して いることは周知の事実です。このような事件のあと 25 年 の歳月が流れ、その事件の記憶も薄れた頃となって、新た に残土処分場の問題が起こり、それが現在となってメガ ソーラー建設の問題と展開し、現前してきたことに、驚嘆 の念を覚えるとともに、またある種の感慨の思いを禁じ えません。私は当時プリムローズカントリー倶楽部建設 に関しては、次の二つの問題が発生するとして懸念を表 明するとともに、埼玉県、小川町、建設業者への意見書(注 +)を通じて対応策を求めて来ました。

- (1)住民の自然との断絶。
- (2) 自然の生態系の破壊

注 * 1987 年 (昭和 62 年) 12 月に私より埼玉県知事あてに下 記タイトルの意見書が提出されております。

「小川町ゴルフ場建設に係る意見書」昭和62年12月

私は元より太陽光発電所そのものに反対するのではありません。

私は近代文明にとってエネルギーは必要不可欠という 思いで、当時次世代型エネルギー源として最有力候補と みなされていた原子力のエンジニアとして30年近くにわ たって従事し、またその破綻も見てきております。

現在において太陽光発電は今後のエネルギー源として 採用を避けられない要素であると認識しております。

ただし、太陽光発電所においても上記のゴルフ場が抱えている問題と同一の問題の発生が懸念され、もしその問題を度外視したまま環境影響評価に続いて建設が進められるとしたらそれは、地域破壊、自然破壊につながるものとなり、容認不可能です。

また、もし上記の二つの問題に完全に対処しえたとしても、今回のメガソーラーに関しましては、同時にこの発電所に未来の豊かな地球の創生を目指す研究開発と次世

事業者の見解

地域の方々の自然とのふれあいの場に対する影響を、回避・低減するため、現状のハイキングコースは 極力残すこととし、改変するコースについても現状の 機能を維持するよう整備いたします。

また、農薬につきましては、今回の事業では、除草 剤を使用せず草刈りにより除草を行う計画としてお り、一切使用しないようにいたします。

現計画におきましては、事業内容を発電事業として おり、特に研究機関・教育機関等の施設の計画は含ん でおりません。事業者といたしましては、自ら研究開 発を行い、また職員に対する教育を行うことで、より 環境保全に配慮した太陽光発電事業が実施できるよ う努めてまいります。

事業者の見解

代に向けた環境教育の場としていくことを強く要請いた します。

この里山をそのような場としたいというのは私が 常々、抱いてきた夢です。本文にて次の項目に関してやや 詳しく説明します。

- (1) 住民の自然との断絶とその解決策
- (2) 自然の生態系の破壊とその防御策
- (3) 地球未来創生のための研究開発&教育機関
- (4) 質問事項

なお、上記(1) \sim (3)内の文章は簡易のため「である調」 にて記す旨ご了解ください。

1. 住民の自然との断絶とその解決策

本論では先ず日本における人と山の自然の関係について歴史を振り返る事から始めたい。次は以前ある森林学の教授から聞いた話である。

第2次大戦以後に農業の化学肥料化、家庭のエネルギー源の化石燃料依存化(電力依存を含む)の進展に伴い、人の生活の里山ばなれが急速に進んだが、以前の里山は次のような区分で構成されていた。

- ①居山:屋敷の周りの林、風よけの樹木、栗、果実など。 ②稼ぎ山:植林されたコナラなど薪炭材、風呂、煮炊き の薪をとり、一方その樹木で焼いた炭は換金された のでこの名がある。村落に近いふもとにある。
- ③秣場(まぐさば): 樹木ははやさず、ススキなどを育て、田畑の肥料、牛馬の飼料とする。入会秣場とも言われ、村落の共有。馬の背の両側に束ねたススキをたらして運ぶ、この1回分の量を1駄と言い、駄賃とは1回運ぶ賃料。また秣場は春秋に七草が生える、山菜の場でもあった。
- ④奥山:人家から遠い山の自然林、カシなど本来の常緑 広葉樹が多い山林.キノコなど採取。里山はこのよう に古来村落に住む日本人の生活と農業を支え、人々 は里山と深く結びついていた。

また里山の多くは入会地すなわち村落の共有地とし、 その事で村落の人々の間の共同体としての結びつきの基 盤となっていた。山はそのような日本人にとって信仰の 対象であった。特に入会地の間には、村落どうしがお互い の境界を侵さないように神がまつられている。私の住む 小川町飯田地区においては飯田神社と呼ばれる鄙びた神 社がある。その神社は小高い岡の上にまつられているが、 その神社にて参拝すると、その向かう所はまさに、官の倉 山である。このような山への信仰は残念ながら現在の日 本人の心情からは薄れつつあるように思う。この変容は 日本が近代化するにつれて、特に第2次大戦の敗戦後に 進行した悲しむべき状況である。なぜ悲しむべきかとい うと、この山の自然に神聖は思いを抱くという日本人の 世界にもたぐいまれなる美しい心情は日本人の核となる 心根であり、それを失うことは、日本人が本来の心の故郷 を失い、流浪の民になることを意味するからである。さ て、そのような状況の中で、日本人本来の山と人との結び つきを回復することは必須の課題であるというのが私の 認識であるが、一方において進行している太陽光発電所 の建設ブームは里山を地域社会から隔絶する、という逆 の方向をもたらす。太陽光発電所を山中に建設し、且つそ の山と地域住民を断絶させないために、この開発に先立 って地域住民との環境保全協定をむすび、住民の意向を 十分に尊重した計画とすること、そして建設に当たって

事業者の見解

は敷地内に遊歩道を設け、地域住民その他旅行者たちが任意にたちいり、その自然に触れ、楽しみ、親しむことのできる場所とすることが求められる更に建設後において定期的に、また随時、該当地域の運営方法に関して住民代表と協議する場を設けることも重要である。

2. 自然の生態系の破壊とその防御策

日本の環境省により、2019年動植物あわせて 3676種の 絶滅危惧種がリストアップされている。このように近代 になって絶滅危惧種が増大してきたのは動植物生存領域 の人間による破壊及びこれも人間による大気と水の汚 染、地球温暖化等の環境破壊が原因と考えられる。太陽光 発電所も例外でなく、次の過程により生態系を破壊して いく原因となりえる。

- ①ソーラーパネル建設による緑地の占有
- ②外部より搬入される盛土からの有害物質に放出による河川他水の汚染
- ③除草剤等農薬の散布によると土壌および河川等水の 汚染。

なお、上記②③は巡り巡って、その河川に給水を依存している、田畑の作物への影響を招くことも必須である。 このような生態系の破壊を防御するためには次の手段 を講じる必要がある。

- (1) ソーラーパネル建設地以外に十分な緑地を残存させ、またソーラーパネル建設地の下面及び周辺も植物にて被覆する。
- (2) 外部から残土を搬入しない。
- (3) 除草剤を含め農薬は使用しない。

3. 地球未来創生のための研究開発&教育の機関

近代社会はそれまでの人力による作業を石炭という化石燃料のエネルギーによる作業にかえることを可能にした蒸気機関の発明という産業革命を出発点として、幾多の科学技術が加えられて、近代以前とは全く異なる産業構造を生み出し、それが人類へ莫大な物質的恩恵をもたらして来た。

一方において、水や空気の汚染、地球温暖化という人類 全体、生命全体の存亡にもかかわる抜き差しならぬ環境 問題を引き起こしてきた。

このような状況において、人類を含む地球の生命の存続を図るために徹底した産業構造およびライフスタイルの見直しが日本にとって、否、人類全体にとっての必須の課題となってきたことは論を待たない。

ところで、現在の大学および企業の研究機関においてなされている研究開発の中心課題の殆どは残念ながら、いまだに経済の成長を実現すると想定される手段の追及を目的とするという従来からの路線からの離脱と方向移転換を達成し得ていない。

ここからの話は、今回計画の太陽光発電所が前記 1,2 の課題を満たすことを前提とし、更に百尺竿頭に一歩を進め、その発電所を単なる発電所にとどめず、地球未来創生のための研究開発および教育の場とすることを提案するものである。

このような場を以下仮に「地球未来創生大学」と呼ぶことにする。

事業者の見解

ここで大学と呼ぶのは分かりやすくするためにそう呼ぶのであって、必ずしも国の制度の大学を意味するものではないことはお断りしておく。

このように地球未来創生大学を作った場合にはソーラーパネルはその大学の設備の一部に位置付けられ、その大学のエネルギーはそのソーラーパネルから賄われ、余剰分は地域に給電される。

その地球未来創生大学が実現すればそれは小川町の誇りにもなり、日本国民のみならず人類の未来に道をひらくものとして多くの人々に歓迎される存在となることは間違いない。

何故そのように断言できるのであるか、やや詳細を記 す。

第1に太陽光発電なるものは未来の自然エネルギー源として最も確実性の高いものであり、それをベースに運営される大学となることは地球未来創生、という名に恥じない。

第2に小川町という立地条件が、比較的都心にも近く、 都心から日帰りできる距離にあり、なおかつ、自然環境に 恵まれた貴重な位置にあること。

第3に小川町は自然の生態系と共存可能な有機農業の盛んな地域であり、太陽光発電+有機農業+その他の環境志向型産業の共同により、町全体が豊かな生態系と人間の共存する地球未来のモデルケースとなりえる。

第 4 に小川町内及び小川町に関心を寄せる外部の方々に町の活性化、環境保全に積極的な方々が大勢おられ、その方々の協力を得やすい。

第 5 に現在は環境問題への意識がこれまでにない高まりを見せてきており、豊かな地球未来の創生を目指す主旨の大学には町、県、国及び多くの方々の賛同が資金的、精神的に事業の追い風となる。

第6に広大なプリムローズの跡地は植生の試験施設も可能であり、また建造物を建てるスペースも十分にある。 さてこの地球未来創生大学では何を目標とするか? 次は参考のためにとりあえずの仮説である。

中心とする目標は「人類が全生命と共に豊かに生活し、存続し得る地球の創生」とする。

この目標に向けてもサブテーマを学問とし研究開発及び教育を行なう。

たとえば次があげられる。

自然エネルギー学:太陽光発電を含む自然エネルギー

の現状と未来、問題点と解決策の

究明

河川浄化学:河川の汚染原因の究明と汚染防止策の研

究開発

大気浄化学: 大気汚染原因の究明と大気汚染防止策の

研究開発

森林育成学:森林の現状調査と人にも地球にも優しい

未来の森林の植生の探求

野生動物共存学:野生の動物達の現況と共存の方策の

探求

未来都市学:自然と共存し得る都市の建造物等のあり

方を探求

未来交通学:自然と共存し得る交通機関のあり方の追

及

未来農業学:有機農業を含む次世代農業の可能性の探

索砂漠緑化学:砂漠化の防止、緑化手段の

意見概要	 事業者の見解
追及 ライフスタイル学:持続可能な地球に相応しいライフ スタイルの追及 疫病予防学:新規疫病を予防可能な社会システムの解 明	
産業構造学:持続可能な地球に求められる産業構造ビジョンの創出 省エネルギー学:いかにしたら省エネルギー社会を構築できるかの探求 追及すべきテーマはこれにとどまらずさらにまた、こ	
超及りへきケーマはこれにととまらりさらにまた、これらのそれぞれもいくつかのサブテーマを持つだろう。 次はこれらの教授や研究者をどこから集めるかの疑問が出ると思う。従来の大学の概念にとらわれなければ、いるいろの道がある。 例えば、次のような方々で地球未来創生大学の主旨に	
横同してくれる方がおれば、教える人になって頂けるだろう。 ○定年退職したエンジニア、 ○定年退職した教授、研究機関の人 ○現役のエンジニア、大学教授、会社経営者 ○個人事業者、有機農業者 ○国又は、市町村の役人	
研究開発となると人材と費用が必要である。補助金の活用、企業や大学の協力は期待できる。 以上はあくまで参考のために出された案であり、実現に当たっては、多くの識者の意見を聴取し太陽光発電所の建設者が中心となって、構想を固めていく必要がある。 特に資金源をどうするかという必要不可欠な課題もある。	
実現に当たっては幾多の解決を要する課題があるが重要なのは予定される太陽光発電所に未来の地球のための研究開発並びに教育機関としての役割を持たせる意思を持つかあるいは単なる発電所としての機能に限定するのか、ということであるもし、上記「地球未来創生大学」への意思を持つとしても、それを一時に完全な理想通りの姿に持ち込むのは民	
間の力では不可能であろう。 しかし、そこであきらめる必要は全くない。 小さくても最初の一歩を進めれば、未来において大き く展開する。	
例えば初期段階においては展示場兼教室とするログハウスを一軒建てる。 そこに発電量の現況表示板を設け、太陽光発電システムの関するパネル、資料等を展示して、一般の人々の見学できる場所とし、同時に、ソーラーパネルの技術も学び、未来の自然エネルギーエンジニアを育てる教育も場ともする、といったところから始めるというのも、あり得る。繰り返しになるが、重要なのはそのような「地球未来創生大学」構築へ向けての意思を持つことである。	
4. 質問事項 以上に私の意見を述べさせてもらいましたが、次はこれらの意見に係る質問です。	

4-1.住民の自然との断絶とその解決策に関する質問

str in limit and	
意見概要	事業者の見解
	デポロックル所

(1) 太陽光発電所の敷地内に外部の人の散歩や見学のできる遊歩道を設ける計画を建設計画に加えることは出来るでしょうか?

ソーラーパネル設置区域などは、安全上及びセキュリティ上、外部の方の入場は難しいものと考えますが、現在のハイキングコースは極力残すこととし、計画上やむを得ず改変するコースについても現状の機能を維持して、散歩やハイキングで利用できるよう整備いたします。

(2) 施設建設に先だって、地域住民との環境保全協定等を含む協定を結ぶことは了解頂けるでしょうか?

地元の方とのお話合いにつきまして、要請があれば、事業者としてできる限りご対応させていただきたいと考えております。

(3) 施設建設後において、定期的また随時に施設運営の 方法に関して地域住民と協議会を設けることは了 解頂けるでしょうか? 地元の方とのお話合いにつきまして、要請があれば、事業者としてできる限りご対応させていただきたいと考えております。

4-2. 自然の生態系の破壊とその防御策に関する質問

(1) ソーラーパネル建設地以外に十分な緑地を残存させ、またソーラーパネル建設地の下面及び周辺も植物にて被覆することは了解頂けるでしょうか?

残置森林につきましては、計画地約86haのうち、 残置林として約43haの区域について、伐採を行わない計画に再検討いたしました。また、それ以外に、急 傾斜地などパネルを設置しない場所についても、現在 の植生を残す、若しくは早期緑化を行っていく計画と なっております。パネル設置位置の地表面について も、緑化を行う計画としております。

(2) 外部から残土を搬入しないことは約束できるでしょうか?

現在、地域の皆様のご意見を踏まえながら、計画地に受け入れる土の量を極力低減させる、残置林を増やすための計画内容の検討を行っております。

(3) 除草剤を含め農薬は使用しないと約束できるでしょうか?

除草剤をはじめ、農薬は一切使用しない計画として おります。

(4) 令和2年1月の環境影響評価計画書説明会配布資料では「パネル設置位置の地表面は緑化を行い、維持管理は遠隔操作で稼働する芝刈機で、効率的に作業を行う計画です」となっておりますが、広大な地域で且つ斜面のある太陽光発電所においてそのような実績がある例がありましたら、明示していただきたい。実績がないとしても、理論的にそれが(技術的に経済的に)可能という論拠が成り立てばそれも可とします。

パネル設置位置の地表面緑化、芝刈りによる除草につきましては、事業者を構成する社員(法人)において、埼玉県内の深谷発電所の事業での実績がございます。遠隔操作で稼働する芝刈り機につきましては、本事業において導入する計画で、既に機械を購入済みです。

4-3. 地球未来創生のための研究開発&教育の機関に関す る質問

(1) 今回予定の太陽光発電所を地球未来のための研究開発及び教育の場とする構想について意見を聞かせてください。

以上ですが、ご回答方よろしくお願いいたします。

事業者としましても、地球温暖化対策や地域の環境 保全対策につきまして重要視しており、そのような課題に対する研究開発・教育などの重要性については十 分理解をしております。ご提供いただいた内容につきましては、ご意見として参考にさせていただきたいと 考えております。

・あらまし

環境影響評価ということでそれについて意見を書こうと思うが、環境とは広い意味を持つ概念で、最大限で広げると自分以外の森羅万象を指す。空間的な話で言えば小さいもは細胞やウイルス、分子、イオン、素粒子などから、大きなものでは山や木や宇宙、それらで構成されるシステムの総体である、さらに時間がたって環境が変化することなどもあるため、歴史的な背景も含めたものを考慮に入れ立体的にみなければ環境は理解できない。

さらに環境とは独立して存在する概念ではなく必ず影響を受ける主体が存在する。今回の開発の場合だと周辺住民と人間以外の生物だが大雑把に言えば近づくにつれて影響は大きい。環境影響評価は環境から影響を受ける主体が工事や事業の影響でどういった影響の変化があるのかを評価し、その配慮の内容を考えるためのものである。私はこの開発地のかなり近い位置に住む者で、つまりその影響を受ける当事者になるはずと言える立場からの意見を述べたいと思う。

さて、今回の計画のような大規模開発に伴い、それらの 意見と共に、業者の方々、県の方々にこの地がどのような 状況でこの計画を中心にして、どのような流れで今に至 るかを理解していただくためにこの開発地の経緯やこの 場所の持っている特性を記したいと思う。

構成は前半に経緯、その他の条件についての考察、後半 に具体的な方法について記述する。

なお、不本意ながらも攻撃的だと受け取られるような 内容も含まれると思うが、私の中の常識と事実に即すて 書いたつもりである。近隣の一住民の偽らざる声だと思 い読んでいただけるとありがたい。多少は参考になる意 見も含まれるはずである。

・歴史的背景 (プリムローズカントリー倶楽部時代)

今回の現場であるプリムローズカントリー倶楽部跡地は、30年ほど前にゴルフ場の計画があり、会員権を販売までしたが、実際には途中で事業が継続できなくなり、道半ばで計画が中止して、今はその残骸である貯水池が残されている。

今回の工事では貯水池の機能を担保に、環境影響を抑えるというものであるが、この貯水池の背景にあるプリムローズカントリー倶楽部の計画を無視するわけにはいかない。

プリムローズカントリー倶楽部の開発計画があった当時はバブルの前後であり、国民全体に今のような環境意識は少なく、飯田地区だけのことをあげれば計画自体に多くは賛成というものであった。

そういった中で工事は進み、実際に貯水池が作られた のだが、貯水池はゴルフ場を作る際に表土を削るので大 水を防止するために作られたものだった。

その当時はもっと多く作る計画もあったのだが、環境への影響を考慮して現在の個数になった。これも、盛り土をしないという約束の上でのことであった、と当時地区でプリムローズカントリー倶楽部の対応にあたっていた方の言葉である。詳しくは別添「さくら太陽光センター合同会社説明会2」を参照いただきたい(注:別添資料省略)。

私自身はこの工事があった当時はまだ赤ん坊だったため、一切記憶に無いのだが、聞いた話によると多くの大規

事業者の見解

計画区域に関する歴史的背景、地区の状況につきまして、ご教示いただいた内容を踏まえ、環境保全に配慮した事業計画を**検討しました**。

なお、エトリオン・エネルギー3合同会社は、社員3法人により構成されており、①発電・送電・電力供給に関する事業、②発電・送電・電力供給に関するあらゆる種類の施設、設備、システムの取得・開発・工事・保守及び管理、③建設業、を事業内容としております。すでに、事業者を構成する社員(法人)において太陽光発電事業の実績を持っており、その経験を活かし、地域の方に安心していただける事業を実施し、ご理解を得られるよう努めてまいります。

事業者の見解

模開発同様、地域では反対派と賛成派の分断があった。私事で恥ずかしい限りだが我が家では子育てに忙しい母と反対運動をする父との確執があり、いまだにそのことを責められる父を見ることがある。他にも会員権が全く無意味なものになってしまったため、購入をした方々による裁判があったなど、多くの禍根を残すことになった。

飯田地区全体の話では飯田集落センター前に事の顛末 を記載した碑があるためそれを参照にするが主旨は次の とおりである。

飯田区はプリムローズカントリー倶楽部開発に際し、飯田地区プリムローズカントリー倶楽部対策委員会というものを組織し、独自に対応を行った。そして、ゴルフ場建設の条件として、協定を交わし承認を行った。結果的にプリムローズカントリー倶楽部は事業を継続できなくなったのだが、協定はあったため、その内容の履行は行った。これは当初しっかりと協定書をかわしたため履行できたことで今後この地域の大規模開発などに際しては当初しっかりとした契約を締結するべきであると思料する、しかし山々は荒れ果て、荒涼とした姿を見るにつけ断腸の思いを抱くと締めくくっている。プリムローズカントリー倶楽部とは別添「ゴルフ場開発の時代背景と地区の対応碑」を参照いただきたい。

プリムローズカントリー倶楽部が事業を中止した後、 土地は競売にかけられ売られていった。土地の単位が大 きく、さらに多くの町税の滞納などがあり、実質的に町民 が簡単に購入できるというようなものではなくなってい た。

その中で数回にわたり違法産廃処理業者に狙われ、そのたび地元住民の通報で阻止されるなどの事件があり、 手入れをしようにも大規模に手をつけられず放置される 状況になっていった。ただ、地元住民はこの土地はいつも 気にかけており草刈をしたり、犬の散歩などで利用をし ていた。

生態に関しては30年近い放置により表土をはがされた 場所以外は様々な木々が生え、多様な植生を生み出して おり、様々な野生動物の住処ともなっている。

ただ、表面の土壌は明らかにやせておりこの山が水の 涵養機能を充分に発揮する段階にはいたっていないとい うのが素人から見た感想である。

・歴史的背景(さくら太陽光センター合同会社時代)

この事業地をめぐって、2018 年 12 月 17 日にさくら太陽光センター合同会社という、エトリオンエネルギー3 合同会社の代表の関係する会社による説明会が行われた。

この説明会の案内は奇妙なもので、残土処分事業を行うことになったため、その説明を行うということであった。

実際には最初の説明会の冒頭で小川町役場が県や町は 一切許可しておらず事業をするという段階ではないとい う説明があった後、説明会が行われた。

説明会はその会と 2019 年 1 月 17 日、同年 6 月 16 日、6 月 17 日の都合 4 回行われ、基本的には多くの反対があり、その上で 2019 年 4 月に飯田地区、笠原地区、原川地区 (今回の工事に直接関連のあるすべての地区) それぞれの自治会の総会で反対決議が提出され、その後説明会が開かれることは無かった。

残土処分場説明会の詳細は別添「さくら太陽光センター合同会社説明会 1,2」を参照いただきたい。

事業者の見解

実はそれ以前にも動きがあり、2017年に現場で重機を稼動していると地元住民から通報があり、開発許可が出ていないのでと県が監視カメラを設置し、さくら太陽光センターの現場での動きを監視するということがあった。

・歴史的背景(まとめ)

上記を鑑みるに重要なことはまずこのエトリオンエネルギー3合同会社やさくら太陽光センター合同会社の計画は、貯水池を最大限利用した計画で、プリムローズカントリー倶楽部ゴルフ場計画の遺産を下敷きにしている点である。

このプリムローズカントリー倶楽部の計画が地元で承認された背景には、ゴルフ場という公共の行楽場というのがまずあり、さらに地域と協調し、地域が様々な要求を出したものを飲み込んだその上に成り立っている。

そのため、貯水池が出来ているというのはそのことを 前提に作ることを承認しているということを理解する必 要がある。

ダムということで言えば昨今ダムによる弊害も認識されつつあり、ダムの撤去という動きもアメリカを始め、日本でも起こり始めている。

現在、県の林地開発手続きの上ではあの地はゴルフ場開発の停止が申請されていないが、それについても貯水池を今後どういう扱いにするのかを決めなければ本来停止ということには出来ないと地元の人間としては思う。土地を大きくいじったのだからそれについて書類の上で停止届けを出せば停止とはいかないと思う。これは開発の開始と停止を許可する県の方にご配慮いただければと思う。

そして、もし大規模開発をする際は、麓の里にも必ず影響を与えるのだから、もし開発を行うにしても地元としっかりコミュニケーションをとった上で、協調し行わなければあの碑に背く事になり、悲しい過去を無かったことにすることであり、先人の教訓を無視することでありそれはあたかも生傷が癒えぬうちに塩をすり込まれるようなことであるということをご理解いただきたい。

さらに、事の進め方にも住民側からすると理解が難しい点がある。残土処分場の一回目の説明会の開催をするというのは仕方が無いにしろ、まず県の許認可が無い上で事業をすると宣言をしたものが、全く説明もなにも無いままいつの間にかメガソーラー発電所開発をやるという前提で環境影響評価をするという。突然出てきた話に右往左往させられて地元住民は不安に苛まされてしまい、これでは相互の信頼関係が生まれるはずが無いのである。

・飯田という場所について

飯田はその名のとおり米作適地である。谷津田が幾筋 もあり、その下流には畑が広がる。

谷津田は山に囲まれた田でその性質から多様な生態系を醸成する人と生物の作り出す天然の豊かなビオトープである。さらに山は薪炭が取れ、水、燃料、食料、清浄な空気など人間に必要なものすべてに恵まれており、その里での文明的な生活を千年といった単位で保障する場所である。しかしそれは屋根の山が健康であるときである。ただ、実際には現在は社会的経済的理由から米を作る家は少なく、我が家とあと一軒のみになってしまった。しか

事業者の見解

し潜在的な基盤はあり、今回のような開発によりその基盤が失われる事になるとこの里の潜在的な価値は大きく 失われることに留意いただきたい。

生態系に関しては、私の耕作する田んぼではドジョウ、ハヤ、シュレーゲルアオガエル、ホウネンエビをはじめとして多種多様な水生生物が自生する。さらに上流に行けばトウキョウサンショウウオなどが卵を産みつけ、夏には毎年ゲンジホタル、ヘイケホタルが乱舞している(別添ホタル看板を参照ください(注:写真省略)、鳥類ではオオタカ、サシバなどの猛禽類、サンコウチョウなどの珍しい鳥なども多数目撃されている。

・エトリオンエネルギー3合同会社について

これは環境影響評価とは違うのだが、設計者やサンシャインエナジー、エトリオンエネルギー3合同会社は、住民にとっては突然目の前に突きつけられたただの名前であり、実際どの程度の技術力や資格、資本を有しており、今回の工事に見合う会社としての力を有しているのかがまったく未知数である。

これは大規模な林地開発の一般的事項の資力、信用の両方にあたるもので、それを担保できなければ、この環境 影響評価自体が無駄なものとなってしまう。

今回エトリオンジャパン株式会社に直接確認したところ、エトリオンエネルギー3合同会社とは関係が切れていて、一切今回の工事には絡んでないということが明らかとなった。

エトリオンジャパン株式会社にその他の事を伺おうとしたが、企業倫理的に当然コメントは出来ないとの事だった。私もこの問題に熱くなりすぎていて常識を欠く行動をしてしまい恥ずかしい限りであった。ただ、現在エトリオンジャパン株式会社はこの計画の経営にはまったく関与していないという事実は教えていただいた。

説明会で配られた会社概要には資本金や従業員数や主な取引先や主な取引先銀行など経営に関する情報がほとんど載っておらず、連絡先と事業内容、社員(従業員ではない)が載っているだけある。そして社員エトリオンジャパン株式会社と記載されているが、エトリオンジャパンはエトリオンエネルギー3合同会社の資本を1%保有しているに過ぎず、実質的な経営決定権は無い。

それでもエトリオンエネルギー3 合同会社という名前を語って事業を行うというような合理的な理由が一般的な常識から言えば理解しがたい。

ひとつ思いつくことといえば、売電価格のことである。 エトリオンエネルギー3合同会社は2017年3月に国の事業認定を受けており、24円の売電価格となっている。

現在12円と半額になり、さらに後になればもっと下がる可能性がある。

これは経営的には24円で売りたいというのは理解できるが発電量39.6MWというのは果たして適正なのだろうかという疑問が出てくる。当時は正確な測量を行ったかどうか不明だが2017年末にダムの位置を確認するために現地で重機を操業したという話だから、おそらくそれほど正確に現地調査を行っていないのではと思われる。

その上で事業認定取得のために提出した数字をそのまま利用するのは、まず数字が先行して、それに従い事業規模を決めるという方法である。

意見概要事業者の見解

この発電量というのは山の地形に応じてどのような工事をするかといった技術的なことに依存した科学的な根拠を持った数字である、それに対し39.6MWという現在の計画発電量は、経営的なことにフォーカスした数字であり、この数字を大きく下回ると売電価格が現在の固定価格になり、経営的に非常に問題がある。こういったことを優先しすぎると技術的に無理なことでも無理やり通そうとする力が働く。

技術者倫理という言葉がある。よく使われる例だが過去にチャレンジャー号というスペースシャトルが発射に失敗したという痛ましい事件があり、それは実は発射前に技術者の一部は経営者に対し、0 リングの一部に欠陥があると技術的な問題があり猛烈に反対していた。しかし経営陣がもう新聞などで報道をしてしまっており、社会的なことを優先させ発射を押し切ったため技術者の言うとおりになってしまったという事件である。これは自然界の普遍的な法則を取り扱う科学と人間界の社会的な押し引きをする経営との間の矛盾であり世の中によくみられることだと思うがそういった可能性が無いかと危惧する。

もしくはこれは無いと思うがエトリオンという大きな 資本を持った会社の名を語る事によって、あえて誤解を 招き、虎の衣を借りる狐よろしく信用を得ようとする手 段としているのではと邪推してしまった。気を悪くして しまったら申し訳ないが、そういった誤解を生むような 体制で、この名称自体リスキーであると感じた。

そういった不明点があり、意見書に必要なのでエトリオンエネルギー3合同会社のホームページから理由を問い合わせたところ、連絡がなく、電話で問い合わせても返事をしますと回答があるだけで一向に返事は返ってこない。

そのため、環境影響調査の会社の国際航業に問い合わせをしても、本事業の事業主で無いので答えられない、事業主に答えを促すようにすると言って頂いたが、返事はなかった。

メガソーラー開発について

あの地でのメガソーラー開発については環境影響評価 以前にさらに検討すべきである。

私自身も屋根に 1kw のソーラーパネルを乗っけて、傍らに 7kwh の電池を置いて、送配電網を排したいわゆるオフグリッドというものを試みている。

ソーラーパネルについては太陽の光を最も直接電気に変換できるすばらしい技術だと考えている。しかし他の大規模発電設備と比較するとソーラーパネルは単位面積当たりのエネルギー密度は少なく、さらに時間や季節のバラつきが非常に大きい。

そういった弱点があるため、社会的インフラストラクチャーたるためにはどうしても広大な面積が必要になるのだが、発電におけるソーラーパネルの適地は南向き斜面か平地が望ましい。しかし南向き斜面は当然反対側は北向き斜面であり、土砂崩れや水の問題などもあるので、露地においてはやはり平地が望ましい。

さらに時間や季節のバラつきの弱点はいかんともしが たく、九州などではすでに太陽光発電により昼間の発電 量が過剰になり、買取を制限している。

反面ソーラーパネルのもっとも優れた点は、太陽光という人間が活動する場所で最も遍く降り注ぐ光を、電気

という高度なエネルギーに変換でき、他のシステムと独立した小規模の発電を行えるという点である。他の生態から土地を奪わないという意味では庭のちょっとした空き地や屋根が適していると一利用者の意見である。

今回の現場について地理的観点から見ると、あの地は ソーラーパネルの設置にとっては急峻な地形で、平地や 緩やかな傾斜地と比較するとおそらく設置コストや運営 コストは高いため、あまり適さないとあの地を実際に見 た多くの人は思うところであろう。

実際僕も幼少のころあの場所を見て、こんなところでゴルフを出来るんだろうかと思ったものである。知人などにあの場所を見せるときもゴルフ場計画跡地だというとたいていびっくりする。

今回の開発はメガソーラー発電所というインフラストラクチャーを担うものであり、出来上がった後は近隣の住民は太陽が出ている間は基本的にはこのエネルギーに一部依存する形になる。そのため安定供給が必然であり、その前提で非常に質の高い仕事をする必要がある。今回のような難しい現場でそのような質の高い仕事が出来るか疑問である。

水質について

今回の工事の計画では、雨水等の水はすべて 11 基ある 貯水池を通過したものという計画である。水質に関して の調査をするポイントが D1~D5 まであるが、このポイントは工事現場の下流の河川にあたり、現場以外の生活水 やその他の土地からの水の影響を受ける可能性があり、不適切である。工事による水質変化の因果関係を求めようとするのであれば、各ダムの出口の水を採取し、水質の分析をするべきである。

水質の項目は、濁度のみとなっているが、現況では盛土の出所が明らかになっておらず、盛土に含まれる成分および放射能が水質に与える影響を測らなければ、その環境影響の因果関係はわからないままになってしまう。今回の工事は盛り土量が多く、この工事がいったい環境に対してどういった影響を与えたのかを明らかにするため、水質の調査項目は、重金属や放射能の値を中心に、その他砒素や有害物質について調査する必要があると思われる。

事業者の見解

水質の調査地点については、計画地からの排水による河川への影響を評価するための基礎データとして現状を把握するため、下流側に設定しております。

具体的には、水質調査は、調整池からの排水が河川 と混合した場合に、河川の水質に対し、どのような影響を及ぼすかを予測するため、まず影響が及んでいない下流側の地点の現状の水質を明らかにするための調査をするものです。そのため、調査地点は工事現場の下流の河川に設定しております。

水質の項目については、工事中は、造成等の工事により濁水が発生する可能性があるため、水の汚れ(濁度)の度合いを表す項目として浮遊物質量(SS)を調査項目としております。

盛土の搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定しませ

UCR によって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。

このため、土壌調査は計画しておりませんでした が、ご意見を踏まえまして、現況把握を目的とした現 地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調 査を追加する計画といたします。

なお、UCR が斡旋する建設発生土の搬出工事は、1) 首都圏において国、自治体(都・県・区市町村及び関連 の公社等)が実施する工事、2)首都圏において(独)都 市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路

事業者の見解

(株)、首都高速道路(株)が実施する工事、3)首都圏において公益企業及びUCR出資会社等の実施する工事、の3種類に限られております(UCR Webサイト「首都圏事業の概要」より)。一方で、除染に伴って発生した土壌は、市町村等において、国が定めた保管方法に基づき安全に保管されて(環境省 Web サイト「除染情報サイト」)おり、事前協議を経たUCRの斡旋する搬入土に混入されることはありません。以上を踏まえ、UCRの斡旋する搬入土に限定することで、放射性物質により汚染された土砂を受け入れることがないように致しますため、放射線の量の項目については非選定としております。。

また、本事業では、計画地内の草刈りに農薬を使用 しませんが、事後調査において、事業開始後の水質状 況と開始前を比較できるよう、周辺の河川において、 水質調査を**実施しました**。

・水象について(河川)

水量はダムで調整していると書いてあるが、ダムが無い谷もあり、水量が増えた場合にすぐに周辺住民への生活に影響があり、そういったことが無いよう、事前に水量を調査する必要がある。

今回の工事は、盛り土、切り土で表土をはがす事やソーラーパネルの設置により、土壌の含水能力や雨水が直接 土に当たる確率が少なくなり、水量の変化は必ずある。

一般的に、山は緑のダムといわれており、土壌に腐植が多い山ではその含水力により、麓に流す水の量を均一化させる機能を持つ。私は実際にこの山の中腹に住んでおり、上流の貯水池はザルなのか水は常に無いが、渇水の際でもこの谷の沢は水が枯れない。大雨の際には貯水池と同じようなバッファの役割を果たす。

さらに、ソーラーパネルはトタン屋根のようなもので、水は一切吸収されず、その場を瞬時に流れる。普通、山において雨水は木にさえぎられるものの、土壌全体に均一に落ちる。しかしソーラーパネルがある場合、それが巨大であればあるほど雨水を一箇所で受け止める量が増える。土壌は浸透するのに時間がかかるため、全体でバラつきが無いほうが浸透はスムーズにいくが、ソーラーパネル設置により水量のバラつきは大きくなることがあっても少なくなることは無い。

それを貯水池ですべて調整するというのが果たして現実的なのか、その根拠をいかにして出すのか、これはソーラーパネルの設置内容によって変化する話であり、現状では未知数であるといわざるを得ない。そのため、大雨の際の瞬間最大流量を工事前と工事中、工事後をそれぞれ測り、しかるべき対応をする必要がある。

具体的な場所は、水質の項目で出ていた $D1^{\sim}D5$ のポイントが、今回の工事における水量の変化を図る上では最適である。

ただでさえ開発地のすぐ下流に現在町が土石流危険渓流として立て看板を立てている箇所が数箇所ある。別添「土石流危険渓流1、2」を参照ください。

他にも今回の現場の下流のほとんどは小川町土砂災害警戒区域・特別警戒区域で指定された場所である。詳しくは別添「小川町土砂災害警戒区域・特別警戒区域マップ」を参照ください。

今回の工事による水量の変化の因果関係を是非調査し

計画地内の雨水は、整備する排水路により調整池へ導きます。

その際の、雨水流出量の計算においては、想定降雨強度は135mm/hを採用しております。また、流出係数は、山林で0.6、裸地で1.0として、計画地内の裸地部分に降った雨が土等に浸透せずに全て調整池に流れる条件で計算をし、計画しています。

事業者の見解

て、今後に生かしていただきたい。

・水象について(貯水池)

ダムは作った瞬間が性能の最高で、徐々に劣化していく消耗品といわれており、土砂の堆積によりその能力は落ちる。実際、現場のダムは作ってから30年近く経過しており土砂の堆積度合いを確認して必要であれば浚渫を行い、その土砂をどこに搬出するのかを計画する必要がある。

その上で、貯水池の渇水時と大雨の際の推移の変動を確かめ、必要に応じて大雨の合間合間に計画放流を行う。 それは当然地域の住民と合意を取った上で、大雨の合間合間に必要であれば計画放流の計画を立てる。

あと、道前沢の上流など貯水機能がない谷も数箇所あり、そういった場所についてもソーラーパネルを設置する計画になっているのを見ると、その部分については貯水池で水量調節を担保にするというのは無理があるのではと思う。

さらに奇妙なのは計画書の図では貯水池の数量が12 箇所あるように見えるが、計画では11箇所となっている。権利の問題かわからないが実際に使用する貯水池をあたかも無いように書くのは問題があるのではと思う。

・水象について(排水路)

盛り土の安定のために排水路を切ると思うが、排水路 は必ずすぐに埋まる。

私は同じ土質の同じ土地に住んでいるためわかるのだが、表土がはがされた場所は土砂が流出しやすく排水路は適切に管理をしなければ1年以内に埋まるものと考えている。

管理に関しては無人で行うとの事だが、適宜排水路の 掃除を行うことをお勧めする。

しないのであれば排水路はすぐに役に立たなくなる無用の長物であり、それが無い前提で設計をする必要がある。

・水象について(土砂災害)

昨年 2019 年の台風 19 号により、今回の現場で大規模な土砂崩れがあった。この土砂崩れは大きく、実際私も生まれてから自分で目にした土砂崩れの中で最大のものであった。

直径 50m 近くあり、おそらくかなり深い部分からの崩落のように思われる。

昨今ニュースなどで見られる深層崩落というものだと 素人ながらに思った。

なぜあのような土砂崩れがあったのか、しかもここ 30 年近く起きていなかったものが突然である。さくら太陽 光センターが2017年に現地で重機を稼動させていたとい う事実があり、そのことと関係は無いのか、そのことの真 否はわからないが手を加えていたとしたら何がまずかっ たか、手を加えていなかったとしてもなぜ突然起きたの か、これは今回の現場の工事においても深く関わり調査 の必要がある。

あの土地は比較的急峻な地形で、もともとソーラーパネル設置には向かない土地である。

ああいった現場での大規模なソーラーパネル設置の例はおそらく少なく、新たな試みであると思う。それでもあの土地でソーラーパネルを設置したいのであれば、あの高低の激しい場所でどのように安全に設置をして、維持

調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるもの(必要調整容量の基準は700m³/haですが、調整池は1,200m³/haを基準として設計されています)であり、十分余裕を持たせた設計となっております。

調整能力維持のためのメンテナンスとして、貯まった土砂の撤去を計画しております。現状では、土砂のたい積の進行は進んでいませんが、対策が必用な状況となった際には、浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。また、計画区域内に降った雨水は、場内排水施設を経由して調整池に導く計画としております。

調整池については、図中には計画地にかかる 12 箇所の調整池が記載されておりますが、うち 2 つは事業者が全域を所有していないものとなっております。調査計画書におきましては、11 箇所を予定しておりましたが、その後の計画検討において、事業者が取得している 10 箇所を事業計画の対象とすることといたしました。調整機能につきましても 10 箇所を想定した設計を行っております。

排水路の維持管理を含めた排水計画についても、埼 玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行っ てまいります。

また、常時配置されている職員による点検確認を実施し、必要に応じて土砂を取り除くなどの対策をとる計画となっております。

令和元年の台風 19 号による崩落地につきまして は、現地調査を行っております。

現地調査の結果は、「8-1 調査の結果の概要並びに 予測及び評価の結果 8-1-3 その他の環境(1)地盤(土 地の安定性) 1)調査結果の概要」に記載しました。

以前進められていた開発による盛土で発生していること、開発半ばで放置されており、排水施設などにより雨水が適切に処理されていなかったことが大きな原因であること、などが推定されました。この結果に基づき、造成の工法や雨水の排水計画の検討を行っております。

意見概要	事業者の見解
管理をしていくか、土砂災害に詳しい専門家の助力を得て検討を考えてはいかがだろうか。 今回の現場は急峻な上、深層崩落の恐れがある非常に難易度の高い現場である。 そういった現場に外からの盛り土を持ち込み、数十年にわたり大規模な維持管理をしていく(さらに言えば盛り土により自然な地形でなくなるので、数十年ではなく永遠に人間の管理下におかなくてはならない)というのは、並大抵の努力で行えるものではなく、おそらくエトリオンジャパン社の撤退もそこらへんに要因があるのではと考えている。 もしソーラーパネルが設置され、土砂災害が起きた場合は、ソーラーパネルは一部土砂に飲み込まれ、一部露出し、ちぎれた線は外にさらされる。その場合森林火災のリスクは無いかも検討していただきたい。 以上、その他問題点は他にもあるが、おそらく他の方々が指摘してくださると思うので、ここまでとしたい。最後に二つの言葉を引用する。	
「真の文明は山を荒らさず川を荒らさず村を破らず人を 殺さざるべし」田中正造 「土壌の生産力こそ真の資源であり、それを失った文明 は必ず滅亡する」富山和子 慎んで心に留め置いていただきたい。	

意見概要	事業者の見解
1. 説明の進め方全般について 御社の説明会に参加し、特に代表の説明内容の中に「信頼できる」とか「正しく」と言った抽象的な表現が非常に多くて不安を感じている。今後、住民と説明を進めていく上で「信頼」や「正しく」などの語句を用いる場合は、なぜ信頼に値するのかを定性的かつ定量的に説明していただきたい。	説明会におきましては、出来得る限り客観的な根拠 とともにご説明するよう努めましたが、ご指摘の内容 を参考に、より明確な説明を目指してまいります。
2. さいたま小川町メガソーラー「環境影響評価調査計画書」の進め方ついて 先日の説明会で標記計画書は「埼玉県環境影響評価条例」の調査項目を満たしていれば有効な調査であるかのような説明内容だった。 「埼玉県環境部環境政策課環境影響評価担当」に e-Mail で問い合わせたところ、「調査項目は地域特性や事業特性に対して柔軟に検討することが重要」との回答を得	
た。 ①説明会で「本調査計画の項目は柔軟に対応する」と言った本計画を進める上での重要事項を説明しなかったのはなぜか?	調査計画書説明会におきまして、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、調査・予測・評価の項目を選定したことをご報告させていただきました。調査計画書においては、技術指針に挙げられていないが選定した項目を含め、その選定した理由、選定しなかった理由を詳細に記載し、柔軟に検討していることをご説明しております。いただいたご意見を参考に、更なるご理解を得られるよう、より丁寧な説明を目指してまいります。
②本計画書作成を進める上で古くから現地に住む住民の質問や意見は極めて重要である。住民側から意見や質問が寄せられた場合「もう少し詳しく状況をお聞かせください」「本説明会終了後、詳しくお聞かせください」「あなたのご発言内容を、こちらではこのように理解しましたが、それで間違いありません」など、現地に住む住民の意見や質問を積極的に聞いたり真意をくみ取ろうとする姿勢がまったく見られなかった、本調査計画は住民の質問や意見は軽視または無視した形で進めるのか?	調査計画書説明会におきましては、時間を延長しての対応を行うなど、参加者のご意見をできるだけ汲み取るため心掛けてまいりました。また、いただいたご意見を参考にしながら、造成計画や土地利用の複数案検討などを行っております。 説明会という開催形式上、時間に限りはございますが、今後も地域の方のご意見を重視する姿勢が伝わるよう努めてまいります。
③本計画書作成において、現地の住民の意見や質問を受け付けるのは 2020 年 2 月 21 日が最終期限なのか?この日以降、現地住民は当計画に対して意見や質問を述べることは出来なくなるのか?	本準備書の段階での説明会の開催、地域の方々のご意見をお受けすることを予定しております。
④説明会の席上で重要事項の伝達漏れと住民の意見を積極的に聞こうとする姿勢が乏しかった事実を踏まえて、2月21日以降も現地住民からの意見と質問を受け付け続けて、柔軟な調査項目の変更と寄せられた質問に対して返答する体制を継続していただきたい。 ⑤今回寄せられた意見書が示す通り、業者・調査会社と住	事業者の見解や準備書段階における説明会などを 通じ、地域特性に応じた適切な調査の実施や事業内容 に関し、地域の方のご理解を得られるよう、より丁寧 な説明に努めてまいります。 上にも記載致しましたが、事業者の見解や準備書段
民間で不信感が募っている印象を受ける。話し合いと 直接対話の機会の場を積極的に設けて双方の不信感の 払しょくを図ってほしい。	階における説明会などを通じ、地域の方のご理解を得られるよう、より丁寧な説明に努めてまいります。
3. 埼玉県小川町の事業特性・地域特性 小川町は有機栽培の農家が多く、山形県高畠、千葉県山 武と並び日本で最も早い時期から有機栽培に取り組んで きた町である。 同地域には有機栽培農家が多く、酒蔵、自然食レストラ ン 手すき和紙 手作り豆腐工屋(隣町)などカリーンな	地域の方々が築き上げてこられた小川町の自然環境の重要性を認識したうえで、環境の保全に対する十分な配慮を検討し、ご理解を賜るよう努めてまいります。 本事業では、施設の稼働において、定期的に除草を行います。 除首は、遠隔操作の首刈り機により作業を

行います。除草は、遠隔操作の草刈り機により作業を

ン、手すき和紙、手作り豆腐工房(隣町)などクリーンな

自然環境に依存した事業が多数営まれ、「クリーンな自然環境、汚染されていない自然を持つ町」のイメージの維持が極めて重要な地域である。2018年には先代の天皇皇后両陛下が小川町へ行幸啓になりました、有機栽培の大豆畑を視察までされている。

同地域に住む住民は第一次産業従事者以外であっても「有機栽培農家と顔見知りで野菜を分けてもらえる」「豊かでクリーンな自然に中で生まれた野菜、酒、豆腐などの生産物が手に入る」「今までのそのような取り組みが天皇陛下に認められた」など、豊でクリーンな自然とそのブランドイメージは同地域に住む全ての人にとっての貴重な財産である。

- ①本調査計画を進める上で、当地域は安全でクリーンな 自然環境とそのイメージが特に重要な地域であるとの 認識はあるのか?
- ②万が一、汚染土や土砂崩壊などで汚染された土砂が河 川を通じ、地域に拡散した時の影響調査(風評被害を含む)の調査項目を設定していただきたい

4. 土壌調査について

昨年6月、残土受入計画の住民説明の際、大量に持ち込まれ土砂の影響と土壌汚染についての質問が集中した。

- ①御社におかれては「土砂についての心配が多い」ことが 事前に分かっていたはずにも関わらず、本件調査計画 では土壌調査は殆ど盛り込まれていない、本調査計画 で住民の心配事を無視する形となったのはなぜか?
- ②土壌調査は事業開始後の事後調査で行うとのことだが、事後であっても現段階で調査の方法がまったく決まっていないことは考えられない、早急に事後調査で行う土壌調査の方法を説明と有効である根拠(例えば環境省や県など権威機関が認めた調査方法であること)を示していだきたい

事業者の見解

行い、農薬は一切使用いたしません。

また、搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。

UCR によって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR 利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCR に搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。

このように、安全が確認された土を利用するため、 風評被害に関する調査は計画しておりませんが、事業 開始後、上記の農薬不使用により、周辺の地域に農薬 汚染が発生していないことを確認するための比較材 料として、現況の農薬に関する水質・土壌を調査いた します。また、事業開始後の環境監視計画、事後調査 計画を策定しました(「8-2 環境保全のための措置 8-2-3 環境監視計画」及び「8-3 事後調査」参照)。

本事業の調査項目については、「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき設定しております。

搬入土については、これを取り扱う業者を株式会社 建設資源広域利用センター(UCR)に限定します。

UCR によって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよう担保されております。

このため、土壌調査は計画しておりませんでしたが、ご意見を踏まえまして、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査を追加する計画といたします。

5. 土壌検査結果証明書の偽造または不正への対応 昨今、ニュース報道で知れ渡っている通り、耐震強度の

昨今、ニュース報道で知れ渡っている通り、耐震強度の 偽造や工場検査時の不正などの報道が立て続いており証明書を信用できない状況となっている。

- ①御社として搬入する土砂の産地や分析結果の不正防止 対策を説明願いたい
- ②検査証明書に不正があり、放射能や有害化学物質に汚 染された土砂が持ち込まれた場合、除染や風評被害の 補償は全て事業実施会社が責任を持つ認識で良いか?
- ③仮に土壌汚染が発生した時の除染方法を説明いただき たい、除染を行う場合は既に設置した太陽光パネルを

土搬入に利用する業者を UCR:株式会社建設資源広域利用センターに限定します。

UCR によって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっていま

意見概要 事業者の見解 撤去して行う認識で良いか? す。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議 により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとな っており、問題となる土砂を受け入れることがないよ うに担保されております。 6. 貴重種の対応 ご指摘頂いた評価書に対する知事審査意見は、事業 プリムローズカントリー倶楽部造成事業に係る環境影 内容の異なる当時の対象事業の内容に対して述べら 響評価書(概要版)84P、知事審査意見の「(2)昆虫対 れたものとなっております。本事業においては、埼玉 策について」で貴重種オオムラサキとオナガミズアオの 県環境影響評価条例に基づき、本事業の特性、最新の 特定食樹であるエノキとハンノキの保全対策を指示され 状況をもとに手続きを進めており、直接、本事業で対 応が求められるものではないと認識しています。 ①今回、ソーラーパネル設置でエノキとハンノキを伐採 ご指摘の評価書の提出からは30年以上が経過して した場合、他の場所で同樹木の植樹などを行って、貴重 いることから、本事業においては改めて現地調査を実 種の保護を行う認識で良いか? 施しました。現地調査においては、ご指摘頂いたオオ ムラサキを確認しております。オオムラサキは重要な 昆虫類として扱い、予測を行っています。プリムロー ズカントリー倶楽部造成事業に対する知事審査意見 は、30年以上前の状況を基にしたものであるため、参 考とさせていただいたうえで、事業計画の見直しなど により改変区域を縮小し、本種の生息環境に対する影 響を低減しました。 「プリムローズカントリー倶楽部造成事業に係る 7.30年前の工事(インフラ)の流用 プリムローズカントリー倶楽部造成事業に係る環境影 環境影響評価書における計画変更に伴う内容検討書 響評価書(概要版)の 53Pによると基礎岩盤の不良部を (平成5年8月)」p66によれば、調整池堰堤下部は、 同箇所で行われたボーリング調査結果に基づき、N値 補うために補助工法 (シート工法、注入工法) 等の改良で 漏水に起因する堤防の破壊を防ぐとある。 が 50 以上になる基礎岩盤を 2m 以上掘削して岩着す ①上記のゴルフ場計画は頓挫したが、基礎岩盤の不良部 るよう設計しています。 改良工事は完了したのか? また、現在も漏水がないことを、目視にて確認して ②上記工事完了の確認方法を説明願いたい おります。 高さ15m未満のダムに関しては、地震力を考慮しま ③30年前の工事であるが、今後も漏水防止の効果は発 揮し続けるのか? せんが(建設省河川砂防技術基準)、雨水の流入に関 ④説明については1日あたり何ミリの豪雨にまで耐えら する調整池の容量の確保に関する計算を「2-2対象事 れる、地震震度何度まで耐えられるといった数値を用 業の内容 2-2-6 工事の実施に係る工法、期間及び工 程計画に関する事項 (7) 工事中の排水に関する事項 いた説明をお願いしたい 2) 調整池計画」に記載しました。 8. 意見取りまとめの住民への確認 お寄せいただいた意見につきましては、編纂や文言 を書き換えることなく、埼玉県知事にご報告しており 今回、集めた意見や質問は事業者が取りまとめて知事 に説明することとなっている。 ます。また、関係町村長にも、同様のご報告を行って ①今回、寄せられた意見や質問が改ざんや削除なく知事 おります。 に伝わることをどのような方法で担保するのか? ②寄せられた意見や質問が住民の意図通り編纂されてい るのか、知事説明前に住民側に確認と訂正要求受入れ を行っていただきたい 9. 深谷市の太陽光発電についての悪い評判 深谷市の事業は事業者を構成する社員(法人)によ 御社が隣町の深谷市で展開したソーラー発電プロジ る別事業でありますが、地域の方と社員の協議を重 ェクトについて悪い噂が流れ、今回の事業対象地域の ね、信頼関係を築いた上で実施されていることを把握 住民との信頼関係に支障をきたしている。 しております。 なお、本事業におきましては、埼玉県環境影響評価 ①こうした誤解を解くために以下の噂に対する事実関係 条例・環境影響評価法の手続きに則り実施しており、 その中で事後調査計画を明確に策定いたします。事業 を説明願いたい 噂1住民と約束した水質検査を一方的に打ち切った 開始後はその計画に沿って、調査を確実に実施するこ 噂2当初は盛土の高さは5mの話だったが、一方的に2 ととなります。 0m分の残土が積み上げられた

②なお、説明の際には御社の立場を一方的に述べるのではなく、以下の4点の事実関係を説明願いたい・いつ、住民に変更計画の事前説明を行ったのか?

	,
意見概要	事業者の見解
 ・いつ、どのような方法で住民と合意を得て覚書書などを取り交わしたのか? ・覚書書に捺印されている人の氏名(個人情報的に問題あるなら、例えば地権者、区長などといった表現でお願いします) ・住民の代表は本当に地域の代表として適切なのか?(例えば、区長など) 	
10. 国道 254 号線の左折待ちダンプの渋滞 国道 254 号線は竹沢と小川を結ぶ重要な幹線道路であると同時に、通常、渋滞は殆ど発生しない。ダンプは左折時に減速する。減速するダンプが複数台連なると、渋滞の原因となる ①ダンプ渋滞が発生して住民に迷惑がかかることが発生しないよう、交通量の多い時間帯、少ない時間帯、休日、平日と細分化して交通量調査を行っていただきたい。 ②また、ダンプが建設予定地域周辺だけではなく、町境から建設予定地の道路に対しての交通量調査を行っていただきたい、特に通学路にあたる部分は念入りに行っていただきたい。	国道 254 号線の交通量調査結果では、7 時~19 時で 5,176 台の一般車両の走行が確認されました。 渋滞や交通の支障を避けることを目的の一つとして造成計画の見直しを行い、盛土量・切土量のバランスをとる計画に変更した結果、工事関係車両は、建設工事時において、往復で 314 台/日 (大型車 244 台/日、小型車 70 台/日)に低減しました。工事関係車両の割合は、国道 254 号の 4.5%と現状を大きく変えるものではありません。加えて搬出入の車両を分散させることで、渋滞を生じさせる可能性は低いものと考えております。 また、交通量の調査について、調査は平日の 1 日 (6時~22 時)において、1 時間ごとに合計車両台数を計測しております。なお、工事は平日に実施を想定しており、休日の交通量に影響を与えないため、休日調査は行っておりません。 町境から建設予定地への交通量調査について、調査は、車両が集中して影響が最大である地点として、調査は、車両が集中して影響が最大である地点として、国道 254 号及び計画地と国道 254 号を結ぶ区間を予測します。そのため、他の道路については、国道 254 号及び計画地と国道 254 号を結ぶ区間の影響より低いと考えております。
11. 住民に配布した意見書のフォーマット 住民に配布された意見書フォーマットの送付先が「様」となっている。通常は「宛」や「行」を用いるのが普通なのだが、あえて「様」を用いたと言うことは、事業者や代表並びに調査会社の立場は住民よりも上位に位置する(俗な表現だと住民よりも偉い)認識でおられるのか?	意見書の様式につきましては、事業者によって作成 したものではなく、あらかじめ定められたものとして ご提供いただき、使用したものとなります。ご指摘の 認識は、事業者・調査会社ともに有していないことを ご理解賜ればと存じます。

意見概要事業者の見解

最初に、私は小川町の地元住民ではありません。この 建設計画の予定地に行ったこともありませんが、(公益財団法人)日本野鳥の会の一会員として、また埼玉県鳥獣保護管理員の一人として、長年にわたって、自然やそこに住む生き物を守る活動に関わってきた立場から、この計画についての意見を申し上げます。

<鳥類について>

建設予定地は、ゴルフ場として開発されたものの計画 頓挫により放棄され、約30年が経過していると聞きまし た。実際に「GoogleMap」を見てみますと、どこがゴルフ 場予定地だったのかわからないほどに植生が復活してい ます。当然、数えきれないほどの動物たちも戻ってきて、 新たな生態系が築かれていることでしょう。しかしゴル フ場予定地だったこともあり、定期的な観察どころか立 ち入る人も少ない状態が続いたため、この場所の生態系 がどうなっているのか、データがほとんどないのが現状 です。言い方を変えれば、ここに復活した自然の価値が誰 にも知られていないのです。

専門が野鳥なので、鳥類について限定して意見を述べます。アセスメントでは四季に4回、年間計16回のラインセンサス、ポイントセンサスを行うとありました。回数としては月1回以上になり適正な頻度と考えますが、問題は何年調査するのか?ということです。アセス計画では1年と少しになっていたかと思います。つまり調査が一度しか行われない季節があるということです。

「場所」という視点から鳥をみると、通年その場所に 生息する「留鳥」、春から夏に他の場所からそこへ渡って きて営巣しヒナを育てる「夏鳥」、冬を越すために他の場 所から渡ってくる「冬鳥」、さらに繁殖地・越冬地間の渡 りの旅の途中で、休息や栄養補給をするために立ち寄る 「旅鳥」に分けられます。

このうち留鳥については、1年間の調査で概要が把握できることもあります。しかし夏鳥や冬鳥は、その年によって状況がまったく異なります。特に冬鳥の場合、大きな群れが飛来する年もあれば、まったく姿が見られない年もあります。たまたま調査した年にその鳥が見られなかったからといって、「ここには生息しない」とは言い切れないのです。夏鳥や旅鳥でも同様です。単年度の調査では、そこに住む鳥類の生息状況は、とてもではないが把握できないものです。調査期間は長ければ長いほど好ましく、少なくとも3年~5年は見ていただきたい。

<持ち込まれる土について>

地元の多くの皆様が懸念されていますが、当然のことでしょう。専門外なので詳しいことは申し上げられませんが、放射性物質を始め有害な化学物質や重金属類について、現在の状態を十分に調べておく必要があります。これらの物質は地下水に染み込み、長い時間を経て、野生の生きもののみならず私たち人間にも悪影響を及ぼします。これらの有害物質による目に見えない悪影響が一番恐ろしいのです。古くは水俣病やイタイイタイ病、新しいところではチェルノブイリや福島原発の事故の後、数年たって癌などの病気が多発している状況をみれば当然お判りでしょう。

汚染物質の有無のチェックは、土壌を出す側の責任で 調べることになっているから関係ない、とおっしゃって 鳥類を含め、動物の調査時期及び期間については、主として「埼玉県環境影響評価技術指針手引」(平成31年3月改正、埼玉県)及び他の環境影響評価事例等を参考に設定しています。その結果、四季を基本とした約1年の調査を計画しており、ご意見にあるような3年~5年といった調査は実施致しませんでした。しかしながら、以下の検討等により、計画期間でできる限り動物相を把握できるよう努めてまいりました。

- ・鳥類は夏鳥の繁殖時期に合わせて夏季を6月に実施する等、分類群の生活史特性に応じて具体的な実施時期を個別検討する。
- ・鳥類のうち猛禽類については、「猛禽類保護の進め 方(改訂版)」(平成24年12月、環境省)等を参 考に、別途月1回(1月~8月)の調査を実施し、 調査地域周辺の繁殖状況の把握に努める。

また、現地調査で全ての生物を把握しきれない可能性があることを考慮して、既存資料調査を合わせて実施することで現地調査結果を補足し、調査地域を含む広域の動植物相の把握に努めました。さらに、現地調査の計画は、環境影響評価技術審議会において学識経験者によりその妥当性を審議いただきました。以上の対応も合わせて、適切な動物相の把握に努めてまいりました。

土搬入に利用する業者を UCR:株式会社建設資源広域利用センターに限定します。

UCR によって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR 利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCR に搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないよ

	France	
++ =	概要	
ᄫᅏ	/Tish. 'Zz'	

いるそうですが、果たしてそうでしょうか?データが改 竄され、嘘がまかり通る世の中です。無責任に丸投げして しまうことにより、あなた方事業者側も被害者になる可 能性も否定できないのではないでしょうか?ぜひ工事着 手前の現状の把握と、万が一工事を始めた後も、土壌や地 下水の検査は定期的に念入りに行い、その結果を公表す るべきです。 うに担保されております。

<景観>

建設計画地の周辺、「奥武蔵」と呼ばれる山域は東京周辺に住む登山者やハイカーにとって、日帰りで気軽に山歩きが楽しめる、いわば「低山歩きの聖地」の一つです。毎年4月には東武鉄道主催の「外秩父七峰縦走ハイキング」というイベントが行われています。これは小川町駅をスタートし、建設計画地にほど近い「官ノ倉山」を皮切りに七つの山を歩き、寄居町駅でゴールという、フルマラソンに匹敵する距離を一日で歩くもので、毎回多数の挑戦者で賑わっております。

この山域の魅力の一つが風景です。富士山やアルプスのような高峰にはない、低山ならではの風景です。四季折々の自然に囲まれた、昔から人々が行き交ってきた峠道、その道端に立つ野仏、山間の田畑、ひと山越えて降りてきた山里のたたずまい。そうしたもののすべてが、この山域を訪れる無数の人々にとって、かけがえのない宝なのです。さらに言えば、この山域へ人々を運ぶ鉄道やバス、タクシーなど交通関係の人々にとっても、この山域の魅力すなわち風景は、やはり宝なのです。

この風景の一部から木々が失われ、そこに暮らす無数の生命が奪われ、空き地となった場所に膨大な量の残土が持ち込まれ、その上に無機質なパネルが並ぶ。はたして、このような風景は、訪れる人々にとって魅力的でしょうか?何度も訪れたくなるような場所になりうるでしょうか?地元の人々のみならず、多くの人々にとっての宝が失われることになるのではありませんか?

この計画を立てるに際し、山を愛し、山を楽しむ人々のこと、さらには交通関係の人々のことを、少しでも考えられましたでしょうか?彼らがこの計画をどう捉えるか?ぜひ、こういった人々の声を聴く機会も設けていただきたいと思います。

<最後に>

これからの世の中、自然エネルギーの重要性はますます増してゆきます。しかし、自然エネルギーを得ることによって生態系が破壊されるのでは結局、原子力発電や火力発電と変わりません。生態系に影響を与えず、一種でも多くの人間以外の生きものと共存するために、あなた方エネルギー会社には、知恵と技術が要求されます。

生態系を壊さない・生物多様性を保つ・持続可能な発展は、地球上で活動するすべての人間に求められています。これはもはや、埼玉県とか日本ではなく、世界の、地球の潮流です。このことを念頭に置き、計画を白紙撤回されることを期待いたしております。

調査地域を利用する方々を対象とした意向調査については、景観調査のみを対象としたものは想定していませんが、今回を含む調査計画書及び準備書の各段階でご意見を頂く機会を設けています。また、ご意見にあるように、町民の方が親しんでいる景観は重要であることから、調査計画書で選定した代表性・公共性のある調査地点に加えて、公園や施設、ハイキングコース等の身近な景観(囲繞景観)の眺望点で調査を実施しました。

事業者の見解

地域の方々の小川町の生態系に対する思い、持続可能な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境の保全に対する十分な配慮を検討し、ご理解を賜るよう努めてまいります。

意見書(10)

をしてください。

意見概要

①生物多様性基本法に則った環境影響評価及び事業運営

生物多様性基本法には、「事業者は、生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、事業の影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。」という規定があり、国、地方公共団体、事業者、個人にまで責任を伴う、どんなに小さな事業にも適用される法律です。また、生物多様性基本法は、鳥獣保護管理法、環境影響評価法、河川法、都市計画法よりも上位で優先されるものであります。

よってこの施設整備・運営対象地域にどのような生物がいるか確認しなければならないだけではなく、なるべく影響が最小になるような事業活動をしなければならないということも明確です。つまり、事業前のみならず、事業後も影響が最小になったかどうか調査をして把握しなければなりません。

事業者ができる範囲の保全でごまかすことはおやめください。事業者は、きちんと法律を遵守しなければなりません。

②希少植物の生息について

フユザンショ、オニシバリ、ノヤマトンボ、キツネノカ ミソリ、シュンラン等が確認されています。きちんとした 調査及び移植に頼らない保全策をとってください。

事業者の見解

本事業を実施するにあたっては、環境影響評価法やご指摘の生物多様性基本法をはじめ、関係する法令の趣旨に則り、遵守を徹底しながら進めてまいります。事業開始以前においては、環境影響を回避・低減するための検討を行ったほか、事業開始後の環境監視計画、事後調査計画を策定しました(「8-2環境保全のための措置 8-2-3 環境監視計画」及び「8-3 事後調査」参照)。

フユザンショウ、オニシバリ、オオバノトンボソウ、 キツネノカミソリ、シュンランをはじめとして、保全 すべき植物種及び群落には**十分留意して調査を実施** してまいりました。また、環境保全措置が必要な場合 には、まず回避措置を優先的に考慮することとし、低 減または代償措置である移植のみに頼らない対策を 検討に努めました。その結果、植物調査により、改変 区域内で確認されたオニシバリについては、非太陽光 パネル設置箇所に同種を対象とした保全区域を設け て、一部の個体の保護を行うこととしました。「8-1調 査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-5 植 物 (1) 重要な種及び重要な群落 2) 予測及び評価の結 果 ①工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用の 影響 (a) 造成等の施工による一時的な影響、地形改変 及び施設の存在及び太陽光パネル等の撤去・廃棄 b) 予測(オ)評価の結果」に記載しました。

③ミゾゴイ及びサシバの生息について

予定地及び周辺には里山の生物多様性が豊かさの指標であるミゾゴイ及びサシバの生息、営巣が確認されています。環境省の保護指針に則った調査、保全策を講じてください。特にミゾゴイは4月から5月にかけて500mメッシュに1台ICレコーダーを設置した夜間録音調査を毎日行うこと、冬場に事業予定地およびその周辺すべてを踏破する巣の調査が必要です。ミゾゴイは、日本でのみ繁殖する世界で1000羽ほどの渡り鳥です。その繁殖地の一つがなくなることはミゾゴイの生息に多大な影響を及ぼします。また、比企郡に生息するサシバも50年前に比べ10分の1以下に減っています。そのことを考慮した上で調査、保全策の検討をしてください。

④ハチクマ、サンコウチョウ等の希少鳥類の生息について

地元専門家によると予定地でハチクマが営巣していたことも確認されています。サンコウチョウも県内では殆ど見られなくなりましたが、予定地およびその周辺では確認されています。多種類の高次消費者の鳥類が生息する大変生物多様性が高い地域です。正確な調査と保全策を講じてください。

⑤オオタカの生息について

予定地及び周辺ではオオタカが繁殖している可能性が 高いといえます。営巣中心域が予定地にかかっていた場合は計画を中止すること、高利用域に入っていた場合は1 月から8月の間は工事を行わないことなど埼玉県オオタカ保護指針をきちんと守って事業を行ってください。

⑥予定地の両生類について

両生類の専門家からの意見を聞いてきましたのでご紹介します。予定地には絶滅危惧種の両生類が生息しています。中でもアカハライモリは県条例希少指定種、トウキョウサンショウウオは先日の2月10日に環境省より第二種国内希少野生動植物種に指定されました。環境省・県のRDBでも高位ランクに指定されていますので、上記2種は貴重な種であることは間違いありません。他にも県RDBにランクインされる種は、ヤマアカガエル、アズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエルは生息の可能性がかなり高いです。可能性がある種としてニホンアカガエル、ツチガエルが挙げられます。

県内でもそれだけの種が確認される地域は比企丘陵、 加治丘陵、狭山丘陵、秩父盆地ぐらいしか考えられず、比 企丘陵の核心地である小川町は両生類の保全上大変重要 です。しかし、開発行為がこの30年ぐらいで急速に進ん だため、上記希少な両生類の個体数が激減したと考えら れ、これ以上の減少を食い止めなければならないと考え ます。

メガソーラーの開発行為は間接的にも水源枯渇や乾燥 化に繋がり、繁殖に影響が生じます。両生類は水辺だけで なく、林床も生息に必要ですので、伐採行為も影響が大き いです。小川町は希少種の宝庫であり、その核心地域を開 発することは大きな損失につながると言っていいでしょ う

⑦2月21日に埼玉県知事に提出された要望書について 2月21日付で「熊井の森をはじめとする埼玉県内の 重要な里山環境の保全と太陽光発電事業の進め方につい 事業者の見解

345

ご意見を頂いた種をはじめとして、保全すべき鳥類には十分留意して調査を実施しました。特に、ご指摘のサシバ等の希少猛禽類及びミゾゴイについては、以下の資料等の内容を参考に、適切な調査及び予測・評価を実施するよう努めてまいりました。

- ・「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月、環境省)
- ・「サシバの保護の進め方」(平成 25 年 12 月、環境 省)
- 「ミゾゴイの保護の進め方(案)」(平成28年3月、環境省)
- ・「オオタカとの共生を目指して~埼玉県オオタカ等 保護指針~」 (平成30年11月、埼玉県)

さらに、調査地域周辺の状況に詳しい地元有識者等からも情報・ご意見を収集し、調査及び予測・評価に 反映いたしました。

調査の結果及び予測・評価、環境保全措置については、「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-4 動物(1)重要な種及び重要な群落 1)調査結果の概要 ①動物相の状況(b) 鳥類の状況 b) 現地調査(ウ) 調査結果」、「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-4 動物(1)重要な種及び注目すべき生息地 2)予測及び評価の結果 ①工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用の影響(a)工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、太陽光パネル等の撤去・廃棄 b) 予測(エ)予測結果」及び「同(オ)評価の結果」に記載しました。

ご意見を頂いた種をはじめとして、保全すべき両生 類には十分留意して調査を実施してまいります。両生 類については、春季調査に加えて早春季調査を実施し ました。これにより、ご指摘のトウキョウサンショウ ウオやヤマアカガエルの産卵場等を把握致しました (「8−1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-4 動物 (1) 重要な種及び注目すべき生息地 1) 調 査結果の概要 ①動物相の状況 (b) 鳥類の状況 b) 現 地調査 (オ)調査結果」参照)。両生類の生活史全体を 踏まえた生息状況を把握し、適切に調査及び予測・評 価を行いました(「8-1調査の結果の概要並びに予測 及び評価の結果 8-1-4 動物 (1) 重要な種及び注目す べき生息地 2) 予測及び評価の結果 ①工事の実施、土 地又は工作物の存在及び供用の影響 (a) 工事用資材 等の搬出入、建設機械の稼働、造成等の施工による一 時的な影響、地形改変及び施設の存在、太陽光パネル 等の撤去・廃棄 b) 予測 (エ) 予測結果」及び「同(オ) 評 価の結果」参照)。

ご提示いただきました要望書の内容を参考に、里山環境に対する配慮のための保全措置等の検討に努めてまいります。

事業者の見解

ての要望書」が大野元由裕埼玉県知事に提出されました。 県内の保全上重要な里山での太陽光発電を計画的に抑止 することを全国的な自然環境保護団体から求められてい ます。今回の予定地も保全すべき里山の一つであり、本来 開発すべき場所ではありません。正確な調査を行い、計画 の中止を含めた保全策を講じるべきものと考えます。要 望書は添付文書をご参照ください。

⑧表 4.7-4 環境の保全に関する配慮方針(動物)について

計画区域内で保全すべき動物が確認された場合は、種の特性を踏まえつつ、町民及び専門家等を混じえた第3者による協議会を設置し、計画地の変更、計画の中止などを含めた環境保全措置を検討し、工事における影響の低減を図ること。

⑨動植物の既存資料調査について

既存資料、専門家・地元有識者等からの聞き取り等により調査を実施するだけでなく、保全すべき種が見つかった場合の保全措置についての意見も取り入れること。

⑩表 4.8-4 環境の保全に関する配慮方針(植物)について

計画区域内で保全すべき植物が確認された場合は、種の特性を踏まえつつ、移植を極力避け、その場で保全すること。 やむを得ず移植する場合も町民及び専門家等を混じえた第 3 者による協議会を設置し保全策を協議することなど、環境保全措置を検討し、工事における影響の低減を図ること。

⑪6.1公的な計画及び指針との整合性について

埼玉県生物多様性保全戦略が事業と関連のある計画等から抜け落ちています。生物多様性保全戦略は、県の総合計画である「埼玉県5カ年計画」「埼玉県環境基本計画」とも整合性を図り、生物多様性の保全施策を総合的に推進するものです。

⑩6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由について

埼玉県が推進している再生可能エネルギーは、屋根の上に載せる太陽光発電であり、森林を伐採して行う太陽光発電は想定していません。また、太陽光発電は、本来自分で使う分を自分で発電するのが原則で、遠く離れた場所に売電することは送電によるロスが大きくなり、無駄が大きくなります。よって当該予定地において対象事業を行う必要性はありません。

保全すべき動物については、現地調査及び既存資料 調査による確認状況と各種の生態を踏まえて、環境保 全措置の検討を含む適切な予測・評価を行いました (記載は⑥回答欄参照)。

また、その内容は令和2年度第2回太陽電池部会に よる外部審査を受けて修正したうえで実施しており ます。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討し影響 の低減を図りました。

専門家からの聞き取りにより、猛禽類やミゾゴイなど保全すべき種の生態や、影響を低減するための措置などを把握し、保全措置に反映しました。専門家等の助言については「8-5準備書段階における専門家等の助言の内容について」、反映した環境保全措置については、「8-2環境保全のための措置」に記載しました。

保全すべき植物及び群落について、環境保全措置が必要な場合には、まず回避措置を優先的に考慮することとし、低減または代償措置である移植のみに頼らない対策を検討に努めました。その結果、植物調査により、改変区域内で確認されたオニシバリについては、非太陽光パネル設置箇所に同種を対象とした保全区域を設けて、一部の個体の保護を行うこととしました。「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 ①工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用の影響 (a)造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在及び太陽光パネル等の撤去・廃棄 b)予測 (オ)評価の結果」に記載しました。

本事業は、「埼玉県環境基本計画(平成29年3月)」の長期的目標や施策との整合も勘案して、配慮事項を 定めています。(調査計画書p.200参照)

「埼玉県生物多様性保全戦略」については、同基本計画の施策として挙げられているため、同保全戦略についても、踏まえたものして取り扱っております。

そのうえで、現地調査、予測、評価の結果を踏まえて、適切な環境配慮に努めました。

埼玉県のエネルギー施策では、埼玉県は日本で使用するエネルギーの約 3%を消費する大消費地であることから、再生可能エネルギーの導入・普及に取り組むとされており、大規模太陽光発電施設(メガソーラー等)についても、県独自の太陽光発電の率先導入の取組を行っていることも参考にし、本事業においても、再生可能エネルギーによる温室効果ガスの削減等に貢献する姿勢に倣いたいと考えております。

そのため、このような状況下で、埼玉県でメガソーラー事業を行う意義は大きいものと考えております。また、事業者は、すでに、太陽光発電事業の実績を有しており、その経験を活かし、無駄なく採算性のある事業を計画し、ご理解を得られるよう努めてまいり

意見概要	事業者の見解
	ます。
<⑦の添付文書>	_
令和2年2月21日	
埼玉県知事大野元裕殿	
熊井の森をはじめとする埼玉県内の重要な里山環境の	
保全と太陽光発電事業の進め方についての要望書	
平素より、埼玉県の生物多様性の保全にご尽力いただ	
き敬意を表します。	
さて、近年、県内各地の里山において太陽光発電事業の	
計画が進められております。太陽光発電事業の推進は気	
候変動対策のために大切ですが、それぞれの地域の生物	
多様性保全と両立した形で進めることが重要です。しか	
し現在、県内のいくつかの場所では太陽光発電事業が地	
域の自然環境へ悪影響を及ぼすことを懸念する声が地元	
住民からあがっています。	
場山町では、「熊井の森」で太陽光発電事業の計画が進	
んでおり、問題となっています。当該地は、典型的な里山 的景観が良好に残されており、生物多様性の保全上重要	
お見聞が良好に残されており、主物多様性の床主工重要な場所です。このような場所での太陽光発電事業は、規模	
が小さくとも地域の生物多様性への大きな悪影響を招き	
ます。	
熊井の森をはじめとする県内における生物多様性保全	
上重要な里山の適切な保全を進めながらも、太陽光発電	
を導入していけるよう、以下のことを要望します。	
要望1. 熊井の森での太陽光発電事業を抑止するための	
措置を講じること	
環境省の重要生態系監視地域にも指定されている熊井	
の森では、特に豊かな鳥類相が確認されているほか、サシ	
バやミゾゴイなどの絶滅の危機に瀕する里山の鳥類が安	
定的に生息しています。また「環境省特定植物群落」や「埼	
玉県レッドデータブック 2011 植物編」に	
「熊井のモミ林」として記載されている全国的にも希	
少なモミ群落が成立するなど、保全上重要な場所です。当	

玉県レットゲータノック 2011 植物編」に 「熊井のモミ林」として記載されている全国的にも希 少なモミ群落が成立するなど、保全上重要な場所です。当 該地に計画されている太陽光発電事業は、規模が小さく とも希少な植生や絶滅危惧種の鳥類の繁殖活動に影響を 及ぼす可能性が大きいです。

熊井の森の自然環境に悪影響が及ばぬよう、当該地を 特別緑地保全地区に指定するとともに、太陽光発電事業 等の開発行為について条例に基づく許可権者として許可 しないことを要望します。

要望2. 県内の保全上重要な里山での太陽光発電事業を 計画的に抑止すること

生物多様性基本法では、開発行為にあたっては計画の立案を含む早い段階からの環境影響評価と生物多様性の保全への配慮を行うことが述べられています。基本法に即し、県内で自然環境の基礎調査をすすめるとともに、太陽光発電事業による開発行為を抑止すべき生物多様性保全上重要な地域を具体的に特定することを要望します。

その上で、特に生物多様性の保全上重要な里山については、保安林・鳥獣保護区・文化財等に指定し、開発を規制可能な地区とすることを要望します。

また、現在の埼玉県の環境影響評価条例では、太陽光発電事業のほとんどを占める 2MW

(約3ha)未満の計画については対象外となっていることから、小規模であっても生物多様性に大きな影響を与

意見概要	事業者の見解
える可能g性のある事業については20ha未満の事業規模でも対象にできる制度へと改訂することを要望します。	
要望3. 里山の保全と両立できる形で太陽光発電の導入を図っていくこと 開発による環境負荷が低いと想定される場所において再生可能エネルギーの導入促進が図られるよう、県として「再生可能エネルギー等導入計画」を策定することを要望します。計画の中では、太陽光を含む再生可能エネルギー全体の導入目標を定めるとともに、目標達成に必要な適地を示すことが重要です。また、地域住民や事業者への情報提供に関しても計画に含めることが重要です。	

自然再生エネルギー、太陽光発電所は一見好印象で す。悪臭もない、化石燃料の削減、循環型社会への転換 と謳い文句は素晴らしいですが、元々が残土処理を計 画していた土地と聞きました。当初の残土処理の搬入 計画 150 万m³ 逆) 旧今回は 97 万m³ と 3 分の 2 量を搬 入する計画になっています。太陽光発電を隠れ蓑にし た事業ではないでしょうか。事実、この事業者が自社 の成功例として挙げている「深谷発電所」はわたしの 目と鼻の先に建設されましたが、平地林を伐採し、当初 5mの盛土の上にパネルを設置する計画が変更されて8m になり、最終的には、3 倍の 15m もの高さとなりまし た。外部からの残土搬入の利益が大きいことを事業者 は認めています。そして、10t トラックによる搬入はト ラックが連なり、子どもたちの登下校にも影響し、町 道は破壊され、その騒音、土埃でも近隣の住民は大き な被害を受けました。

今回の計画では、その比ではありません。3年間近く10t トラックの往来が何万回との試算がされていますが、地域の生活に甚大な影響が及ぼされると思います。さらに、運び込まれる残土がどこからどんな質のものなのかも、この巨大量から正確に確認できるのか疑問です。その監視体制がきちんとなされるのでしょうか。

なにより、ゴルフ場として造成されて 20 年以上が経 過する中で、自然林が復活している。

現状の環境を、さらに破壊してまで太陽光パネルを 設置するなど、これ以上の自然破壊をすることは容認 できません。今ある森林地帯は、これからの地域社会に とってかけがえのない財産となると考えます。

また、近年想定外の豪雨災害に見舞われています。パネルのガラス面の面積から、豪雨の際に流れ出す水量は、森林の浸透力が及ぼすさらに 2 次災害の危険性が高くなると考えられます。中山間地のこの地域での土砂災害は最も恐れる災害です。この開発によってこの危険性は確実に高くなります。長期的な視野をもって地域の安全安心の確保を最優先としてください。

事業者の見解

土地利用計画では、架台に載せるソーラーパネルの 枚数を変える、架台の角度を変えるなどの対策を行い、地形に沿ったソーラーパネルの設置を行い、地形 改変量を低減するように努め、盛土 970,000m³、切土 16,500m³としておりました。

ご指摘を受け、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変えるなどの検討を行い、盛土720,000m³、切土365,000m³として計画を再検討しました。

造成計画の検討結果は、「2-2対象事業の内容 2-2-7土地の造成に関する事項」に記載しました。

国道 254 号線の交通量調査結果では、7 時~19 時で 5,176 台の一般車両の走行が確認されました。

渋滞や交通の支障を避けることを目的の一つとして造成計画の見直しを行い、盛土量・切土量のバランスをとる計画に変更した結果、工事関係車両は、建設工事時において、往復で314台/日(大型車244台/日、小型車70台/日)に低減しました。工事関係車両の割合は、国道254号の4.5%と現状を大きく変えるものではありません。加えて搬出入の車両を分散させることで、渋滞を生じさせる可能性は低いものと考えております。

また、交通量の増加に伴う影響として大気質、騒音・振動、動物、生態系、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガスの項目について、予測・評価を行い事業計画に環境保全措置を盛り込むなどして、環境に及ぼす影響を低減しました。

また、土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を担保いたします。

森林につきましては、計画地約86haのうち、残置林として約43haの区域について、伐採を行わない計画です。また、それ以外に、急傾斜地などパネルを設置しない場所についても、現在の植生を残す、若しくは早期緑化を行っていく計画となっております。

また、植物調査により、改変区域内で確認されたオニシバリについては、非太陽光パネル設置箇所に同種を対象とした保全区域を設けて保護を行うこととしました。「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-5 植物(1)重要な種及び重要な群落 2)予測及び評価の結果 ①工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用の影響 (a)造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在及び太陽光パネル等の撤去・廃棄 b)予測(オ)評価の結果」に記載しました。

事業実施に伴う流量増対策としては、現在計画区域内に既設の調整池が存在し、雨水流出量の調整を行っていることから、その既存の調整池を利用する計画としております。

調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発

意見概要	事業者の見解
	許可事務取扱要領に基づき、 適切に行っております 。 また、切土・盛土の土工を、森林法 10 条の 2 (隣地開発許可申請)の審査基準、および「道路土工 盛土工指針」(社団法人日本道路境界)に従って設計を行い、斜面の安全性を担保いたします。

1. 小川町での環境影響評価計画書の説明会の時に、受付にて名前、住所、連絡先の記入をしないと入場できない、資料を受領できない仕組みで受付をしていたが、個人情報を収集する目的、その情報の使用先など、個人情報保護法に基づいた説明が一切なく、了解や同意も取らずに、個人情報の収集をしていたことは大問題、法令違反と思います。なぜ、そのような受付方法を実施したのか?

- 2. 同企業グループ (株式会社サンシャインエナジー/さくら太陽光センター合同会社) は2017年11月からゴルフ場開発廃止届も未提出のままに、計画地において、町道と私有地があるにも関わらず、無断で計画地入り口にゲートを設置し、鎖とカギをかけ、不法占拠行為を行ない、一般町民が町道を使えないような行為をおこなった。また、近隣住民に説明もなく理解もなく無断で重機を稼働させ沢や谷に向って進入路を造成したため、埼玉県も数回にわたる調査の上、不法投棄監視カメラを設置し、2020年2月現在も監視カメラが稼働している。
- 3. 2 のような経緯の中で、太陽光発電事業を目的に町も 県も賛同していると説明し地権者から土地の買収を行 ったが、2018 年 12 月には同事業予定地に 150 万 m³ の 残土を運び込む「残土処分場事業」の説明会を開くとい う、地権者・地域・町を欺く詐欺的行為をおこなった。 その事業内容は地域住民にとって利得は皆無でありな がら予想される害は極めて大きく、**且つ、説明会は**-<u>般企業としてあるまじき極めて威圧的な態度で行われ</u> た。更に、資源エネルギー庁には太陽光発電事業を実 施するとしたまま固定価格買取制度の認定を受けたま まの状態であるにも関わらず、また「エトリオン・エ ネルギー3 合同会社」と㈱サンシャインエナジーの関 <u> 係などは一切説明せず、意図的に小川町民には隠した</u> <u>状態で、同じ敷地での「残土処分</u>場事業」という全く 別の事業についての説明会を4回実施し町民を酷く困 惑させた。

そして、残土処分場事業の説明会で「質問をした住民の自宅を」執拗に昼夜問わず何度も訪問し、威圧的な対応を繰り返した行為は「埼玉県迷惑防止条例に違反する行為」ではないでしょうか?最後には、今度きたら警察に連絡すると告げたことで、その行為は無くなった。また、小川町の町議会議員16名全員の自宅も事業者が訪問し、中には、ビールケースを見せられた議員もいたとの証言を聞いています。

これは「贈賄罪行為」ではないでしょうか?

これらの対応は町民から理解を得ようとするどころか誠意は全く感じられないことなどから、多くの地域住民の反発を招き、隣接3地区の2019年4月の総会にて事業計画に対する反対決議がなされ同8月に埼玉県の農林部森づくり課に直接手渡しにて提出された。ま

事業者の見解

調査計画書説明会におきましては、ご参加いただいた方の人数を把握するために、記名いただく名簿に「個人情報の取り扱いについて(※下記参照)」を表示し、差し支えなければご記名いただくよう、ご案内させていただきました。その際、匿名をご希望される参加者の方は、匿名でご入場いただいております。

なお、入手しました個人情報に関しましては、事業 者において適切に管理し、出席者数の把握以外の目的 には一切使用しておりません。

※「個人情報の取り扱いについて」

「みなさまの個人情報については、平成17年4月に施行された個人情報保護法に基づき、適切な管理・利用に十分配慮し、出席者数の把握に限って使用させていただくこととします。」

事業者といたしまして、地域の方には、説明会など を通じて、事業内容につきましてご説明させていただ いております。

事業の計画は、具体化のため検討を重ねております ため、変更を行うこともございます。地域の方へのご 説明の際には、最新の内容をご報告することとしてお ります。

今後も、**地域の方々の要請に応じ、**説明会など、地域の方々へのご説明、ご意見聴取の機会を設け、地域の方々のご理解を賜るよう努めてまいります。

事業者の見解

た同じく反対署名活動では 1,011 名の署名が集まり同部同課に提出されている。

その後、2019年11月になってから、「残土処分場事業」が中止になったという説明や通告は一切ないまま、同事業予定地において同企業グループを施主とする「さいたま小川町メガソーラー」事業に関連する環境影響評価の予備調査が始まり、「環境影響評価調査計画書」の説明会が2020年1月18日に小川町にて開催された。その説明会では、事業内容は太陽光発電事業としながらも外部から「客土」と称す「残土」を95万㎡以上運び込む計画も含まれていることが明らかにされた。

また、東秩父村での同説明においては、町民からの質問で「計画地内の土地は全て買収済なのか?」との質問で、事業者代表は、「すべて買収し取得済です」と回答していたが、事実は、町所有の道が約40本ほどあり、また私有地も残っているにも拘らず、質問した町民を説き伏せるためなのか「虚偽の回答」をしています。

4. 客土(残土)を持ち込む工程があるにも関わらず、その持ち込む土壌の調査を実施しないとしているこの環境影響評価計画書は、その目的と意図を満たしていないと思われる。内部の敷地を切土、盛土することで施工すれば済むところを、わざわざ外部から土を持ち込むというのは、どこからどのような土を持ち込むのかも「わからない」という回答は誠実さのかけらも感じられない。

土搬入に利用する業者を UCR: 株式会社建設資源広域利用センターに限定します。

UCR によって取り扱われる土は、公共や民間の建設工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないように担保されております。

実際の土搬入につきましては、現在調査計画書の段階であり、具体的調整等を行う前の段階ですので、搬入する土の起源は確定しておりませんが、埼玉県及びその周辺(東京・埼玉・神奈川など首都圏)に絞り調整を行います。

5. エトリオン・エネルギー3合同会社は、2014年12月 に A 社と㈱サンシャインエナジーの2社で設立され た企業だが、その後、2019年1月に㈱サンシャインエ ナジーが、A社の持ち分をほぼすべて買い取り、㈱サ ンシャインエナジーが代表者となる会社に変貌した。 しかし、資源エネルギー庁のサイトでそれはいまだに 確認できない。この状況をA社の日本オフィスに電話 で確認したところ、「エトリオン・エネルギー3合同 会社を使って、そんな太陽光発電事業が進められてい ることは聞いていない、初めて聞いた。弊社は、その 小川町での「さいたまメガソーラー事業」そのものに <u>は一切関わっていない。」</u>と説明していた。この電話 で、㈱サンシャインエナジー社が、エトリン社には無 断でこの事業を展開していることが判明した。A 社が 「世界的なエネルギー会社」であることは、ネットで 調べればすぐにわかるほど著名な企業です。つまり、 「エトリオン・エネルギー3合同会社」は、他の「エ トリオン・エネルギー1合同会社」などのように、世 界的なエネルギー企業のA社が事業の「主体者」とし

エトリオン・エネルギー3合同会社は、社員を3法人により構成しており、①発電・送電・電力供給に関する事業、②発電・送電・電力供給に関するあらゆる種類の施設、設備、システムの取得・開発・工事・保守及び管理、③建設業、を事業内容としております。すでに、太陽光発電事業の実績を持っており、その経験を活かし、地域の方に安心していただける事業を実施し、ご理解を得られるよう努めてまいります。

事業者の見解

て展開している同様の合同会社と、町民のほとんどが 大きく誤解する「商号」をそのまま使って、A社と同様に太陽光発電事業計画を進めること、「不正競争防 止法2条1項1号、周知表示に対する混同惹起行為」 に該当するのではないでしょうか?「A社日本オフィ スとしては、A社は事業主体者ではないことをホーム ページに記載するよう再三にわたり依頼している」と のことだったが、A社が依頼してから1か月以上経過 しているが、いまだに、そのことは「エトリオンエネ ルギー3合同会社」のホームページには記載されていない。

6. 環境影響評価の調査依頼の制度自体に問題があると思います。依頼主から多額の費用を受領し調査を受ける調査会社は、第三者での中立的な調査を実施するとは考えられません。実際に、30年前の、プリムローズカントリー倶楽部施工時の環境影響評価書の結果を拝見しましたが、オオタカについての説明が、「留鳥」であるにも関わらず、渡り鳥としての説明と解説は記載されていませんでした。つまり、デタラメの報告が書かれていませんでした。つまり、デタラメの報告が書かれているということです。当時は、オオタカは国から保護対象の鳥類であったはずで、バブル期の諸々の開発行為の足かせになっていたことをうけて、デタラメの報告書を業者に忖度し書かれたと推察します。

このような経緯から、環境アセス調査は、埼玉県が間に入り、調査会社には埼玉県が依頼する仕組みにするべきです。そして、費用は計画の実施者から埼玉県に支払う、と言う仕組みに修正するべきと考えます。

- 7. 1、2、3、4、5の内容から、この事業を手掛ける企業としての信用性に欠けるということから、多くの反発が地元町民から出ています。そのため、この事業は、環境影響評価調査を実施する以前の問題と考えます。そして、埼玉県担当課としては、まずは企業の信用調査を実施し、その事業を手掛けるのに十分な信用がある企業なのかどうかを精査してから、環境影響評価の実施を案内するべきと思います。そうでない場合、本事業のように地元町民の不安をいたずらに大きくする以外、何も生みません。
- 8. 近隣の市町村では、「公報」へ環境影響評価計画書の 説明会の案内を掲載しているが、小川町では掲載され なかった。説明会の案内が掲示された媒体を確認し、 町民への告知方法として充分だったのかを検証し、条 例での掲載基準の見直しをするべきと考えます。

御意見として承ります。

御意見として承ります。

調査計画書説明会の公告の方法としましては、埼玉県環境影響評価条例施行規則第5条の3におきまして、「日刊新聞紙への掲載、印刷物の配布、掲示板への掲示その他の適当な方法のうち、二以上の方法により行わなければならない(抜粋)」と規定されております。これを受け、小川町では特に地域の方の関心が高いため、ご案内を記載した印刷物を全戸配布いたしました。そのほか、事業者のWebサイトに、配布印刷物と同じ内容の情報および調査計画書を掲載し周知いたしました。この結果、令和元年1月18日に小川町において開催された調査計画書説明会には、多数の方にご出席いただくことができました。

その他、寄居町におきましては、庁内の掲示板に掲載、事業者のWebサイトに掲載するとともに、地域の方々への回覧により周知いたしました。また、東秩父村では、回覧および、住民の方々に配布されているタブレットに掲載(表示)させていただき、また、事業者のWebサイト掲載も加え、周知を行いました。とき

意見概要	事業者の見解
	がわ町につきましては、回覧により周知したほか、事業者の Web サイトに、配布印刷物と同じ内容の情報および調査計画書を掲載し周知いたしました。 このように、関係町村との協議により、二以上の方法により広く周知を行っております。
9. 2020年2月18日に埼玉県環境部環境政策課に、この意見書に住所と氏名を記載しての個人情報を記載することは、同意も説明もなく実施されているので、個人情報保護法に違反しているのではないかと確認を依頼した。当日も翌日も回答の連絡が来ていない。また、上記3番に書いたように、自宅を執拗に訪問してくるような行為を繰り返す業者に個人情報を開示できるでしょうか?複数人の方が、怖くて意見書を書く気になれないと言っています。意見書の提出がもっとスムーズにできるよう制度の改善を求めます。	御意見として承ります。
10. 埼玉県は、このような業者に、このまま環境影響評価の調査を実施させ、事態を放置していることで、当	御意見として承ります。

11. 環境影響評価調査を請け負っている国際航業株式会社に、調査内容について不明な点を電話で1回だけ質問したところ、「もう電話せずに意見書で質問してください」と、町民との意見交換を拒否されました。 そのような対応は非常に不適切と思います。前述のように、諸々の不信な点が多い企業の計画では、説明会のみでは、時間が短すぎます。説明会の後日も順次、質問があれば受け付けるように制度を改善していただきたいです。

<u>るべきです。</u>

町民の多くが不安にさいなまれていることをどう考えているのか、安心、安全な日常が既に壊されていることを認識し、他の意見書も熟読し、事実調査を実施し、早急に対策を検討していただくと同時に、<u>このよ</u>うな企業の固定価格買取制度の認定は取り消しをす

事業者、調査会社ともに、地域の方々のご意見は、 広く参考にさせていただきたいと考えており、直接の お電話も受けるようにしておりました。しかしなが ら、業務状況などにより、全てのご連絡に対しまとま った時間をとることが難しい場合もございます。

より正確な理解のため、また、全てのご意見を取り こぼすことなく受領するため、期間中全てのご意見を 受け付けております意見書の制度をご理解いただき、 ご活用いただければと思います。

今後も、環境影響評価手続きにおいて、説明会など、 地域の方々へのご説明、ご意見聴取の機会を設け、地 域の方々のご理解を賜るよう努めてまいります。

私の仲間の多くが、意見書を御社に提出しています。その内容を教えて貰った身としては、それらのどれもが環境保全の見地から的確な内容であると思うが故に、御社には是非ともその意見を真摯に受け止め、地元住民、近隣町村民の気持ちと折り合いのつく道筋を探って頂きたいと切に願います。

私としては、御社の事業への姿勢に対して、意見を述べさせて頂きます。

御社にとっては批判的に感じられると思われる内容も 多く、当然、抵抗感もあるとは思いますが、最終的には対 話で解決すべき問題だと思いますので、当方の率直な意 見としてお読みくださいますようお願いいたします。

これまで、当事業予定地(以下、「プリム跡地」と呼ぶ) およびそこで計画する事業において、御社が行なってきた行動は、基本的に地元住民の「嫌だ」という感情を無視し、勝手に突っ走っている行動であったと感じております。

地元住民に何らの通告もなく、突然山に重機を入れたこと。そして、緑豊かな有機農業の里、小川町の自然をかってないほどの大規模に破壊し、水を汚し、平穏な生活をぶち壊すような事業計画を、外部から突然やってきて行なおうとする侵略者のような行為そのもの。そして、その説明会と称し、地元住民が誰一人として賛同できないような説明を繰り返し行ない、理解を得ようとする気持ちが欠片も感じられないにも関わらず、事業を無理やり行おうとする厚かましさ。

などなど枚挙に暇がありませんが、そのような行為の数々により、隣接3地区の総会で「反対決議」がなされるほど、近隣住民から拒絶されているという現在の結果につながっているということは認識して頂きたいと思います。

私も小川町で父が起こしたエコデザイン株式会社の取締役専務として日々会社経営に頭を悩ませる身です。御社の若き代表者が説明会等で批判の矢面にさらされる状況においても前面に出てくるスタンスには一定の敬意を持ちます。また、その説明会において、数多くの批判にもひるまずに自分の意見を述べられるというのはリーダーとしての力量の一つであると認識しております。

であればこそ、その力を地元住民と争いになるような 事業には使わず、地元住民の誰もが喜ぶような事業、近隣 町村に住む大多数の人からサンシャインエナジーさんあ りがとうと言ってもらえるような事業を率先して行なっ て欲しいと思います。私も若輩者であり甚だ生意気な意 見であるとは重々承知しておりますが、父が起こしたエ コデザイン株式会社に関しては世の中に役立つ事業にし ていかねばならない、そうでなければ必ず社会から不必 要とされ、必ずや歴史のあだ花として消え去ってしまう だろうと日々自分に言い聞かせております。

御社においてもそうだと思います。まずこの事業において、地元住民の反対は明らかです。無理に押し通そうとすればするほど、町全体での反対運動に広がり、事業の継続はますます困難になることは明白です。仮に、無理を押し通し、事業をスタート出来たとしても、その後もずっと事業に対する反対は続くでしょう。私自身も御社のスタンスが変わらない限りは継続して反対運動を行なっていくと宣言します。

そのような経緯の中で、銀行も御社に対してどのよう

事業者の見解

事業者といたしまして、地域の方々の小川町の自然 に対する思いや有機農業の里としての誇りを真摯に 受け止め、環境の保全に対する十分な配慮を検討し、 ご理解を賜るよう努めてまいります。

事業による環境影響を回避・低減させるため、環境 に配慮した保全措置を今後確実に実施してまいりま すほか、環境影響評価手続きにおいて、説明会など、 地域の方々へのご説明、ご意見聴取の機会を利用し、 地域の方々のご理解を賜るよう努めてまいります。

意見概要	事業者の見解
に感じるでしょうか。将来性を感じ、融資をしたいと感じ	
るでしょうか。そして、仮に万が一、この事業を無理やり	
押し通し、争いの中で残土処分費用や固定価格買取制度	
に乗じた多少の事業収入があっても、その後も何十年に	
渡って御社が継続、発展していくと思えるでしょうか。今	
の御社の姿勢は非常に刹那的であるように感じます。	
第一回目の残土処分場事業の説明会において、御社の	
社員の方から「私たちはご存知の通り家族経営ですから」	
というような発言があったことを覚えております。	
それであれば、本当に長く継続して家族を守っていけ	
るような、家族に対して誇れる事業を本気になって考え	
て頂きたい。そのために地域住民の声に耳を傾けて頂き	
たいと思います。御社が事業への姿勢を変えれば、必ずや	
後押しする大勢の人々の力が働き、御社の事業は自然に	
発展していくことと思います。それこそが経営者として、	
社員さんを、家族を本当に守り、幸せにしていくことでは	
ないでしょうか。	
メガソーラー計画は一旦白紙にし、どんな事業が地元で求められているのか、世の中で求められているのか。	
で求められているのか、世の中で求められているのか、プリム跡地を本当に活用できる道は何なのか広く意見を聴	
取してみてはいかがでしょうか。もし、本当に耳を傾けて	
取じてみてはいかかでしょうか。もし、本当に耳を傾りて 頂けるということであれば、私自身も是非一度意見をお	
伝えさせて頂きたいと考えております。	
以上が私の意見です。事業内容の見直しと住民との対	
がエルーAVV尼元(y。 事未にはVV元旦して住民とVVN	

話を希望いたします。

意見概要	事業者の見	¬ +-
	里 安 老 (1) 目	コ 4回/
	サ 来有 ソノ 短	セー円点

○97万立方メートルもの残土の搬入を計画しているに もかかわらず、土壌調査がぬけている。ぜひ、お願いし たい。(残土搬入予定地点の数カ所) 土地利用計画では、架台に載せるソーラーパネルの 枚数を変える、架台の角度を変えるなどの対策を行 い、地形に沿ったソーラーパネルの設置を行い、地形 改変量を低減するように努め、盛土 970,000m³、切土 16,500m³としておりました。

ご指摘を受け、造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変えるなどの検討を行い、盛土 720,000m³、切土 365,000m³ として計画を再検討しました。

造成計画の検討結果は、「2-2対象事業の内容 2-2-7土地の造成に関する事項」に記載しました。

また、土搬入に当たっては、地方公共団体などで構成される「UCR 利用調整会議」により排出土量・受け入れ地の調整が行われ、受け入れ地や土壌分析結果により安全性が確認された土を取り扱う UCR(株式会社建設資源広域利用センター)のみを利用し、搬入土の安全性を担保いたします。

このため、土壌調査は計画しておりませんでしたが、ご意見を踏まえまして、現況把握を目的とした現地調査および、事業開始後の事後調査において土壌調査を追加する計画といたします。

○7の動物調査の中の猛禽類調査は、暑さが続き活動時期にあたる9月までにしてほしい。

猛禽類調査については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月、環境省)等を参考に計画しており、確認される可能性が比較的高いと考えられたオオタカやサシバの繁殖期を概ね包含する時期(1月~8月)を予定しています。このため、9月の調査は実施致しませんでした。

○11の自然とのふれあいの道の調査は、鉄道会社が主催するハイキングコースとの関連もあるので、その点も考慮してほしい。

☆池袋から1時間強で訪れることのできる自然の残る小川町。

そこへ、40メガもの太陽光発電所という人工物を作ること自体、全くそぐわない。

100~クタールものプリムローズの跡地は、もっと他の活用があるはず。

現時点では、資金がなく実現できないとしても、手つかずで残しておくべき場所だと考える。

金儲け至上主義がまかり通る日本の貧困だと情けなくなる。

ぜひ、この大規模開発を抜本的に考え直してほしい。
☆それでも、開発するというなら、場内での切り土・盛り
土で整地すべきである。外から残土を持ち込むという
ことは、全ての土を調査しない限りどのような土かわ
からない。雨が降れば、その土にしみ込んで小川の川
へ流れ出す。小川の清流は、有機農業や酒作り・和紙
作りに欠かせないもの。汚すわけにはいかないのであ
る。残土の持ち込みは、絶対に許されない。(持ち込む
となると、10トンダンプで17万台分、1日あたり
200台が往復することになるという。それだけでも、

ご意見を頂いたハイキングコースは、「外秩父七峰 縦走ハイキング大会」のコースであり、自然とのふれ あいの場の調査及び予測・評価地点のうち、「⑪官ノ 倉山ハイキングコース」及び「⑭官ノ倉ハイキングコ ース」のが該当すると考えています。これらの地点は、 道路用地の一部と重なる可能性があることから、具体 的な影響の回避または低減措置を明らかにした上で 予測・評価を実施し、環境保全措置を計画致しました。 今後も、確実に環境保全措置を実施し、ハイキングコ ースの現状の機能を維持するよう努めてまいります。

造成に関する計画に関しまして、計画地に受け入れる土の量を極力低減させるよう、計画地内での切土・盛土量のバランスを変えるなどの検討を行いました。造成計画の検討結果は、「2-2 対象事業の内容 2-2-7土地の造成に関する事項」に記載しました。また土搬入に利用する業者を UCR: 株式会社建設資源広域利用センターに限定することで、安全を確保します。

UCR によって取り扱われる土は、公共や民間の建設 工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、

事業者の見解

大気汚染、交通渋滞、交通事故の危険が増大する。)

東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、UCRで構成される「UCR 利用調整会議」で搬出土量と受け入れ地の調整が行われるものです。UCRに搬入される建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土壌分析基準等)が明確化される仕組みとなっています。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとなっており、問題となる土砂を受け入れることがないようにいたします。

☆排水を貯めるのはゴルフ場開発跡地ということで、排水路と調整池があり、それを活用するとのことだが、数十年の前の施設が機能するのか疑わしい。これが、うまく作用しなければ、鉄砲水や土砂くずれ危険性が増大する。

●これらのことから、開発そのものに反対である。

事業実施に伴う雨水排水及び調整池計画は、現在計画区域内に既設の調整池が存在し、雨水流出量の調整を行っていることから、その既存の調整池を利用するものとしております。調整池の規模は、埼玉県林地開発許可事務取扱要領によって容量計算を行い、ゴルフ場計画時の計算が、現在でも十分余裕のあるものであることを確認しています。また、排水計画についても、埼玉県林地開発許可事務取扱要領に基づき、適切に行っております。

また、調整能力維持のためのメンテナンスとして、 貯まった土砂の撤去などが考えられるため、現状で は、土砂のたい積の進行は進んでいませんが、対策が 必用な状況となった際には、浚渫用ポンプにて浚渫を 行う計画です

意見書(5)

意見概要

事業者の見解

1. 「残土処分場事業」として説明会を4回実施し、これらに対し隣接3地区の2019年4月の総会で業計画に対する反対決議が全会一致で8月に埼玉県の農林部森づくり課に直接手渡しにて提出されました。また同じく反対署名活動では1,011名の署名が集まり同部同課に提出されています。それにも関わらず、2020年1月には、事業内容は「太陽光発電事業」とし、その変更経緯について全く触れず環境影響評価調査計画書の説明会として開催されたことは、町民への不信感を募らせる一方ですが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

事業者といたしまして、地域の方には、説明会など を通じて、事業内容につきましてご説明させていただ いております。

環境影響評価手続きにおける説明会など、地域の 方々へのご説明、ご意見聴取の機会を利用し、地域の 方々のご理解を賜るよう努めてまいります。

意見書(6) 意見概要 事業者の見解 地域の方々の小川町の自然に対する思い、持続可能 1. 自然保護の観点から。 2 年前にプリムゴルフ場跡地を地元の方々と歩きまし な発展を願う思いを真摯に受け止め、環境の保全に対 する十分な配慮を検討し、ご理解を賜るよう努めてま 現時点で森林の状態の自然を破壊しての太陽光発電所 いります。 は必要ないと考えます。 地形を生かして最低限の工事による小規模(50 k w以 下など)なら理解できますが、 95万㎡にも上る残土持込事業を前提のメガソーラー建 設はいらないです。 2. 盛り土用の残土持込について 土搬入に利用する業者を UCR:株式会社建設資源広 現時点でどこからどんな残土が持ち込まれるのか不 域利用センターに限定します。 明、また、空間線量を測っても意味はないです。(土壌の UCR によって取り扱われる土は、公共や民間の建設 放射能汚染チェックの為に空間線量を測ると考えている 工事から発生する建設発生土の有効利用を図るため、 時点で、この業者の放射能汚染に関する知識の低さが分 東京都、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、さいた かります) ま市、相模原市、(独)都市再生機構、東日本高速道 説明会では、「持込残土の放射線量測定は持込事業者側 路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、 がする」と話したと伺いましたが、住民側や行政からのか UCR で構成される「UCR 利用調整会議」で搬出土量と らの「抜き打ち検査」が出来なければ意味がないと考えま 受け入れ地の調整が行われるものです。UCR に搬入さ れる建設発生土は、土質等の受入条件(土質区分、土 壌分析基準等) が明確化される仕組みとなっていま す。受入事業者は、事業目的に合った土質を事前協議 により定め、条件に合ったものを斡旋する仕組みとな っており、問題となる土砂を受け入れることがないよ うに担保されております。 御意見中の「説明会」は、調査計画書の説明会(令 和2年実施)とは別途開催されたものと存じますが、 上記の UCR が斡旋する建設発生土の搬出工事は、1) 首 都圏において国、自治体(都・県・区市町村及び関連の 公社等)が実施する工事、2)首都圏において(独)都市 再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、 首都高速道路(株)が実施する工事、3)首都圏において 公益企業及び UCR 出資会社等の実施する工事、の3種 類に限られております(UCR Web サイト「首都圏事業 の概要」より)こと、除染に伴って発生した土壌は、 市町村等において、国が定めた保管方法に基づき安全 に保管されて(環境省 Web サイト「除染情報サイト」) おり事前協議を経た UCR の斡旋する搬入土に混入さ れることはないこと、本事業では UCR の斡旋する搬入 土に限定すること、などから、放射性物質により汚染 された土砂を受け入れることはございません。 受入土に関する安全性は、上欄に記載のとおり担保 3. 小川町は有機農業で有名な地域です。 万が一、持ち込まれた残土に放射性物質や重金属が混 されております。 今後も、地域の皆様の信頼を得るため、説明会開催・ 入すれば、それらが雨で流されたり、地下水脈を通り田畑 準備書縦覧等の機会を通じて、これら事業の内容につ を汚染します。何年もかけ育んできた土壌は宝です。 現時点で、多くの小川町町民がこの計画を知りません。 いてご説明に努めてまいります。 広報などで、計画、問題点などの情報を広く発信した のち、話し合う場が必要だと考えます。 4. 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に関す 御意見として承ります。 る件。 以下参照ください。 ◎森林環境譲与税の創設 [平成31年度から譲与] 譲与総額:森林環境税の収入額(全額)に相当する額 譲与団体:市町村及び都道府県

使途:(市町村)間伐や人材育成・担い手の確保、木材利 用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進

意見概要	事業者の見解
に関する費用 (都道府県)森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用 今までは地権者が思い通りに出来た山林も、この法律によって、市町村の関わり方も大きく変わってくるのではないでしょうか?	

4-2 方法書についての都道府県知事等の意見及び事業者の見解

4-2-1 知事意見及び事業者の見解

方法書についての埼玉県知事の意見内容は表 4-2-1-1 に、埼玉県知事の意見及び事業者の見解は、表 4-2-1-2 に示すとおりである。

事業者の見解欄のうち、**ゴシック書体**で記載した部分は、「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6の規定に基づく方法書についての意見の概要の送付及び意見の概要等の届出の以降に見直し又は追加を行った事項を示す。

表 4-2-1-1 (1) 埼玉県知事の意見内容

環政第956号 令和2年3月26日

エトリオン・エネルギー3合同会社 代表者 株式会社サンシャインエナジー 職務執行者 加藤 隆洋 様

埼玉県知事 大 野 元



さいたま小川町メガソーラー環境影響評価調査計画書について (通知)

埼玉県環境影響評価条例第8条の規定に基づき、標記調査計画書について別紙のとおり意見を述べます。

意見書

さいたま小川町メガソーラーについての環境影響評価は、下記の事項を勘案 して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1 事業計画について

調査計画書に示された事業概要によると、大規模な盛土や森林の伐採により事業計画地内の土地を大幅に改変する事業計画となっている。

太陽光発電事業は発電時に温室効果ガスを排出しないクリーンな発電事業であるが、大規模開発を伴う場合には環境保全上の懸念が生じることから、詳細な事業計画の策定にあたっては、計画区域周辺の地域の特性を踏まえて、以下の点に留意すること。

ア 事業計画地外からの土砂の搬入は交通量の増加による沿道環境の悪化や CO₂排出量の増加を伴うため、できる限り影響の回避に努めること。

なお、造成(盛土・切土)計画については、複数案を示し、各案の項目 別の評価など比較検討の根拠を明らかにすること。

- イ 環境保全上の支障を生じさせた事例を参考とし、環境保全と両立した形 で適正に太陽光発電を導入する事業計画とすること。
- ウ 当該事業地内では斜面の崩壊が従前から認められていることから、現況 を把握した上で、造成の工法や雨水の排水計画を検討すること。
- エ 供用後も適切な管理を継続するよう、パネルの交換などの発電施設のメンテンナンスのほか、法面の構造や調整池の機能の保持などを含めた維持 管理計画について検討すること。

その際には事業終了後の環境保全措置についても明らかにすること。

オ 環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 全般的事項

- ア 予測及び評価を実施する際には、雨水の排水方法やパネルの配置方法など、予測等に影響を与える条件について具体的に明らかにすること。
- イ パネルの設置方法については、向きや高さなどの構造及びパネルの設置 枚数等の積算根拠を明らかにするとともに、造成後の詳細な等高線など土

地改変の状況を分かりやすく示すこと。

ウ 資材運搬等の車両の走行による環境影響については、事業計画地外から の土砂の搬入に伴い、大型車両の交通量の増加が見込まれることから、交 通安全対策を含めた交通流の変化を踏まえた予測評価を行うこと。

(2) 騒音及び振動

パワーコンディショナー等の設備の設置場所については、工事中及び供用 後の騒音及び振動を考慮し、周辺の住宅から距離を確保すること。

(3) 水象

パネル設置による雨水の表面流出の変化及び近年の豪雨災害を踏まえて、 ゴルフ場造成時の設計計算にとらわれず、調整池の容量を十分確保すること。 また、調整池のもつ機能が常に維持されるよう定期的に確認し、必要に応 じて浚渫を行う等、適正に管理すること。

(4) 地盤及び地象

- ア ゴルフ場の造成工事の際に改変された土地の範囲及びその後の斜面崩壊などの状況を明らかにすること。
- イ 盛土に使用する土砂の入手方法及び土質の管理方法について示した上 で、土地の安定性について予測・評価すること。

(5)動物·植物·生態系

- ア 森林の伐採範囲を示すとともに、供用後のパネル周辺の植生の管理について明らかにすること。
- イ 谷沿いに盛土をする計画であり、湿地を好む動植物や谷沿いに出現する 種への影響が予想される。影響を受けやすい環境の動植物の状況が把握で きるよう、調査ルート等を配置すること。

また、生態系の影響予測においても、このような環境を好む種への影響が把握できるよう種を選定すること。

- ウ 事業計画地により野生動物の生息域が損なわれ、行動範囲が分断される おそれがあることから、その対策について具体的に示すこと。
- エ 事業計画地外から搬入される土砂により、外来種が混入するおそれがあるため、その対策等を検討すること。
- オ 事業計画地周辺で活動する環境保全団体等から情報収集を行い、調査、 予測及び評価に活かすこと。

表 4-2-1-1 (4) 埼玉県知事の意見内容

(6) 景観及び自然とのふれあいの場

ア 事業計画地が官ノ倉山のハイキングコースを一部分断していることから、自然とのふれあいの場の利用者や日常的な散策者等に聞き取り調査を し、利用状況を把握した上で、影響を評価すること。

イ 主要な眺望点のみを調査地点としているが、コース沿いの眺望点や身近 な景観における眺望点についても選定すること。

(7) 廃棄物

パネルやパワーコンディショナーの更新及び事業終了後の施設の撤去について実行可能性のある計画を示し、予測及び評価をすること。

3 事後調査等について

- ア 事後調査は供用開始後、安定的に発電するようになった段階で実施する こと。
- イ 発電事業を終了した際には、必要な措置を講じた後、その旨を知事に報 告すること。
- ウ 草刈り等、将来変更される可能性のある事業計画に係る評価項目については、予め現地調査を行っておき、事後調査等にてフォローアップをするなど柔軟な対応を検討すること。

埼玉県知事の意見

事業者見解

1. 事業計画について

調査計画書に示された事業概要によると、大規模な盛土や森林の伐採により事業計画地内の土地を 大幅に改変する事業計画となっている。

太陽光発電事業は発電時に温室効果ガスを排出しないクリーンな発電事業であるが、大規模開発を伴う場合には環境保全上の懸念が生じることから、詳細な事業計画の策定にあたっては、計画区域周辺の地域の特性を踏まえて、以下の点に留意すること。

事業計画地外からの土砂の搬入は交通量の増加による沿道環境の悪化や CO₂ 排出量の増加を伴うため、できる限り影響の回避に努めること。

なお、造成(盛土・切土)計画については、複数案を示し、各案の項目別の評価など比較検討の根拠を明らかにすること。

造成(盛土・切土)計画につきましては、「2-2 対象事業の内容 2-2-7 土地の造成に関する事項 (2)土地造成計画(盛土・切土)の複数案検討」に示すとおり、①現地形を最大限活かし切土を避ける案、②盛土・切土のバランスをとり土砂の搬入を最低限とする 2 つの案を作成し、比較検討しました。その結果、②案を採用することにより、土砂搬入量を 953,500m³から355,000m³と 6 割以上低減しました。これにより土砂の搬入車両台数の抑制に努め、交通量の増加による沿道環境悪化や CO2排出量の増加などによる影響の低減に努めました。

環境保全上の支障を生じさせた事例を参考とし、 環境保全と両立した形で適正に太陽光発電を導入する事業計画とすること。 環境保全上の支障を生じさせた事例は「2-2対象事業の内容 2-2-10 環境保全上の支障を生じさせた参考事例」に整理しました。事例は、強風により太陽光パネルが飛ばされるもの、法面が崩落したもの、濁水が発生したものなどが確認できました。これらの事例を参考に、適切な事が進ました。また、濁水流出防止のための調整池について、十分な容量を確保し、適ののの、非が低減されていることを確認しておりが低減されていることを確認しておりが低減されていることを確認しております(「8-1調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-2 水環境 (1)水の濁り 2)予測及び評価の結果」参照)。

当該事業地内では斜面の崩壊が従前から認められていることから、現況を把握した上で、造成の工法や雨水の排水計画を検討すること。

2019 年の台風被害により崩壊した斜面についての測量、調査を実施し、現状を把握しております。「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-3 その他の環境 (1)地盤(土地の安定性) 1)調査結果の概要」に示すとおり、以前進められていた開発による盛土で発生していることを把握しております。また、開発半ばで放置されており、排水施設などにより雨水が適切に処理されていなかったことが、大きな原因であると推定されました。この結果に基づき、造成の工法や雨水の排水計画の検討を行っております。

表 4-2-1-2 (2) 埼玉県知事の意見及び事業者の見解

埼玉県知事の意見

事業者見解

供用後も適切な管理を継続するよう、パネルの交換などの発電施設のメンテナンスのほか、法面の構造や調整池の機能の保持などを含めた維持管理計画について検討すること。

その際には事業終了後の環境保全措置についても 明らかにすること。 供用後の管理は、事業者と契約したメンテナンス会社等に、定期的な管理・点検などの支援を受け適切に実施します。「2-2 対象事業の内容 2-2-9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項 (5)発電事業の維持管理計画」に示すとおり、破損率もわずかで、適切な管理実績が確認できます。

事業終了後の環境保全措置については、事業終了後の施設撤去費用等の確保のため、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に基づき基金を設けることを事業計画に含めています。この内容についても、「2-2対象事業の内容 2-2-9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項 (5)発電事業の維持管理計画」に記載しました。

環境影響評価の実施に当たっては、事業計画の詳細を積極的に公表するよう努め、住民からの意見等に配慮すること。

「第2章対象事業の目的及び内容」において、事業計画の内容を公表しました。事業計画を策定するにあたっては、住民からの意見に配慮し、造成計画の複数案検討や改変区域の縮小計画を策定しました。

2. 調査、予測及び評価について

(1) 全般的事項

予測及び評価を実施する際には、雨水の排水方法やパネルの配置方法など、予測等に影響を与える条件について具体的に明らかにすること。

予測等に影響を与える条件に関し、雨水の排水方法については、「2-2 対象事業の内容 2-2-6 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項(8)工事中の排水に関する事項」及び「2-2 対象事業の内容 2-2-9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項(7)雨水排水及び調整池計画」に記載しました。

また、パネルの配置方法については、「2-2対象事業の内容 2-2-5特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項(1)主要施設の配置計画及び土地利用計画」に記載しました。

パネルの設置方法については、向きや高さなどの 構造及びパネルの設置枚数等の積算根拠を明らかに するとともに、造成後の詳細な等高線など土地改変 の状況を分かりやすく示すこと。 太陽光パネルの設置状況は、「2-2 対象事業の内容 2-2-5 特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項 (1)主要施設の配置計画及び土地利用計画」に記載しました。

また、太陽光パネルの枚数の積算根拠は、「2-2 対象事業の内容 2-2-9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項 (2)太陽光パネルの設置枚数」に記載しました。

造成後の詳細な土地改変状況は、「2-2 対象事業の内容 2-2-7 土地の造成に関する事項(1)土地造成計画」において「図2-2-16」に造成計画平面図、「図2-2-17」に造成計画断面図を記載しました。

埼玉県知事の意見

資材運搬等の車両の走行による環境影響については、事業計画地外からの土砂の搬入に伴い、大型車両の交通量の増加が見込まれることから、交通安全対策を含めた交通流の変化を踏まえた予測評価を行うこと。

事業者見解

事業による資材運搬等の車両の増加に関しては、「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-1 大気環境 (2) 騒音 2) 予測及び評価の結果 ①工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用 (a) 工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働 a) 予測 (オ) 予測条件」に記載したとおり、増加する交通量は、往復で大型車が 244 台/日、小型車が 70 台/日、合計で 314台/日となりました。これは、国道 254 号の交通量の 4.5%と、現況を大きく変えるものをはなっておりません。さらに、計画的かつ効率的な運航管理に努め、車両台数を平準化することなどから、交通流への影響は小さいと予測します。

(2) 騒音及び振動

パワーコンディショナー等の設備の設置場所については、工事中及び供用後の騒音及び振動を考慮し、 周辺の住宅から距離を確保すること。 パワーコンディショナー等の設置場所については、「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-1 大気環境 (2)騒音 2)予 測及び評価の結果 ①工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用 (c)施設の稼働(騒音) b)予測(オ)予測条件」における「図8-1-1-28」に記載しました。周辺の住宅から距離を取った、対象事業実施区域の内部に設置するよう配置しています。

(3) 水象

パネル設置による雨水の表面流出の変化及び近年 の豪雨災害を踏まえて、ゴルフ場造成時の設計計算 にとらわれず、調整池の容量を十分確保すること。

また、調整池のもつ機能が常に維持されるよう定期的に確認し、必要に応じて浚渫を行う等、適正に 管理すること。 調整池は、雨水の流入に耐えうるよう、十分な容量を確保します。「2-2対象事業の内容 2-2-6工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 (7)工事中の排水に関する事項2)調整池計画」に、今回新たに容量を確認した結果を記載しました。

調整能力維持のためのメンテナンスとしては、貯まった土砂の撤去を計画しております。 工事中は3ヶ月に一度定期的に、施設稼働時には管理者による巡回により対策が必用な状況が確認された際には、浚渫用ポンプにて浚渫を行う計画です。

(4) 地盤及び地象

ゴルフ場の造成工事の際に改変された土地の範囲 及びその後の斜面崩壊などの状況を明らかにすること。 2019 年の台風被害により、ゴルフ場の造成 工事の際に改変された箇所が崩壊しました。こ の崩壊した斜面についての測量、調査を実施 し、状況を把握しております。

現地調査の結果は、「8-1 調査の結果の概要 並びに予測及び評価の結果 8-1-3 その他の環 境(1)地盤(土地の安定性) 1)調査結果の概 要」に記載しました。

以前進められていた開発による盛土で発生していること、開発半ばで放置されており、排水施設などにより雨水が適切に処理されていなかったことが大きな原因であること、などが推定されました。この結果に基づき、造成の工法や雨水の排水計画の検討を行っております。

表 4-2-1-2(4) 埼玉県知事の意見及び事業者の見解 事業者見解 埼玉県知事の意見 盛土に使用する土砂の入手方法及び土質の管理方 盛土に使用する土搬入に利用する業者を 法について示した上で、土地の安定性について予測・ UCR (株式会社建設資源広域利用センター) に 評価すること。 限定します。受入れる土質の条件を明確にし、 条件に合ったものを盛土に使用することで、土 質の管理を行います。この様な管理条件を基 に、土地の安定性について行った予測・評価を 「2-2対象事業の内容2-2-8 当該土石の捨て場 又は採取場に関する事項」に記載しました。 (5)動物・植物・生熊系 森林の伐採範囲を示すとともに、供用後のパネル 伐採範囲を、「2-2 対象事業の内容 2-2-7 土 地の造成に関する事項 (3)樹木伐採の場所及 周辺の植生の管理について明らかにすること。 び規模」に記載しました。 供用後の太陽光パネル周辺の植生の管理に ついては、「2-2 対象事業の内容 2-2-9 供用開 始後の定常状態における操業規模に関する事 項(6)緑化計画」に記載しました。 「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評 谷沿いに盛土をする計画であり、湿地を好む動植 価の結果 8-1-4 動物」及び「同 8-1-5 植物」 物や谷沿いに出現する種への影響が予想される。影 響を受けやすい環境の動植物の状況が把握できるよ に調査ルートを含む調査地点を示し、それぞれ う、調査ルート等を配置すること。 設定根拠を示しました。生息・生育環境を示す また、生態系の影響予測においても、このような 代表的な植生を踏まえて、対象事業実施区域内 環境を好む種への影響が把握できるよう種を選定す の湿地や谷沿いも含めた環境を調査しました。 ること。 その上で、対象事業実施区域及びその周辺の 重要な地域特性として「谷沿いの湿地的な環 境」を挙げ、そのような環境に生息する候補種 から特殊性注目種としてミゾゴイを選定し、影 響を出来る限り定量的に予測しました(「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-6 生態系 (1)地域を特徴づける生態系 1) 調査結果の概要②複数の注目種等の生態、他 の動植物との関係又は生息若しくは生育環境 の状況 (a)注目種の選定 c)特殊性注目種」参 照)。 事業計画地により野生動物の生息域が損なわれ、 「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評 行動範囲が分断されるおそれがあることから、その 価の結果 8-1-4 動物 (1) 重要な種及び注目す 対策について具体的に示すこと。 べき生息地 2) 予測及び評価の結果 ①工事の 実施、土地又は工作物の存在及び供用の影響 (a) 工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働、 造成等の施工による一時的な影響、地形改変及 び施設の存在、太陽光パネル等の撤去・廃棄 b) 予測 (オ)評価の結果」における「表 8-1-4-95 動物に係る環境保全措置」に対策について記載 しました。特に、過去に着手された開発により 大きな改変が行われていないと推定される対 象事業実施区域北部の森林部分において改変 を回避することで、まとまった連続性のある生

た。

物の生息環境が確保されるよう配慮致しまし

埼玉県知事の意見

事業者見解

事業計画地外から搬入される土砂により、外来種が混入するおそれがあるため、その対策等を検討すること。

事業計画地外から搬入される土砂に伴う外来種の混入については、第一に搬入する土砂の量を大きく抑制することで対策を行うことを検討します。具体的には、事業計画地内での切土・盛土のバランスを見直した計画案を策定し、盛土には可能な限り事業計画地内で発生した土砂を利用する計画案を検討し、事業計画地外からの土砂の搬入を減らします(「2-2 対象事業の内容 2-2-7 土地の造成に関する事項(2)土地造成計画(盛土・切土)の複数案検討」参照)。

さらに、事業計画地外から搬入する土砂についても、近隣県からのものに限定することで、気候帯の異なる地域など大きく生態系の異なる地域からの搬入は避け、外来種の混入リスクを低減します(「2-2 対象事業の内容 2-2-8 当該土石の捨て場又は採取場に関する事項」参照)。

また、外部から搬入した土により盛土した範囲は、優先的に対象事業区域内の表土を敷くことにより、在来種による緑化が進むよう努めます(「2-2対象事業の内容 2-2-9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項 (6) 緑化計画」参照)。

事業計画地周辺で活動する環境保全団体等から情報収集を行い、調査、予測及び評価に活かすこと。

埼玉県での活動実績のある NPO 法人から情報収集を行い、調査、予測及び評価に活かしました(「8-5 準備書段階における専門家等の助言の内容について」参照)。

(6) 景観及び自然とのふれあいの場

事業計画地が官ノ倉山のハイキングコースを一部 分断していることから、自然とのふれあいの場の利 用者や日常的な散策者等に聞き取り調査をし、利用 状況を把握した上で、影響を評価すること。 自然とのふれあいの場の調査は、既存資料整理のほか、現地調査により計画区域周辺にある公園やハイキングコース等について、合計 24箇所の利用状況等を調査しました(「8-1調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-8人と自然との触れ合いの活動の場」参照)。

また、官ノ倉山ハイキングコースの利用者に 聞き取りを行い、周辺の方が日常の散歩コース にしていることや、町外からの登山客も多いこ とを把握しました。これを踏まえ、対象事業区 域内を通るハイキングコースは、自由に通行で きるようにし、看板の設置や、工事時の警備員 の配置などによる安全対策を図るなど、利用者 への影響を低減する環境保全措置を講じます (「8-1調査の結果の概要並びに予測及び評価 の結果 8-1-8 人と自然との触れ合いの活動の 場 2) 予測及び評価の結果 ①工事の実施、土地 又は工作物の存在及び供用 (a)工事用資材等 の搬出入、建設機械の稼働、地形改変及び施設 の存在、施設の稼働、太陽光パネル等の撤去・ 廃棄 b) 予測 (オ) 予測の結果」及び「c) 評価の 結果 (参照)。

主要な眺望点のみを調査地点としているが、コース沿いの眺望点や身近な景観における眺望点についても選定すること。

景観調査地点につきましては、パネル設置位置を囲うように残置林が存在し、また、パネルの設置場所も、近隣居住地などの下側から見通

表 4-2-1-2 (6) 埼玉県知事の意見及び事業者の見解

表 4-2-1-2 (6) 埼玉県知事の意見及ひ事業者の見解		
埼玉県知事の意見	事業者見解	
	せない場所が多くなっています。しかしながら、ご指摘の通り囲繞景観の観点からの影響評価は重要ですので、再度ハイキングコースなど身近な景観からの眺望を確認し、囲繞景観調査地点として8地点追加しました。さらに住民意見も踏まえ、眺望点として1地点を追加検討(小川町富士山)しました(「8-1調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-7景観」参照)。	
(7) 廃棄物		
パネルやパワーコンディショナーの更新及び事業 終了後の施設の撤去について実行可能性のある計画 を示し、予測及び評価をすること。	廃棄時の処理費用を、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に基づき、積み立てする計画です。廃棄時の処理費用の見積もりについても、同ガイドラインで示されている「資本費の5%以上」を目安にしました。この計画を基に、予測及び評価をしました。積み立てについては事業計画の内容とし、「2-2 対象事業の内容2-2-9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項(5)発電事業の維持管理計画」に記載しました。	
3. 事後調査等について		
事後調査は供用開始後、安定的に発電するようになった段階で実施すること。	供用開始後、安定的に発電するようになった 段階において、事後調査を行うよう計画しました(「8-3事後調査」参照)。	
発電事業を終了した際には、必要な措置を講じた 後、その旨を知事に報告すること。	発電事業を終了した際には、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に基づき積み立てた資金により廃棄物処理を適切に行い、パネル撤去後の計画地は、地域の植生を考慮した樹種の植樹を行うなどの措置を講じた後、その旨を知事に報告します。この内容についても、「2-2対象事業の内容2-2-9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項(5)発電事業の維持管理計画」に記載しました。	
草刈り等、将来変更される可能性のある事業計画に係る評価項目については、予め現地調査を行っておき、事後調査等にてフォローアップをするなど柔軟な対応を検討すること。	施設の稼働時は、除草剤などの農薬を使用せず、草刈りにより維持管理を行う計画となっております。しかしながら、ご指摘の懸念、及び農薬を使用していないことが確認できるよう、予め水質・土壌調査を行い、環境監視計画において調査を計画しました(「8-2 環境保全のための措置 8-2-3 環境監視計画」参照)。	

4-2-2 関係町村意見及び事業者の見解

方法書についての小川町長の意見及び事業者の見解は、表 4-2-2-1 に、寄居町長の意見 及び事業者の見解は、表 4-2-2-2 に示すとおりである。

ときがわ町長、東秩父村長の意見はなかった。

事業者の見解は、「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6の規定に基づく方法書についての意見の概要の送付及び意見の概要等の届出以降に作成した。

表 4-2-2-1 (1) 小川町長の意見及び事業者の見解

表 4-2-2-1 (1) 小川町長の意見及び事業者の見解		
小川町長の意見	事業者見解	
対象事業の計画区域は、小川町第 5 次総合振興計画の土地利用構想においてレクリエーションゾーンとして位置付けられている。また、小川町都市計画マスタープランの土地利用方針図では、レクリエーション用地の区域となっているので、周囲の自然環境との調和に努めること。	対象事業実施区域周辺が、レクリエーション 用地としての機能を損なわないため、ハイキン グコースの自由な利用ができるよう、コースは フェンスなどで遮断しないよう土地利用を計 画しました。また、工事時には警備員を置くな ど、利用者の安全性も確保し、残置林の配置に より施設を利用者から見えないよう工夫する など、周囲の自然環境との調和に努めました。	
2.2)「埼玉県 5 か年計画-希望・活躍・うるおいの 埼玉(平成 29 年度〜平成 33 年度)」においても、太 陽光を筆頭に再生エネルギーの利用が宣言されてお りとあるが、県計画との整合性を図られたい。	準備書において、「埼玉県のエネルギー施策では、埼玉県は日本で使用するエネルギーの約3%を消費する大消費地であることから、再生可能エネルギーの導入・普及に取り組むとされており、大規模太陽光発電施設(メガソーラー等)についても、県独自の太陽光発電の率先導入の取組を行っている(埼玉県ホームページ)」と記述を改め、県の施策との整合性を図りました。	
2.6.1) 地形改変量が最小限となるよう努める(盛 土量が970,000m³、切土量が15,500m³)とされ、大量 の土砂が持ち込まれることになる。基本的に事業地 内での切土・盛土を計画されたい。	ご指摘を踏まえ、事業計画を見直し、対象事業実施区域内での切土範囲を増やし、盛土のための搬入土量を低減させました。この結果、搬入土量は、当初案が953,500m³(意見中の切土量15,500m³は、16,500m³の誤り)であったのに対し、計画変更後は355,000m³と6割以上の削減を行いました。	
2.6.3(7)施設は無人稼動、その維持管理は、遠隔操作により作業を行う草刈機により効率的に行うとあるが、機械の故障、有事の際など、緊急事態に対応する人的な対応を示されたい。	草刈り、及び施設の稼働自体は無人で行いですが、施設には警備・管理者を配置する計画としており、緊急事態に対応できるよう備えています。	
2.7.3)(5)保全すべき動物種については、計画区域 外への移動を容易にする等の環境保全措置を検討し とあるが、改変区域が519,000m²(表2.6-1)であり、 生態系への影響が懸念される。具体的な環境保全措 置対策を示されたい。	事業計画を見直し、対象事業実施区域北部の森林を残存させる計画とし、改変区域を433,700m²に縮小して生態系への影響を低減しました。その他、工事工程を調整し、猛禽類の繁殖への配慮を行う、可能な限り現地発生表土の巻き出しによる植生の早期回復に努めるなど、具体的な環境保全措置対策を採用しました。環境保全措置は、「8-1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 8-1-4 動物」及び「同8-1-5 植物」及び「同8-1-6 生態系」の各章に記載したほか、「8-2 環境保全のための措置」に記載しました。	

表 4-2-2-1 (1) 小川町長の意見及び事業者の見解

小川町長の意見	事業者見解
2.7.3)(6)搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運航管理に努める、2.7.3)(8)2)計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努めるとあるが、渋滞が生じないとする根拠や交通に支障がないようにする具体的な方法を示されたい。	渋滞や交通の支障を避けることを目的の一つとして造成計画の見直しを行い、盛土量・切土量のバランスをとる計画に変更した結果、工事関係車両は、建設工事時において、往復で314台/日(大型車244台/日、小型車70台/日)に低減しました。工事関係車両の割合は、国道254号の4.5%と現状を大きく変えるものではありません。加えて搬出入の車両を分散させることで、渋滞を生じさせる可能性は低いものと考えております。
計画区域内に法定外公共物が多数含まれている。 現在、法定外公共物について売り払いも賃貸も行わ ない旨の方針を開発業者に通知してある状況であ る。したがって、当環境影響評価の計画区域からは 除外して事業計画区域を設定されたい。	小川町と協議をさせていただいております。
変電所が建築物である場合は、都市計画法に基づく許可が必要となる可能性があるので、協議すること。	小川町都市政策課との協議(令和3年4月5日)にて、変電所が都市計画法に基づく許可が 必要ない施設であることを確認しました。
2.3.2)(5)埼玉県道 30 号飯能寄居線、2.7.2)国道 254号とあるが、記載を国道 254号に統一するなど、 整合性を図られたい。	埼玉県道30号飯能寄居線の表記を、国道254 号の表記に統一しました。
計画区域内に埋蔵文化財包蔵地はないが、盛土・ 切土による造成が行われるため、事業中に遺物や遺 構等が出土した際は協議すること。	事業中に遺物や遺構等が出土した際は、小川 町と協議を行います

表 4-2-2-2 寄居町長の意見及び事業者の見解

寄居町長の意見	事業者見解
計画に関する住民からの意見等に誠意をもって適切に対応すること。	計画に対していただいた住民の意見には誠意をもって対応いたします。 方法書手続き中にいただいた意見につきましても、造成計画の見直し、改変区域の縮小などを実施し、適切に対応すべく努めてまいりました。
法令を遵守し計画に沿った事業を行い、問題が起きたときは、速やかに当町を含む関係機関に連絡を行い、迅速な対応を行うこと。	法令を遵守し、計画に沿った事業を行っていきます。万一、問題が生じた場合には、速やかに関係機関に連絡を行い、問題解決のための迅速な対応に努めます。